

令和 5 年

# 6月熊取町議会定例会会議録

令和 5 年 6 月 13 日開会

令和 5 年 6 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和5年6月定例会会議録目次

(6月13日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 令和4年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 令和4年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	4
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
1. 田中豊一議員	9
1) 都市計画道路大阪岸和田南海線の進捗状況について	
①現在の進捗状況と用地買収の目途について	
②大阪外環状線4車線化の目途について	
③都市計画道路大阪岸和田南海線の都市計画道路の線形変更は可能かについて	
2) 京都大学複合原子力研究所との連携の取組みについて	
①BNCT研究による医療先端地域への取組みについて	
②新たな加速器の実現等の話し合いについて	
③熊取町の発展に役立つ研究等のヒアリング実施について	
3) 教職員の働き方改革について(中学校クラブ活動指導の地域移行)	
①地域移行に於ける、スポーツ庁のスケジュールやスキームおよび町の取り組みのスケジュールについて	
②スポーツ関係団体の受け入れについてのアンケートやヒアリングの実施について	
③地域移行に向けた「大阪体育大学」との連携協定の進捗状況について	
④「関西医療大学」「大阪観光大学」へのアプローチ状況について	
2. 二見裕子議員	18
1) 公民館・町民会館ホール建て替えの状況について	
①建て替え工事の進捗状況について	
②令和6年4月オープンの進捗状況について	
③採用募集をしていた文化振興企画専門員の人材確保について	
④こけら落とし等開館イベントの内容について	
⑤オープン後の事業の具体的な予定について	
⑥重要業績評価指標KPI実績値等調査票にある今後の具体的な取り組みの方向性について	
⑦コロナ以前の旧公民館・町民会館ホールと比べた稼働率の目標について	
2) 障がい者の地域生活支援事業について	
①移動支援事業について	
②肢体不自由の身体障がい者手帳をお持ちの方で、18歳以上の重度(1級・	

2級)の方の人数について	
③移動支援事業を利用されている人数と年間の一人当たりの時間数について	
④移動支援事業の利用対象者の拡大について	
3) 自転車乗車時のヘルメット購入について	
①道路交通法の改正を受け、ヘルメット装着を促すための購入費助成について	
3. 坂上昌史議員 .....	30
1) 給食費の無償化について	
2) 学校と保護者のコミュニケーションのDXについて	
4. 田中圭介議員 .....	34
1) 小中学校の給食について	
①小中学校の給食費完全無償化の予定について	
②給食時の様子と黙食について	
2) 自転車について	
①小中学生また浪商学園・体大生へのヘルメット着用の啓発について	
②外環や広い車道への自転車レーン設置について	
③通学時、信号待ちの歩行者だまりに自転車が突っ込んでくることへの対処方法について	
3) 文化芸術振興費補助金について	
①この補助金を取る仕事は区長会なのか職員なのかについて	
②令和4年度に継承枠・振興枠に応募した自治体の数について	
③振興枠で応募した自治体の採択された割合について	
5. 多和本英一議員 .....	46
1) 区・自治会の問題について	
①町が把握している区・自治会での問題点について	
②区・自治会への加入促進の取組みについて	
③町政運営方針に記載されている、区・自治会との「直接対話」について	
2) 障がい者施策について	
①障がい者の社会参加を支える環境整備の現状について	
6. 大林隆昭議員 .....	54
1) 部活動の地域移行について	
①熊取町でのこれまでの取り組みについて	
②部活動指導員の応募状況について	
③これまでの部活動維持に充てていた予算と受益者負担の有無について	
④部活動が地域移行するために必要な予算の見込みについて	
⑤予算確保のための取り組みについて	
⑥一部の部活動の先行した地域移行について	
2) 高齢者の外出支援について	
①運転免許証を返納された方への外出支援策について	
②シニアカー購入への補助金について	
7. 渡辺豊子議員 .....	61
1) 投票率の向上について	
①投票率の向上にどの様に取り組んでいるかについて	
②障がい者・高齢者の方をサポートするための「投票支援カード」導入について	

- ③移動期日前投票所の開設について
- 2) 少子化対策について
  - ①本町の合計特殊出生率について
  - ②出生率が府下平均より低い現状への考えについて
  - ③国の「結婚新生活支援事業」の導入について
- 3) 認知症施策について
  - ①認知症サポーター養成講座の実施状況について
  - ②チームオレンジの取り組み状況について
  - ③家族への支援の取り組み内容について
  - ④認知症高齢者等個人賠償責任保険事業導入の検討状況について
- 4) 学童保育所のトイレの洋式化について
  - ①各学童保育所のトイレの洋式化の現状について
  - ②洋式化に向けての計画について

(6月14日)

出席議員 .....	75
議事日程 .....	75
一般質問(続き) .....	76
1. 坂上巳生男議員 .....	76
1) 手話言語条例制定後の取り組みについて	
①条例制定以後に取り組みられた新たな施策、進んだ事業について	
②急病や交通事故など緊急時の手話通訳者の派遣対応について	
③「手話に関する施策の基本方針」策定・変更や施策の実施におけるろう者及びその関係者からの意見の聴取について	
2) 熊取町地球温暖化対策実行計画の推進について	
①今年度の具体的な取り組みについて	
②再生可能エネルギーの活用や省エネを促進するための補助制度について	
2. 文野慎治議員 .....	85
1) 防災対策について	
①地区別自主防災マニュアルの作成について	
②校区別の避難所運営マニュアルの作成について	
③3者会議の進捗状況について	
④女性防災士50人育成のスケジュールについて	
⑤6月2日の線状降水帯発生による、豪雨時の災害発生時の危険箇所監視体制と、その後の安全確認について	
2) コロナ禍後の施策について(早急な対策を講じる必要のある取り組みについて)	
①高齢者・福祉・医療分野について	
②商工農業分野について	
③生活・地域コミュニティ分野について	
④子ども分野について	
⑤学校教育分野について	
3. 矢野正憲議員 .....	95
1) 自転車ヘルメット購入補助の導入について	
2) 改正法施行を契機に交通ルールの順守に対する意識を高める取り組みについて	

①交通ルールの順守や安全走行に対する意識を高める取組みについての熊取町の考えや警察との連携について	
4. 石井一彰議員	104
1) スポーツによる町の活性化について	
①各種スポーツイベントや全国大会の開催について	
(1)実績と今後の開催予定について	
②スポーツ庁の「スポーツによる地域活性化推進事業」について	
(1)補助金の利用実績及び、今後の活用予定の有無について	
2) 熊取町スポーツリーダーバンクについて	
①現在の登録者数とマッチングの実績について	
②今後の課題について	
3) 若者の定住促進の施策について	
①大学の学生が卒業後、本町から出て行ってしまいう現状の対応策について	
4) 熊取町地球温暖化対策実行計画について	
①再生可能エネルギー導入戦略について	
(1)2030年のCO <sub>2</sub> 削減量の目標である19231 t-CO <sub>2</sub> は目標達成可能かについて	
(2)公共施設以外の大規模な太陽光発電設備導入予定地の有無について	
5) チャットGPTについて	
①行政に取り入れる予定について	
5. 江川慶子議員	111
1) 国民健康保険について	
①「国民健康保険財政調整基金」を活用した保険料の引き下げについて	
②マイナ保険証の発行状況と、町でのトラブル発生状況（資料提出）および今後の対応について	
2) 加齢による難聴者への補聴器購入補助について	
①高齢者の社会参加や認知症予防のための補聴器購入補助の導入について	
提案理由説明	
議案第29号 公平委員会委員の選任同意について	120
質 疑	121
採 決	121
提案理由説明	
議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について	121
質 疑	121
採 決	121
提案理由説明	
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について	121
質 疑	122
採 決	122
提案理由説明	
議案第32号 農業委員会委員の任命同意について、議案第33号 農業委員会委員の任命同意について、議案第34号 農業委員会委員の任命同意について、議案第35号 農業委員会委員の任命同意について、議案第36号 農業委員会委員の任命同意について、議案第37号 農業委員会委員の任命同意について、議案第38号 農業委員会委員の任命同意について、議案第39号 農業委員会委員の任命同意について、議	

議案第40号 農業委員会委員の任命同意について、議案第41号 農業委員会委員の任命同意について、議案第42号 農業委員会委員の任命同意について、議案第43号 農業委員会委員の任命同意について、議案第44号 農業委員会委員の任命同意について、議案第45号 農業委員会委員の任命同意について、議案第46号 農業委員会委員の任命同意について、以上15件一括付議	122
質 疑	123
採 決	124
提案理由説明	
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について	125
質 疑	126
採 決	126
提案理由説明	
議案第48号 熊取町公民館条例	126
質 疑	128
総務文教常任委員会付託	128
提案理由説明	
議案第49号 熊取町文化ホール条例	128
質 疑	130
総務文教常任委員会付託	130
提案理由説明	
議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）	130
質 疑	131
総務文教常任委員会付託	131
提案理由説明	
議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））	131
質 疑	131
総務文教常任委員会付託	131
提案理由説明	
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））	132
質 疑	132
総務文教常任委員会付託	132
提案理由説明	
議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について	132
質 疑	133
総務文教常任委員会付託	133
提案理由説明	
議案第54号 グランドピアノの購入について	133
質 疑	134
総務文教常任委員会付託	134
提案理由説明	
議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	134
質 疑	136

総務文教常任委員会付託 .....	136
提案理由説明	
議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号) .....	136
質 疑 .....	136
事業厚生常任委員会付託 .....	136
 (6月27日)	
出席議員 .....	139
議事日程 .....	139
委員会報告 .....	140
議会運営委員会報告 .....	140
議案第48号 熊取町公民館条例、議案第49号 熊取町文化ホール条例、議案第50号 工事請負契約の締結について(熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事)、 議案第51号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校大規模改造工事(3 期))、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取中学校トイレ改 修工事(2期))、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購 入について、議案第54号 グランドピアノの購入について、議案第55号 令和5年 度熊取町一般会計補正予算(第4号)、以上8件一括付議 .....	140
総務文教常任委員会委員長報告 .....	140
質 疑 .....	141
採 決 .....	141
議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号) .....	143
事業厚生常任委員会委員長報告 .....	143
質 疑 .....	143
採 決 .....	143
提案理由説明	
議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第5号) .....	143
質 疑 .....	144
採 決 .....	153
提案理由説明	
委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例 .....	153
質 疑 .....	154
採 決 .....	154
提案理由説明	
議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づ く同法の抜本的改正を求める意見書、議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓 延防止への取り組み体制の強化を求める意見書、議員提出議案第6号 特別支援学 校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、以上3件一括付議 .....	154
質 疑 .....	157
採 決 .....	157
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....	157

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）



## 令和5年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和5年6月13日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	木村 直義	健康福祉部統括理事	石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	山田 大河
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会計管理者兼会計課長	野原 孝美
教 育 次 長	阪上 敦司	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	阪上 高寛
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第29号	公平委員会委員の選任同意について
議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第31号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第32号	農業委員会委員の任命同意について
議案第33号	農業委員会委員の任命同意について
議案第34号	農業委員会委員の任命同意について
議案第35号	農業委員会委員の任命同意について
議案第36号	農業委員会委員の任命同意について
議案第37号	農業委員会委員の任命同意について
議案第38号	農業委員会委員の任命同意について
議案第39号	農業委員会委員の任命同意について
議案第40号	農業委員会委員の任命同意について
議案第41号	農業委員会委員の任命同意について
議案第42号	農業委員会委員の任命同意について
議案第43号	農業委員会委員の任命同意について
議案第44号	農業委員会委員の任命同意について

- 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について
- 議案第48号 熊取町公民館条例
- 議案第49号 熊取町文化ホール条例
- 議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）
- 議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））
- 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））
- 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
- 議案第54号 グランドピアノの購入について
- 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。令和5年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和5年第1回熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、5月18日から25日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した。」ということでございます。

ご参考までに、令和5年4月30日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

令和4年度

一 般 会 計	6,916万 507円
国民健康保険事業特別会計	1億2,738万9,704円
介護保険特別会計	538万8,463円
墓地事業特別会計	266万3,000円
後期高齢者医療特別会計	224万3,879円

令和5年度

一 般 会 計	1億9,113万 669円
国民健康保険事業特別会計	9,612万8,113円
介護保険特別会計	2,320万9,680円
墓地事業特別会計	770万円
後期高齢者医療特別会計	849万9,462円

下水道事業会計 2億7,338万5,624円  
歳入歳出外現金 2,713万2,982円  
となっております。

以上で報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和5年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

日に日に夏らしい暑さとなっております中で、例年より早い梅雨入りとなりました。今後多くなる水災害に備えまして、引き続き、住民の皆様の安心・安全のために鋭意努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、人事案件につきましては公平委員会委員の選任同意についてほか18件、条例の全部改正につきましては熊取町公民館条例、条例の制定につきましては熊取町文化ホール条例、この2件につきましては、令和6年4月に開館を予定しており、整備工事中の公民館及び文化ホールの管理運営事項を定めるものでございます。また、契約の締結につきましては工事請負契約の締結についてほか4件、補正予算につきましては令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）ほか1件でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

---

議長（河合弘樹君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和4年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についての件及び報告第2号 令和4年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、報告第1号 令和4年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についてご説明いたします。

令和4年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて別紙のとおり通次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

令和4年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書でございます。

事業は1件ございまして、款 教育費、項 社会教育費の公民館・町民会館整備事業でございます。こちらは令和4年度、5年度の2か年の継続事業で、総額が17億5,295万4,000円、そのうち令和4年度の予算計上額が12億6,186万8,000円でございます。これに対して令和4年度支出済額が1億5,498万3,000円で、残額11億688万5,000円を翌年度に通次繰越したものでございます。財源内訳につきましては、繰越金が1,327万3,000円、特定財源のうち国庫補助金が5億2,841万2,000円、町債が5億6,520万円でございます。

続いて、報告第2号 令和4年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和4年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

令和4年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は8件でございます。

まず、款 土木費、項 道路橋りょう費の神楽橋・美徳出橋橋梁修繕事業でございます。内容は神楽橋橋梁修繕工事及び美徳出橋橋梁修繕設計業務でございますが、国の令和4年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて5,950万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の5,950万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計3,800万円を未収入特定財源とし、残り2,150万円が一般財源でございます。

次に、熊取駅西事業でございます。こちらは府道泉佐野打田線用地測量業務でございますが、関係地権者との協議に時間を要したことから、年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて288万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の288万5,000円となり、財源につきましては全額が未収入特定財源の府委託金288万5,000円でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校感染症対策等支援事業でございます。国の令和4年度補正予算に伴う学校保健特別対策事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて765万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の765万円となり、財源につきましては、国庫補助金382万5,000円を未収入特定財源とし、残り382万5,000円が一般財源でございます。

次に、東小学校大規模改造事業でございます。国の令和4年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用するため、3月補正予算にて1億3,122万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億3,122万8,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計1億911万5,000円を未収入特定財源とし、残り2,211万3,000円が一般財源でございます。

次に、西小学校高効率照明器具設置事業でございます。こちらも、国の令和4年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用するため、3月補正予算にて2,017万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2,017万6,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計1,878万円を未収入特定財源とし、残り139万6,000円が一般財源でございます。

次に、項 中学校費の中学校感染症対策等支援事業でございます。小学校費と同じく、国の令和4年度補正予算に伴う学校保健特別対策事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて405万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の405万円となり、財源につきましては、国庫補助金202万5,000円を未収入特定財源とし、残り202万5,000円が一般財源でございます。

次に、熊取中学校トイレ改修事業でございます。国の令和4年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用するため、3月補正予算にて5,812万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の5,812万1,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計5,153万円を未収入特定財源とし、残り659万1,000円が一般財源でございます。

次に、項 保健体育費の総合体育館高圧設備取替修繕事業でございます。世界的な半導体不足により年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて330万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の330万円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

以上で、第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和4事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和5事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、令和4事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

令和4事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要ですが、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他の管理を行っております。

本事業年度の事業概要ですが、土地の取得及び処分については、本事業年度はありませんでした。続きまして、8ページをご覧ください。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書でございますが、令和4事業年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり新たな土地取得・処分はありませんので、各保有地の令和4事業年度の利子合計6,375円のみとなっております。

次に、9ページをご覧ください。

令和4事業年度収益的収支明細書でございます。

1、収益的収入ですが、節 受取利息、預金利息368円、節 土地使用料、電柱等敷地使用料4,390円と塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料12万3,600円の合計12万7,990円となっており、以上、収益的収入の合計が12万8,358円でございます。

次に、10ページをご覧ください。

2、収益的支出でございますが、節 公課費、法人府民税2万円、法人町民税5万円、固定資産税15万3,700円で、収益的支出の合計額が22万3,700円でございます。

収益的収入合計12万8,358円から収益的支出22万3,700円を差し引いた額9万5,342円が当期純損失でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

令和4事業年度資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入ですが、節 借入金6,375円は、各事業用地に係る利子の支払い分に充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2、資本的支出でございます。節 償還金、利子及び割引料6,375円は、各事業用地に係る借入金利子でございます。

以上、資本的支出の合計も6,375円となり、資本的収入と資本的支出差引き金額はゼロ円となっております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

令和4事業年度決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が12万8,358円、下段、支出の決算額合計が22万3,700円、(2)の資本的収入及び支出の上段、収入の決算額が6,375円、下段の支出の決算額合計が6,375円となるものでございます。

5ページをご覧ください。

まず、上の表、損益計算書でございます。

左側、費用の部でございます。

まず、1、事業原価の(1)公有地取得事業原価につきましては、冒頭申し上げましたとおり、令和4事業年度中における土地の取得、売払いはございませんでしたのでゼロ円となっております。

その下の2、一般管理費の(1)一般管理費は、先ほど説明いたしました公課費22万3,700円でございます。

次に、右側、収益の部についてでございますが、まず1、事業収益の(1)公有地取得事業収益につきましては、令和4事業年度中における土地の処分、売払いはありませんのでゼロ円となっております。

その下の2、事業外収益は、(1)受取利息368円に(2)雑収益、公社保有地に係る電柱等の敷地使用料と塵芥埋立管理用地の太陽光発電設備の敷地使用料12万7,990円で、合計12万8,358円と

なっております。

収益的収入額12万8,358円から収益的支出額22万3,700円の差額9万5,342円が当期純損失で、前年度繰越準備金から補填いたします。

以上のとおり、費用の部、収益の部ともに合計22万3,700円となっております。

続きまして、その下の表、貸借対照表でございます。

まず、左側の資産の部でございますが、1の流動資産の(1)現金及び預金が1,952万3,670円、(2)の公有用地が6億3,856万5,852円で、資産の部合計額は6億5,808万9,522円でございます。

次に、貸借対照表の右側、負債及び資本の部でございます。

まず、負債の部でございますが、1の固定負債として、借入金が6億3,763万4,254円でございます。

その下、資本の部でございますが、1の資本金の(1)基本財産500万円は町からの出資金です。次の2、準備金の(1)前期繰越準備金が1,555万610円、(2)の当期純損失9万5,342円で、資本の部の合計といたしましては2,045万5,268円で、資産の部、負債及び資本の部ともに6億5,808万9,522円となるものでございます。

続きまして、6ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

まず、I、事業活動によるキャッシュ・フローでございますが、一番上、公有地取得事業収入につきましては、土地の取得及び処分はありませんでしたのでゼロ円となっております。その次のその他事業収入12万7,990円につきましては、公社保有地に係る電柱等の敷地使用料と塵芥埋立管理用地の太陽光発電設備の土地使用料でございます。その次、1つ飛びましてその他業務支出22万3,700円は、法人府民税、法人町民税、固定資産税の支出でございます。小計といたしまして、9万5,710円の減でございます。

次に、利息の受取額368円は、普通・定期預金の預金利息でございます。利息の支払額はゼロ円でございます。

以上合計いたしますと、事業活動によるキャッシュ・フローでは現金で9万5,342円の減となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、短期借入れによる収入及び短期借入金の返済による支出につきましては、ともにゼロ円でございます。

長期借入れによる収入の6,375円につきましては、各事業用地の令和4事業年度の利子の借入れでございます。

長期借入金の返済による支出につきましては、同利子分の支払いマイナス6,375円となっております。

以上、合計しますと、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となるものでございます。

次に、III、現金及び現金同等物増加額(又は減少額)につきましては、Iの事業活動によるキャッシュ・フローからIIの財務活動によるキャッシュ・フローを差し引いた9万5,342円の減となります。これにつきましては、Vの現金及び現金同等物期末残高1,952万3,670円からIVの現金及び現金同等物期首残高1,961万9,012円を差し引いた額と一致するものでございます。したがって、令和4事業年度における現金は9万5,342円の減となり、5ページの損益計算書及び貸借対照表の当期純損失の額と一致するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

令和4事業年度末の財産の状況でございます。

基本財産の現金500万円ですが、これは熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産でございます。預金が1,452万3,670円で、内訳のとおり各金融機関の普通・定期預金として預けてございます。

次に、運用財産の土地でございますが、7,225.86平方メートル、6億3,856万5,852円となっております。

運用財産合計でございますが、6億5,308万9,522円となり、財産合計は6億5,808万9,522円となるものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

借入金6億3,763万4,254円でございますが、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、3ページのほうにお戻りください。

令和4事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和5年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、岸野、野原両監事からご意見をいただいているところでございます。

以上で、令和4事業年度熊取町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

事業計画書をご覧ください。

まず、上の表、公共用地の取得でございますが、令和5事業年度予算において新たな土地の取得計画はございませんので、既取得用地に係る利子の借入金7,000円を計上しております。

次に、20ページをお開きください。

予算説明書でございます。

まず、上段、収益的収入でございます。節 受取利息といたしまして預金利息1,000円を計上させていただきます。次に、節 土地使用料といたしましては、電柱等敷地使用料4,000円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料として12万3,000円を計上しております。

以上、収益的収入の合計額を12万8,000円とするものでございます。

次に、下段、収益的支出でございます。節 旅費といたしまして8,000円、需用費、消耗品として2万1,000円、役務費、通信運搬費として4,000円、公課費として9万5,000円をそれぞれ計上しております。

以上、収益的支出の合計額につきましては12万8,000円とするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

資本的収入及び資本的支出についてでございます。

まず、上段、資本的収入でございますが、借入金として既取得用地に係る利子の借入金7,000円を計上しております。

次に、下段の資本的支出でございます。

節 償還金、利子及び割引料について7,000円を計上しております。こちらは既取得用地に係る借入金の利子でございます。

18ページへお戻りください。

まず、上段、令和4事業年度の予定損益計算書でございます。

表左側の費用の部、右側の収益の部とも、それぞれ28万6,000円となるものでございます。

その下、令和4事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,802万7,864円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、令和4事業年度予算に基づき、令和5事業年度予算編成上の予定として調製したものでございますので、個々の説明については省略させていただきます。

17ページのほうにお戻りください。

令和5事業年度の予定貸借対照表でございます。

まず、右側、負債及び資本の部でございます。

負債の部、1、固定負債の(1)借入金につきましては、令和3事業年度末における公共施設整

備基金における負債 6 億 3,762 万 7,879 円に令和 4 事業年度の既存土地借入金に対する利子 6,375 円と令和 5 事業年度における同様の借入金予定額 7,000 円を加算し、令和 5 事業年度の借入金は 6 億 3,764 万 1,254 円となっております。

続きまして、その下、資本の部の 1、資本金の（1）基本財産につきましては熊取町からの出資金 500 万円、2 の剰余金の（1）前期繰越利益剰余金は 1,539 万 3,610 円となっており、資本の部の合計は 2,039 万 3,610 円となり、負債の部と合わせますと 6 億 5,803 万 4,864 円になるものでございます。

次に、左側、資産の部でございます。

1、流動資産の（1）現金及び預金につきましては、令和 3 事業年度の預金残高 1,461 万 9,012 円に基本財産の 500 万円を加え、令和 4 年事業年度の当期純損失 15 万 7,000 円を差し引いた 1,946 万 2,012 円となっており、（2）の公有用地につきましては、表の右側の負債の部の額 6 億 3,764 万 1,254 円に土地として所有している自己資金 93 万 1,598 円を加えた額、6 億 3,857 万 2,852 円となっております。資産の部の合計も右側負債の部、資本の部の合計と同額の 6 億 5,803 万 4,864 円となるものでございます。

恐れ入りますが、15 ページのほうにお戻りください。

これまで説明させていただきましたとおり、第 2 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入で事業収益がゼロ円、事業外収益が 12 万 8,000 円、支出で事業原価がゼロ円、一般管理費が 12 万 8,000 円となるものでございます。

次に、第 3 条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で資本的収入が 7,000 円、支出で資本的支出が 7,000 円となっております。

16 ページをお開きください。

第 4 条で、借入金の限度額につきましては、令和 5 事業年度の公共用地の取得予定がございませんので、利子借入金の 7,000 円を限度額と定めるものでございます。

以上、報告第 3 号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告 3 件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第 126 条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席 3 番 長田健太郎議員、議席 4 番 石井一彰議員、以上の 2 名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る 6 月 7 日午前 10 時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員 7 名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和 5 年 6 月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日 6 月 13 日から 6 月 27 日までの 15 日間といたします。

本会議の日程であります。本日 6 月 13 日、14 日、15 日及び 27 日の 4 日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。事業厚生常任委員会を 6 月 20 日に、総務文教常任委員



会を6月21日に開催いたします。

また、第2回の議会運営委員会を6月20日に、都市計画道路建設促進特別委員会を同じく6月20日に、議員全員協議会を6月21日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第29号 公平委員会委員の選任同意の件、日程第5 議案第30号及び日程第6 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、日程第7 議案第32号から日程第22 議案第47号 農業委員会委員の任命同意の件、以上19件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月13日から6月27日までの15日間と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月13日から6月27日までの15日間と決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長のお許しをいただきましたので、町議会議員選挙改選後初めての6月議会、トップバッターで一般質問をさせていただきます。

今回の質問に関しましては、この町議選の中で住民からいろいろ要望があったもの、また、どうなっているかというご質問をいただいた点について2件、それから1点は、最近の前々議会とかでも取り上げました教員の働き方改革についての最近の動向についてお尋ねし、今後どういうふうに進められるか確認をしたいという内容でございます。

まず、1点目ですけれども、都市計画道路大阪岸和田南海線の進捗状況についてお尋ね申し上げます。

まず、1点目は現在の進捗状況と用地買収の目途についてお尋ねします。

この件につきましては、昨年の12月末に岸和田土木事務所のほうに府議会議員とお尋ねし、当時進捗率、用地買収35%程度ということでお答えいただいているんですけども、新年度が始まってまだ間がないので大きくは変わらないと思うんですけども、この状況についてお知らせください。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）それでは、ご質問の都市計画道路大阪岸和田南海線の進捗状況についての1点目、現在の進捗状況と用地買収の目途について答弁申し上げます。

都市計画道路大阪岸和田南海線の状況ですが、まず、泉佐野市界から府道泉佐野打田線までの第1期事業区間約850メートルについてご説明いたします。

同区間は、令和元年度から道路詳細設計、用地買収等に着手し、令和4年度までに拡幅工事や無電柱化に伴う電線共同溝整備工事を実施するとともに、昨年度は青葉台地区ほかの物件調査16件を行ったところです。令和5年度については、引き続き電線共同溝整備工事を実施するとともに、青葉台地区ほかの物件調査1件と用地買収交渉を行う予定と聞いております。用地買収につきましては、昨年度物件調査を行った16者が未買収となっており、現在、鋭意交渉に努めていただいているところでございます。

続きまして、府道泉佐野打田線から国道170号大阪外環状線までの第2期事業区間約600メートルについてご説明いたします。

同区間も令和元年度から用地測量や物件調査などを行い、令和4年度までに無電柱化に伴う電線

共同溝詳細設計や用地買収に係る交渉を行っております。令和5年度は、住吉川右岸部の用地測量、物件調査、用地買収に係る交渉予定と聞いております。用地買収については、地権者64者中16者より用地を取得しており、第1期事業区間及び第2期事業区間いずれも令和3年3月25日に公表された大阪府都市整備中期計画には令和12年度までに概成と示されており、その目標に向けて進めていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）住民からやはり問合せがあったのは、次に質問します外環状線の渋滞状況、これについてはいつ頃解決されるのかという問合せでございました。これにつきましては、先ほどの答弁で、特に600メートルの2期工事の区間ですね。これについては進捗率は発表なかったんですけども、大体33から35%ぐらい、3か所で地主でいろいろ交渉中だということは聞かせていただいておりますけれども、これについては昨年の熊取町からの大阪府議会を通じての要望事項の中にこの件もございまして、そこでの大阪府の回答では、外環状線の4車線化については、大阪岸和田南海線の特に2期工事の用地買収交渉等が終わって工事に入れるようにめどが立てば、その4車化については進めていくんだというふうな回答がございました。

また、私、3月議会の一般質問においてもいろいろ提案をさせていただいたんですけども、大きくは変わっていないと思うんですけども、2つ目として、外環状線4車化についてのめどについてその後進展ございましたか、お願いします。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、ご質問の2点目となります大阪外環状線4車線化の目途について答弁申し上げます。

国道170号大阪外環状線の4車線化につきましては、令和3年3月に公表された大阪府都市整備中期計画に令和12年度までに条件付着手と示されており、その条件としては、4車線化などの機能強化方策や効果的な着手区間・箇所設定について関係機関との合意形成となっています。

また、本町からの4車線化早期事業要望に対し大阪府から、現在事業中の大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手することとしており、引き続き、大阪岸和田南海線の概成に向け取り組むとともに、4車線化整備の進め方について検討を進めていくと回答をいただいております。

大阪岸和田南海線については、1点目で説明させていただいたように、大阪府都市整備中期計画において令和12年度までに概成と示されており、その目標に向け事業進捗に努めていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）似たような答弁なんですけれども、大阪府との約束の中では、それは確実にそういう話ができているよというふうな回答なんですけれども、渋滞状況を見ますと、特に三ツ松方面から外環状線を熊取町方面に入ってくると南海ニュータウンの入り口の信号からやはり渋滞が始まるということで、この辺りの先行的な着手というのは難しいわけですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）大阪府のほうからは、その先行的な着手についての回答はいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今後は要望等の中でもそういう取組もお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）大阪府岸和田土木事務所との協議の中でその要望事項については組み込

んでいただくというお話になるかとは思いますが、今の段階でその着手についてお答えすることはできないかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 着手というよりも、住民からの渋滞、特に雨の日とか朝夕の渋滞状況については大きな要望が出ていますよということで、そういう要望に対して取り組んでいくという、これは熊取町の姿勢なんですけれど、これについてはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） ご質問ありがとうございます。

外環の渋滞につきましては十分我々も認識しておりますし、大阪府にも常にお伝えしております。正式な答え云々はともかくといたしまして、まだ当然、大阪府もできないという状況ですので、正式には、先ほど答弁いたしましたように岸南線のほうの見通しが立った段階で着手というのが正式な答えになりますが、現在我々も考えておりますのは、少なくとも岸南線と外環の交差点のところから、分かりやすく言うとローソンの交差点のところまでは対応可能ではないかなと考えております。その辺ではお話をさせていただいておるというところでございます。

4車線化につきまして、引き続き強く要望させていただいておるというところでございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） この件については、何回も質問いたしませんけれども、今後、やはり渋滞状況がある、それから岸南線のほうはなかなか約束どおり、これは大阪府が取り組んでいただいているし、相手もある中でなかなか前へ進みにくいという中で、やっぱり熊取町がどういう努力をしているか、また、我々議会のほうがどういふふうに動いて大阪府に対して対応しているかということが問われると思えますので、私どももそういう動きはさせていただくのと同時に、熊取町での取組もひとつよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3つ目ですけれども、都市計画道路大阪岸和田南海線に関する陳情が出ておりますが、これは陳情が要するに議会に出ているわけですが、陳情者18人、署名者6,106名ということなんです。内容を見ますとスーパーの駐車場に関する線形を変えられないかというふうな陳情なんですけれども、こういうことは、これたしか、まだ7、8年前に桜が丘のほうまで延びている外環から向こうの都市計画決定が変わった中で、この道路の幅とかが変わって、都市計画決定を変えたばかりなんですけれども、こういうことを陳情が出てきて対応可能なかどうか、それを教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君） では、3点目の答弁をさせていただきます。

都市計画道路大阪岸和田南海線の都市計画道路の線形変更は可能かについてですが、事業者である大阪府の考え方は、現行計画どおり進めると聞いております。

今後、本町といたしましても、引き続き都市計画道路等の整備促進に関し大阪府に対し連携、協力をしながら取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 手続的には対応可能だと思うんですけれども、線形が変わるということは、もう既に用地の取得しているところ、それから土地の買収について要するに明示の確定をして、この部分お譲りくださいと交渉しているところ、それから工事の内容について変わってくるわけなんで、現実には非常に難しいとは思いますが、そういう中で今、大阪府もそういう考え方だと、変えないというような考え方のようなんです。それでよろしいですかね。そういう解釈でよろしいですか。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今おっしゃられたように、大阪府のお答えは、先ほども一緒になりますけれど、現行計画どおり進めるという回答をいただいておりますので、今の時点では計画どおりの考え方で進めていくという形の答弁となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この議会中に勉強会ということで何らかの説明等があるようですので、そこで詳しくお尋ねさせていただくとして、今回この質問については終わらせていただきますけれども、今回の選挙の中で、特に熊取町は渋滞が激しいと、これどないかならへんかというふうな要望が非常に多かったということは間違いのない話です。また、沿道といいますか、南海電鉄の3住宅ですか、そちらの住民の人からはどうなってんねんというふうな話を聞かされました。

回答では令和12年以降ということですので、我々としてはこういうのをめどにして4車線化に入っていくんだというふうな回答をせざるを得ないんですけれども、これについてどういう努力をするかということを議会も問われていますし、町のほうも問われていると思いますので、そういう点を心に留めていただいて、今後の外環4車線化、渋滞対策について取り組んでいただきたいと思うんです。どなたか担当部以外で回答いただければありがたいですけど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）都市計画道路の促進ということで、今お話に出ている分については事業主体が大阪府であるということで、毎年、また8月にも要望活動をやっている中で、町の思いをきちっと伝えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）その要望は、事務的にはもちろんなんですけれども、やっぱり政治的にもいろいろ動いていただければありがたいんで、これは要望としてお願いしておきます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

これも要望が多くて、どうなっているかと聞かれた点です。京都大学複合原子力科学研究所との連携についてでございます。

1番目としまして、BNCTの研究による医療先端地域への取組はどのように進んでいるか、これを何で聞かせていただくということになりますと、これは、実は熊取町の成長戦略の中に以前から、BNCTによる熊取町の医療先端地域を形成してもらって町の活性化を図り、病院の誘致などを進めていくというふうなことが出ておまして、ここ数年間そのあたりが何かうやむやになっているんじゃないかと。一つは、相談窓口も今年、これは私が議員になる前にもうなくなってしまいましたし、現状では昨年4月にはKURの廃止が決まって発表がありました。

こういう機会に、熊取町の京都大学との連携を違った部分で強化して連携を図って、この治験を町の発展につなげていくというようなことが望まれるわけなんですけれども、まず最初にBNCTの医療先端地域、これについての取組についてお答えいただけますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、京都大学複合原子力科学研究所との連携の取組みについての1点目、BNCT研究による医療先端地域への取組みについて答弁申し上げます。

世界に誇る研究成果を地域社会に還元する仕組みを構築することを目指し、平成27年3月に京都大学複合原子力科学研究所と共同で実施した調査研究において、その核となる研究等施設として（仮称）BNCT総合医療研究センター及び（仮称）グローバル・コラボレーション・センターを掲げ、国や大阪府に対して整備に関する財政支援などを要望するなど、整備に向けた取組を推進してまいりました。

しかしながら、整備費用が約45億円と高額であることや、大阪医科薬科大学内において関西BNCT共同医療センターが整備されたことなどから、整備主体である京都大学複合原子力科学研究所

としても現時点ではその実現が困難な状況にあるとの回答をいただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今のご答弁では、経費が膨大になるというようなことと、それからほかにBNCTの、これはたしか枚方市ですかね、設置された部分、それから京大のほうはいろいろ体制の面も含めて困難であるというような回答をもらったということなんですけれども、それは議会のほうにどの時点で報告をされているか、教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、こういう質問を受ける中で、その内容について確認作業を進めているというのを今回でもさせていただいた中で、結果として研究所のほうから、今回の答弁を作成するに当たって実際どういう状況なのかということで聞かせていただいたような状況でございます。過去に遡ってどのタイミングでこういう内容をご報告させていただいたかということにつきましては、ちょっと確認させてください。改めてご報告させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私が議員になる前はちょっと細かくチェックはしていませんけれども、今のご答弁では、今回この質問の中で問い合わせて再度確認をしたような答弁でございました。議会の中にはアトムサイエンスパーク構想の推進のための特別委員会もあるんですよ。やっぱり少なくともそういうところへちゃんと正式に、こういう資料も併せて報告するのが筋だと思うんですけど、そのあたりいかがですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）本来は議員全員協議会等でこちらからも報告するなりとか、特別委員会自体が開催が実際されていなかったということもありまして、こういう場でのご回答というか、答弁となったような次第というのは実態のところでございます。

また、BNCTの実情については、町のほうからも説明の中で、実態として今どういう形を取っていますかということでご説明する機会もあったかと思えます。ただ、その中で、こういう掲げていた医療機関について京都大学からこういうお答えをいただいているということについて、そういう機会がなかったというのは事実でございます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今、議員全員協議会とか話がありましたですけれども、アトムサイエンスパーク構想の特別委員会、この委員長とか議長、副議長とも相談されて、議員全員協議会なりアトムサイエンスパーク構想の委員会のほうにするなり、その経過とか今の現状というのをきっちり細かく報告をお願いしたいと思います。

2番目、KURの廃止が決まりまして、この廃止が決まった昨年の6月議会でも私も質問させていただいたんですけれども、こういう廃止が決まったときに、やはりそれは国策でもあるし、老朽化、後の廃炉の研究等を京大側もそういうのは必要ということで今の時点と。それから燃料のアメリカへ輸送する期限の問題とかというのがあって、それは理解をしたわけです。

大きな中性子源がなくなって、いろんな研究がこの2026年5月以降なくなるわけで、現在1つの加速器があるんですけれども、新たな中性子源、2つ目の加速器を考えているかのような関係者から話は聞いているんですけれども、それについての実現の可能性等を含めてそういう話をしていて情報が入っているかどうか、教えてください。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、新たな加速器の実現等の話し合いについて答弁申し上げます。

KURの廃止に伴い、BNCTの研究に必要な安定的な中性子源の確保に向け、京都大学複合原

子力科学研究所において、現有する加速器の増強に取り組んでいると聞いており、具体的な取組内容等については、本町も参画しておりますBNCT検討会議において共有されている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 現在ある加速器については、非常に狭い中で少し古いというか、最初は動物実験から始まった加速器の使用方法でしたですけれども、それも加速器を使っての人体へのがん治療の研究にも寄与されたわけです。

先日、テレビ放送で3つの新たながん治療についての番組がございまして、東京にあります国立がん研究センターではBNCTのこういうふうに取り組んでいますよというのがありまして、その取組については、新たにBNCTプラスナトリウムでしたか、新たな試剤を入れて、すごく効果のあるがん治療の研究を進めているんだという放映がありました。テレビのことですからどこまでそのあたりが信憑性があるかよく分からないんですけれども、日本の最先端のそういう研究については、どうも国立がん研究センターとか、京大はちらっと映っていましたが、初期の段階では京大でもやっていたんだという程度の放映でした。

その放映については特に論評しませんが、やはりその点については、京大のほうも我々聞いている話では、所長あたりから聞いている話では、人体に対するものについてはいろいろ保険適用の関係とかもあってなかなか難しい、病院機能がないとかというようなことも聞いていまして、大型動物についてのがん治療について進めていくんだということになれば、今のなかなか安定しない加速器1基ではしんどいかなと思っているんですけれども、そういうような話とかというのは聞いたり、また交渉したりとかはしていませんか。いかがですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 実際には、今現有する加速器自体のいわゆる性能の強化という研究をされているというのは聞き及んでおります。今、議員おっしゃった加速器なんですけれども、実は基礎研究としてそういう形で活用できるBNCTというのは、京都大学というところのああいうところで使えるところになっているというのが実情でありまして、もう医療で使われている分は当然、その治療に対して活用できるというところの分になりますので、今現有している加速器をさらに使いよくするというか強化することの中で、そういう基礎研究、今おっしゃっていた動物とかそういうものに活用していけるものと期待しているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） この点についても、細かくはまたアトムサイエンスパークの特別委員会、それから原子力問題の特別委員会等で今後お尋ねするとして、次に移らせていただきます。

研究棟の新築、改修も完成間近ということで、先日この質問を出した後で、7月の原対協のときに原対協の委員、顧問プラス議員で施設の見学をしますという案内をいただきました。新たな研究内容と熊取町の発展に役に立つ研究等のヒアリングとか、こういうもの等ではこういうことをやるんですよと、これが熊取町のいろんな分野での発展につながる、そういう話合いをしているかどうか教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 次に、3点目の熊取町の発展に役立つ研究等のヒアリング実施についてご答弁申し上げます。

京都大学複合原子力科学研究所の研究棟の新築・改修については、新研究棟（第二研究棟）が令和5年4月末に竣工し、6月中に本格的な研究が開始されると聞いてございます。現研究棟（第一研究棟）につきましても令和5年度中に全面改修を行う予定となっております。

今後も、他の実験施設とともにこの研究棟を活用し、様々な研究活動が展開されることが期待さ

れるところであり、これまで同様、研究成果を地域にどのように還元していくのかという視点で、大学連携の取組をはじめ、様々な機会を捉えて情報の共有と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） この新築の研究棟は7月に見学をさせていただくわけですが、現有の研究棟もあと1年余りで完成するというので、これは何かつないで新研究棟ということで3か年、大体25億円ぐらいいっていると聞いているんですけども、やはりこれはKURを廃止する、その後の京大の戦略、これは今までやったら原子力の実験所であったものを原子力、科学、総合的に研究して、KURの主力は福井県のほうへ行っちゃうのかも分かりませんが、今ある治験やこの地域で関西新空港との連携等々いろいろ寄与できると思うわけです。

そういう点について、昨年の6月議会の質問ときは具体的なことはあまり言いませんでしたけれども、今後、まだ次のものが完成するまでに1年余りありますので、これをしなさいとかそういうことはできないと思うんですけども、原子力問題の協議会に各分野どういう研究をしているんだよという報告が厚い冊子で出ております、共同研究も含めてですね。そういう中で、熊取町の発展につながるようなものを町のほうからも積極的にヒアリングしていただいて、今まででもタオルの加工とかそういうことにも役立って滅菌のタオルを作ったような経過もありますので、そういうことも含めて科学研究、原子力、また中性子も含めて、熊取町にある意味をやっぱり生かしていただきたいなと思います。そういう面で、さらに突っ込んだあれなんですけれども、ここ1年というわけじゃなしにずっとありますので、ずっとやっていただいて積み上げていただければいいんですけども、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 先ほども申し上げましたが、京都大学との関わりは今後も議員おっしゃるように長くなっていくと思います。KUR自体は一定廃炉という形になるかと思うんですけども、加速器を含めたそういう基礎的な研究はこれからもずっと積み上がっていく中で、熊取町にとって住民の方々を含めて町にどういう形で還元できるかどうか等も含めて、話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） この件については最後にさせていただきます。

昭和37年にこの設置の工事が始まって、もう60数年たちますけれども、昭和39年に臨界にKURが達して原子力の本格的な研究をされたわけです。当然、周辺にはいろいろちゃんとした監視をしていただいているので、それは問題はなかったかなとは思いますが、いろんな面で地域も寄与してきたわけです。やはりそこに京大が設置されるということはお互いにウィン・ウィンでやっていかないと、これは熊取町にあの施設があるというのをどちらかといえば誇りに思ってやっていかないと、それにはやっぱり地域還元というのは非常に大事なことだと思っています。

今回、その研究棟の抜本的な改修が行われる中で、それがどういうふうな点が、京大が熊取町に役に立っているんだというようなことをやはり明らかにしていかなないと、京大の発信もありますけれども、それはもう本当に一部の方、町のやっぱりPRとかというのが非常に大事なかなと思っていますので、この点については答弁は求めませんが、今後、今一つの転換期にあると思いますので、KURが廃止されるまでの間、それに代わっていくものというのはなかなかないかも分かりませんが、やはりそれを補完するものというのが必要だと思えます。

熊取町も、京大が熊取へ来たことで非常にメリットもございました。これはご存じのように快速が熊取駅に停車したとか、それから住宅開発が進んで町の活性化が図られたとか、大学誘致の京大

が一つのステータスになったことも間違いはない話です。今後、そういう面で町の発展に、都市間競争が激しくなってくる中で熊取町のブランドをやはり生かしていくというのは非常に大事だと思いますので、その点、まちづくりに生かしていただきたいとお願いして、2つ目、終わらせていただきます。

次、3つ目、今度は……。よろしいですか、議長。

議長（河合弘樹君）はい。

5番（田中豊一君）教職員の働き方改革についてご質問させていただきます。

中学校のクラブ活動指導の地域移行についてお尋ねします。

これ、ほかの議員も気になる、スポーツに関係ある議員も質問されていますけれども、地域移行における文部科学省スポーツ庁のスケジュールやスキームが当初より変わったというふうに聞いております。その内容と熊取町の取組のスケジュールをお知らせいただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、教職員の働き方改革についての1点目の質問にご答弁いたします。

まず、中学校の部活動の地域移行に関するスポーツ庁からの示されたスキームですが、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言がなされ、令和7年度末をめどに、休日の運動部活動を段階的に地域に移行していくことを基本とする旨の提言が示されました。

しかしながら、地域によっては指導者や施設の確保が難しいといった指摘や、新たに発生する費用等の家庭負担に関する心配の声が相次いだことから、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が作成したガイドラインでは、令和7年度末としていた地域移行の達成目標を設定せず、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示され、令和5年度から7年度の改革集中期間が改革推進期間に改められたところでございます。

次に、本町における部活動の地域移行に係るスケジュールですが、令和4年6月のスポーツ庁の提言を踏まえ、当面の課題となる部活動指導員の確保に向けて、本年5月16日から募集を開始いたしました。今後は、他市町村の先行事例や国が今年度実施する運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の成果等を参考にしつつ、学校や町内大学、スポーツ関係団体など地域の団体等とも連携を図り、地域移行を進める上での課題整理を行ってまいりたいと考えています。

以上、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございます。流れもよく分かりました。要するに文部科学省スポーツ庁が各市町に下ろしていく中でいろんな課題ができてきて、本町もその例外ではないと。なかなかいろんな面、人とかお金とか、それから施設とか指導員とか、そういう点をもっと地ならしをしていかないとということで、期限3か年というのがもう少し大きな枠になったという解釈でよろしいですかね。

そこで、岸和田市以南の状況でございますけれども、私の把握するところでは、実は今年の2月に岸和田市以南、岬町までのスポーツ協会の会長とそのOBの懇談会、勉強会がございまして、この地域移行の話が話題となりました。そこでの話ですので直接教育委員会に聞いたわけではございません。スポーツ関係団体の受入れについてのアンケートやヒアリングが幾つかの町であって、それが終了したというふうに聞いておりますけれども、これはもう具体的にどこどこというのは分かっていますけれども、熊取町はどんな状態か、また今後どう進めるか、教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ご質問の2点目、部活動の地域移行の受入れにつきましては、令和4年11月30日に本町のスポーツ協会、それからスポーツ少年団等の町内スポーツ関係団体の役員の方々に対して、スポーツ庁の先ほどのガイドラインの内容についての説明をさせていただきました。あわせて、今後の指導者派遣等の協力についての依頼も含めて、関係機関の役員の方々にお話をさせていただいております。



今後、各関係団体へのアンケートやヒアリングにつきましては、学校等の状況、要望等も踏まえた上で適宜実施していく予定でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今後実施するというところで、それは周辺の市町村とか先行しているところも参考にしながらということなんですけれども、現実を言いますと、このコロナで3年間いろんなものが止まった中で、スポーツ関係団体も自分のところの立て直しを今必死にやっているような状況です。なかなか余裕がないと。そういうことをスポーツ関係団体のほうも、まだその聞いた話を各団体間で下ろしていないのが現状です。そのあたり加味されて今後そういうアンケートやヒアリングをやっていくんだと思うんですけれども、どこもそのヒアリング等が終わった団体、これは隣の貝塚市と、それから泉南市なんですけれども、なかなか今の現状では困難だというふうな回答をしたんだというふうに聞いております。そのあたり、タイミングを計ってもらって、状況は把握されていると思いますので、これについてお願いしたいなと思います。

それでは、3番目に移ります。

スポーツ分野のクラブ活動の地域移行では、本町に所在する大阪体育大学が注目されております。岸和田市をはじめ複数の市町が連携協定を結び、具体的な地域移行の話を進めておられるというのは、これは担当の大阪体育大学の教授からも聞いております。大学が地元でありながら出遅れているのではないかというふうには私は感じているんですけれども、具体的な進捗状況を教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）3点目の大阪体育大学との連携協定の件ですけれども、本町においては、これまでも大阪体育大学との連携協定に基づき、大学生による中学校部活動への指導者の派遣を受けております。部活動地域移行に向けた連携につきましても、昨年夏に同大学を訪問し、今後の連携についての申入れを行ったところで、現在、引き続き国の動向等も注視しながら協議を続けているところでございます。

議員ご指摘の近隣市町に比べ出遅れているのではないかについては、さきの答弁でも触れましたように、国の実証事業等の成果が現在示されていない状況にあることなどから、各市町においても様々な対応を検討していると聞いております。本町が現時点で特に出遅れているとの認識はございません。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）具体的に言いますと、ある市では中学校に1人、大学のOBというか、教員になろうとしているような方で合格されていない方を嘱託員のような形で何人か雇い入れて、面倒を見てもらうんだというふうなことを具体的に進めている市町もあると聞いていますので、そこらも調査していただいて、熊取町に体育大学があるのに、そういうことのないようにお願いしたいんです。

出遅れていないということなんで、今後そういう具体的なことも聞いていますので、そういう感のないようにしていただきたいんですけれども、それはいかがですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろご心配ありがとうございます。

今回のご質問を受けて本町のほうも、近隣の市町の教育委員会のほうですけれども、現状どうなっているのかというふうなことを聞かせていただいています。最近であれば、泉大津市なんかは結構、部活動ではないいろんなスポーツを楽しみたいなという子どもに対して、広い形でのそういう活動のスポーツクラブ的なものを立ち上げておられます。そういうような事例とかも参考にしながら、今後どういうふうな形が本町について一番いいのかというところについては、今現在、担当部局のほうでいろいろ検討してございます。

体育大学のほうには今も、ちょっと形態は違うんですけども、外部指導者ということで現在、大学の学生等10数名の方が3中学に技術指導で入っていただいております。その辺のパイプもつながら、いろいろと今後の部活動指導員については引き続き協議、相談に乗っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）大阪体育大学の件は、専門の体育学部、また教育学部がある中で、これをやはり地元として生かしていただきたいというのが願いですので、よろしくお願いします。

次、最後の4点目ですけども、関西医療大学、それから大阪観光大学も、関西医療大学はサッカーの関係だとか、それからスポーツの大きなイベント、例えば大阪マラソンだとかKIX泉州マラソンだとかそういうところに学生を派遣したり、いろいろ協力をいただいています。それと、大阪観光大学は、たしかブラスバンドについては共同でいろいろやっていると。私もスポーツコミッションの話で観光大学に寄せていただくと、スケートボードのオリンピック選手のコーチをやっている人が学生の中におるんだというようなことも聞いてきて、それは担当部、関係課に伝えましたですけども、そういう方をどうこうじゃなしに、そういう方が熊取町の大学に在籍されているということで、そういう点も生かして、大学を立地するときは先輩方はいろいろ苦勞もされたわけですけども、町の活性化にはこれが非常によかったかなと思っておりますので、この2校について、体育大学以外ですね。何か働きかけとかどうなっているか、教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）具体的にはまだちょっとお話をさせていただいたところでございます。

4点目の質問ですけども、関西医療大学や大阪観光大学へのアプローチにつきましては、本年4月27日の町内大学連絡会におきまして、国が進める中学校部活動の地域移行の概要についてのお話をさせていただき、各大学の状況等、今後どんな形で連携が行えるか、今後協議、相談に乗っていただきたいことをお願いしているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最初の取っかかりの話はしていただいているようなので、各校、具体的に今後は進めていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、公民館・町民会館ホール建て替えの状況についてということでお聞きしたいと思えます。

まず、1つ目、建て替え工事の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

建物完成は令和6年1月のスケジュールと聞いておりますが、そのあたり、工事のスケジュールというのは順調に進んでいるのでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、公民館・町民会館ホール建て替えの状況についての1点目、建て替え工事の進捗状況についてご答弁申し上げます。

まず、公民館の進捗状況につきましては、町民会館ホールの除却が完了し、エレベーター棟の建設に取りかかっており、大阪外環状線に面した裏側につきましても整地し、6月より来庁者駐車場として開放しております。諸室の再編を行う建物内部につきましても除却が完了し、今後、耐震補強工事を含め内外装の仕上げを進めていく予定となっております。

次に、ホールの進捗状況については、くい工事が完了し、現在基礎工事に着手したところであり、基礎工事完了後、建物の立ち上げを行い、内外装の仕上げを進める予定となっております。

現時点での進捗状況は以上のとおりとなりますが、令和6年4月の開館に向け、引き続き進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）今、物価高騰とかになり、資材の調達とかというところがなかなか難しい状況になってきていたりとかということもあるかと思うんですけども、工事の状況について、町民会館ホールのほうは慎重に進められるのでしょうか。きちっと1月完成、2月引渡しというような状況はうまくいっているのでしょうか、その辺お聞かせいただけますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）物資の調達が一時難しい時期もありましたけれども、くいの製作なども若干の遅れが生じた部分は正直ございましたが、その部分の遅れにつきましては工事の段取り等で取り戻してございます。6月以降本格的な工事ということで、土日も含めての工事を鋭意進めてもらいまして、2月の引渡しに向けて万全の体制で取り組んでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。この引渡し等遅れてくると後のこともずっと遅れてくるのかなというふうに思っておりましたので、その辺順調に進んでいるということで、分かりました。

次、では2点目、令和6年4月オープンに向けての進捗状況をお聞きしたいと思います。先ほど工事のほうは順調にということで、2月に引渡しされた後、開館準備、また内覧会であったりとか開館イベントの事業とかということも現状検討しているのかと思うんですけど、そのあたりの進捗というのはどうですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の2点目、令和6年4月オープンの進捗状況についてご答弁申し上げます。

建て替え工事の進捗状況については先ほど申し上げたとおりでございますが、開館に向けた進捗状況といたしまして、まず、開館後の施設の使用料、管理及び運営方法を定めるため、本定例会に熊取町公民館条例と熊取町文化ホール条例を上程させていただいており、ご審議、ご可決いただいた後、施設の使用申請の受付を開始する予定でございます。

また、開館後に使用する備品につきましても、本定例会にグランドピアノの購入について上程をさせていただいておるほか、その他必要となる備品についても順次購入を進めているところでございます。

今後、開館に向けて準備を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。この前の使用料とか条例とかの説明もいただきましたし、きちっとそのあたり進んでいるんだなというふうに思いますが、今後、開館のイベント等、またオープンイベントとかについてもどのようになっているのかというのを後でまた聞かせていただきたいと思えます。

3点目の質問に移ります。

指定管理をせずに町運営として、会計年度任用職員としての文化振興企画専門員の採用募集をしていたと思うんですけども、その人材というのは確保できたのでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご質問の3点目、文化振興企画専門員の人材確保についてご答弁

申し上げます。

開館準備及び開館後の運営について、中心となり担っていただく文化振興企画専門員につきましては、4月24日から5月23日まで、熊取町のホームページ、ハローワーク及び文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを支援する事業、これを実施しております一般財団法人地域創造、こちらの公共ホール求人情報も活用し、広く募集を行い、6名の応募がございました。他の施設で館長経験した方など、皆様の経歴は甲乙つけ難いものがございますが、応募者から提出された自主事業等に関する課題作文を基に面接試験を実施し、7月1日からの採用の内定を行ったところです。

今後は文化振興企画専門員とともに、公民館・文化ホールを核とした本町の文化振興に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）かなり、文化振興企画専門員という今まで熊取町としてなかったような人材の募集ということで、6名も来たというのは何かすごいなというふうに思ったんですけど、この方の7月からの採用ということになっているかとは思いますが、更新については何年採用とかどういうふうな内容になっているんですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この文化振興企画専門員は、会計年度任用職員としての任用ということになりますので単年度ごとの任用ということになります。勤務成績と更新等が好ましい場合につきましては、最大3年度分の更新をさせていただくような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

体制ということで、この運営に関してちょっとお聞きしたいんですけども、令和4年8月の議員全員協議会で少し体制に関わるような説明があったかなというふうに、経費、指定管理にした場合ということで説明をいただいたときの内容で、文化振興企画専門員が館長となって、あと正職の2名が兼務で、会計年度職員とパートタイム職員が3名で交代勤務、夜間施設管理委託が2名、舞台操作技術委託1名で、職員の配置が日中4名、夜間2名というふうな感じの経費の試算というのをお聞かせ願ったんですけども、この体制についてはこのような形でいくような方向ですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）まだ予定の段階ではございますけれども、館長と正職2名の兼務という形、それと会計年度任用職員の2名、舞台に関しては業者のほうに委託した形での舞台の操作管理ということになるかと思いますが、おおむね今ご指摘いただいた内容のとおりに進めていくものだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）あと、文化振興企画専門員という方がどのようなお仕事をさせていただけるのかなというのをちょっとお聞かせ願いたいんですが、議員全員協議会のときの説明にもありましたが、直営で運営する場合ということで、文化振興企画専門員が担うソフト事業の企画と文化振興の基礎づくりのうち、ソフト事業の企画については企画業者に業務委託みたいなことが検討もされましたし、文化振興の基礎づくりについては、職員体制を確保して、継続して実施することも併せて検討というふうに載っておりました。

その後、令和5年2月の議員全員協議会にはまたちょっと違う感じで書かれていたんですけど、文化振興企画専門員が中心となって、令和6年4月の開館に向けて文化公演の企画や音楽団の創設に向けた取組を行うというふうになっていたの、文化振興企画専門員がさせていただける仕事というのが何かちょっと分かりにくいなというふうに思ったんですが、募集されたときに一定、何かこのようなものができるのか、このようなものを今後熊取町としてやっていきたいみたいなことを書

かれたものを出されての採用だったのかなというふうに思うんですけど、このあたり実際、文化振興企画専門員という方は、館長としての職務というところもあるんですけど、具体的にはどんな感じで仕事をやっていただくようになっているんですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）文化振興企画専門員の募集に当たっての募集要項に書いております職務内容でございますけれども、主なものとしてホールの管理運営の準備業務であったり、あるいは開館に向けた広報宣伝業務、これは施設利用に向けたプロモーション活動とか開館イベント等の企画も含めてでございます。あとは、開館記念事業であったり令和6年4月以降の自主事業の企画業務なんかも業務の中に入れていただいております。

課題作文の中で内定をさせていただいた方については、非常に経験の長い、近隣のホールで15年以上の経験を積んだ方を内定とさせていただいておりますので、今申し上げたような職務内容については一定、期待ができるのではないかとこのように感じております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

せっかく文化振興企画専門員という新たな方を雇ってのことですので、しっかりと仕事を進めていただきたいなというふうに思うんですけども、ちょっと4点目にもなるかなと思うんですけど、今もうオープンまで1年を切っているわけですが、会館ホールのこけら落とし等開館イベントの内容というのは、もうこの文化振興企画専門員を採用するまでに少し進んでいるのかなというふうに思うんです。2月の議員全員協議会の資料では、クラシックコンサートとか伝統芸能、ジャンルの異なる講演の企画とかということもこのこけら落としにつきましてはやっていくというふうなことを書いていたんですけども、このあたりも今、7月に着任されてから文化振興企画専門員の方が進めていかれるということでもいいんでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご質問の4点目ということでよろしいでしょうか。それでは、4点目のこけら落とし等開館イベントの内容についてご答弁申し上げます。

こけら落とし等開館イベントにつきましては、令和6年4月の開館前に実施する予定でございます。令和6年3月の開館記念式典を皮切りに、住民の皆様楽しんでいただける著名人を招聘した音楽ライブ、本格的な音楽を堪能できるクラシックコンサート、芸人によるお笑いライブ等を企画しております。現在関係者と調整を進めているところです。イベントの日程、内容等が決定しましたら速やかに皆様にご案内をいたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。そのあたりは文化振興企画専門員が来るまでもなく、先にもうどんどん進められているというところでもいいんでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）おっしゃるとおりで、文化振興企画専門員の任用までの間で、可能な限りこのソフト事業についての検討と中身の詰めの作業というのを現在も鋭意行っているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ、5点目にいきます。

次は、オープン後この事業というのが、具体的に文化振興企画専門員が決まりましたので、またその方を中心に企画をされていくのかなというふうに思うんですけども、具体的に経験のある方の採用ということで、プロデュースもできる方であろうかと思えますし、事業を引っ張ってこれ

るような、そのような音楽協会とかにも顔の利く人なんだろうなというふうには想像はできるんですけども、この各分野、芸人のお笑いのライブであったりとか伝統芸能だとかいろんなものをこれから文化ホールでやっていただくに当たって、企画によっては各分野でアドバイスという形が要るんじゃないかなというふうに思うんです。そのあたりはもう完全にこの文化振興企画専門員1人でしっかりとやっていただくというような方向ですか。それとも、アドバイザー的な方を企画企画によっては一緒にやっていただく方を公募するとかという、何かそんなふうな感じは考えていないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の5点目、オープン後の事業の具体的な内容についてご答弁申し上げます。

開館後の事業につきましては、7月より任用いたします文化振興企画専門員と事務局とで、住民の皆さんに楽しんでいただける、実施を望まれる事業を適宜、音楽、舞台など様々な有識者の意見を聞きながら企画してまいりたいというふうに思っております。

現時点で具体的な内容をお示しすることはできませんが、開館イベントと同じく、日程、内容等が決定しましたら速やかに皆様にご案内いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）有識者に意見を聞くというのを今おっしゃったんですけども、これはどのような形で、何か音楽とか、また芸術の方とかそういうところで意見を求めるというところは、アドバイザーとかアドバイザーとかというそういうふうな計画でもってというふうな感じでやっていくというふうなことでいいんですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）このホールの運営に当たりましては、音楽あるいは舞台関係の芸能、そういったところで分野分野で幾つかまたがると思います。アドバイザーというふうなご提案につきましては、今ちょっとその方向で調整、検討のほうは進めさせていただいておりますので、検討中ということでご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）広く会館をいろんな方に使っていただく、いろんな催しに町民の皆さんが来ていただくというふうになった場合、なかなか文化振興企画専門員1人ではというところがあるのかなというふうに思いましたので、しっかりとこの有識者というか、専門家の力も借りながら進めていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

そうしましたら、6点目の重要業績評価指数K P I 実績値等調査票にある今後の取組の方向性として、現利用団体等の活動の活性化や新たな利用促進が図れる施設整備を目指すというふうなことがこのK P I の報告に載っていたんですけども、このあたり、具体的にどのように公民館、町民会館をやっていくのかというふうなのを少しお聞かせ願えたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の6点目、重要業績評価指標K P I 実績値等調査票にある今後の具体的な取り組みの方向性についてご答弁申し上げます。

まず、施設整備につきましては、バリアフリーの取組として、公民館に新たにエレベーターの設置やトイレの洋式化を行うほか、全館のW i - F i 化、まなびのルームや誰もが気軽に立ち寄ることができる文化・交流ラウンジの新設を行い、これまで利用の少なかった若い世代の利用促進を図ってまいりたいと考えています。

現利用団体等の活動の活性化につきましては、活動人数の増加や若返りなどの課題がありますので、成果発表機会の充実や体験会の実施など、利用団体の皆様と協議しながら団体活動の活性化に

努めてまいりたいと考えております。

また、ホールにおいても様々な自主事業の実施を通じて新たな自主活動団体の立ち上げなど、文化振興の底上げを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今、公民館等を使えなくなっているというか、代替で違う場所で利用されているわけですけども、そういう団体がだんだんと高齢化にもなり、使っていた方の団体がやめられているとかということがあるのかなと思うんです。新たな公民館、町民文化ホールができることによって、また先ほど言われていましたように、若い方のそういうサークル的なものもしっかりと利用できるような方向で進めていっていただきたいなというふうに思うんですけども、何か公民館を使って企画とか、そういうことも今後、文化ホールはちょっと広いですけど、公民館を使っての子育てセミナーとか、何かそういうこともいろんなことは考えていますか、今後。これからですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）具体的な公民館における例えば実施事業につきましては、これも今後、開館以降、どのようにソフト事業を打っていくかということも現在検討中でございますので、このあたりも皆様にお知らせできる機会ができましたら、速やかにお知らせはしたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ次、7点目へいきます。

旧の公民館・町民会館ホールのコロナ以前の稼働率というか利用に比べて、今回この新たな公民館・町民会館の文化ホールの目標の設定なんですけれども、どれぐらいの目標を設定して運営しているというふうに考えているんでしょうか。コロナ以前の稼働率では、公民館で30%っていないと思いますし、町民会館ホールのみだと30%台、40%は行っていない状況でありますので、せっかく公民館の更新、町民会館ホールも新たになるということで、そのあたりの目標というのはどんなふうに考えていますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の7点目、稼働率の目標についてご答弁申し上げます。

コロナ以前の平成28年度から平成30年度の稼働率の平均につきましては、公民館が約30%、ホールについては約40%の稼働率となっております。

令和2年度に公益社団法人全国公立文化施設協会が実施しました令和元年度の公立文化施設の運営情報調査報告によりますと、集計方法は異なりますが、500席未満のホールの稼働日数は平均で54.2%となっておりますので、この数値を基準として、公民館・文化ホールとも開館後は、各種事業の充実や新たな利用促進を図ることで、稼働日数として75%を目標値として設定し、施設の運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）500席で稼働率が54.2というところと、事業として進めてする日数が75%、この日数というのは1日に3回やったら3と入れるということですか。じゃなかったんですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）例えばホールでございましたら、今ご提案している条例の案でいいますと、区分が午前と午後と夜間と3区分となっております。稼働日数での稼働率の計算につきましては、この3区分のうち一つでも利用した場合にはこれで100という稼働率の計算になります。

す。3区分ごとに、例えば1回だけ使った場合には、その集計の仕方を区分ごとにしますと33%、そういう形になりますが、公益社団法人のこの集計の方法については、全国的に稼働日数ということに基づいて計算をさせていただきますので、それに合わせた形の評価といいますか、計算を熊取町でもしたほうがいいのかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）コロナ以前の熊取町での稼働率が公民館30%、ホール40%というところで、先ほど言っていた500席で平均54.2%というところに目標を設定するということですか。50%を設定していく、実質の使用日数1日にどの区間でも一つ使えば1となるような、その形で75%の運営をしていくというふうに目標を立てるということですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）おっしゃっているとおりでございます、日数ベースでの稼働率というのを基準として75%、目標は少し高いですが、その高い目標を目指して、にぎやかなホールの運営に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。かなり高いですね。今までの目標というか、今まで稼働していた分よりもかなり目標値は高いということですので、来年の4月から開館、スタートとなったときに、今現段階でやっと文化振興企画専門員が決まった状況で、どこまでこれがこの1年、来年の1年、この数値に持っていけるかというところが、本当に開館1年目の稼働によって、町の公民館と文化ホールの内容が決まっていくのかなというふうに思うので、このあたり、本当に力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

事業費が大方18億円ぐらいをかけての公民館・町民会館ホールの整備ということで、本当に住民の新たな憩いの場、今までもホールとか公民館は高齢の方であったり楽しめる憩いの場となっていましたけれど、それよりもまたさらに本当に新しいものができたということで、稼働率がなかなか低いとなると何のために建て替えたんやというふうにならないように、実際のこの運営というところが、毎月何かしらのイベントが常にあるというような形は本当になかなか難しいのかなと、集客もあるので難しいのかなと思うんですけども、今度、文化活動等もしっかりと仕掛けというのが重要なというふうに思いますので、これにつきましては本当に期待をしたいなというふうに思います。

この大きな目標を掲げ、もうちょっと低い目標かなというふうに実際は思っていたので、かなりのハードルを上げられましたねというふうにすごく思ったんですけども、このことによって文化振興企画専門員の採用というところが本当に町としての大きなものなのかなというふうにも思いましたので、今後期待をしていきたいというふうに思いますが、何かありますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）非常にご提案、ご心配、いろいろいただきありがとうございます。おっしゃっていただいている文化活動に関しては、住民の皆さんが主体になっていろいろ活動され、発表できる機会をつくらせていただいたり、そういう住民の皆さんのご協力ももちろんいただきたいと思っておりますし、文化企画の専門員につきましてもその力を十分に発揮していただかないと、この目標達成はなかなか難しいと思っておりますので、もう本当におっしゃるような、先ほどのアドバイザーのことも含めて、関わっている方が総力を挙げてこの文化ホールの開館、それと開館後の運営についても全力を尽くして、開館後の運営へ向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。



10番（二見裕子君）分かりました。

今ホームページでもやっとりリニューアルというか、オープンしますということもホームページのほうにも上げて、住民の皆さんも、なかなか役場を通らなければ全然知らなくて、公民館の横にそのまま建て替わるんかなぐらいの感覚でしかない方もいらっしゃるって、せっかく新しい文化ホールが建つということを知らない住民もいらっしゃるし、また、建つことをすごく楽しみにわくわくされている住民もいるわけですので、そのあたり、オープンしたときにはロコミがすごく大事で、あそこのホールすごいよかったよ、音響もよくてという、そのロコミ一つでまたどんどんと相乗効果を生んでいくのかなというふうに思いました。そのあたりもしっかりと皆さんにして、熊取町だけではなく他市の方にも知っていただけるようなアナウンスも今からしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次へ移ってよろしいですか。

議長（河合弘樹君）どうぞ。

10番（二見裕子君）では、大きな2点目、障がい者の地域生活の支援事業についてお伺いをします。

1つ目の市区町村の取組によって受けられる地域生活支援事業の移動支援事業というものは、熊取町としてどのようなものになっておりますでしょうか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2つ目のご質問である障がい者の地域生活支援事業についてご答弁申し上げます。

ご質問の1点目、熊取町の移動支援事業はどのようなものかについてでございますが、移動支援事業とは、屋外での移動が困難な方を対象に外出時の移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業でございます。具体的には、外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援するもので、市町村事業として実施しております。

事業の対象者としましては、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者の方や肢体不自由1級で四肢障がい者の方、療育手帳や精神保健福祉手帳を所有する方などとしております。事業の実施としましては、支給決定を受けた利用者が障がい福祉サービス事業所により支援を受け、町がその利用料の全部または一部を給付するという形で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

熊取町では、福祉のしおりに利用できるガイドヘルパーの派遣、移動支援ということが載っておりますので、そのあたりは理解をしておるんですが、2点目に先にいきます。

熊取町における身体障害者手帳を持っている方の肢体不自由の方で、18歳以上の重度と言われる1級、2級の方の人数を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続きまして、ご質問の2点目、本町の身体障害者手帳を持っている方で、18歳以上の肢体不自由で1級、2級の方の人数につきましてご答弁させていただきます。

令和5年3月末時点におきましては、1級の方が146人、2級の方が202人、合計348人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。私、大分前の資料で見たときから比べましたら人数はかなり減ったんですかね。私、ちょっと見せていただいた資料は平成元年あたりの資料しか見られなかったもので、そこで見たときから比べると身体障害者手帳をお持ちの方の人数がすごく減っているんですけれども、人数減ったんですかね。

議長（河合弘樹君）答弁求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）以前の状況と比べて、上げている人数の数の違いもあるかと思  
いますので、一度調べまして、またお知らせさせていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

肢体不自由の方というのが全体の障がい者の手帳をお持ちの方で何%ぐらいになるんですかね。  
そのあたりは出ていますでしょうか。全体の人数は分かれますか、障害者手帳をお持ちの。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）1級をお持ちの方で、全てで477名となります。そのうちの先ほど  
回答させてもらった146名となりますので、30.6%となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

ちなみに2級の方、分かれますか、パーセント。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）2級の方で264名となります。先ほど答弁させていただいた人数か  
らいきますと76.2%になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。重度と言われる方は1級、2級となるのかなというふうに思うん  
ですけれども、市区町村の移動支援については、このサービスというのは市区町村で決めるというふ  
うになっていますので、熊取町としてはガイドヘルパーの派遣等も身体障害者手帳、肢体不自由の  
1級、また四肢障がいの方というふうになっておりますので、なかなか、1級の方だけが利用できる  
ような形になっているのかなというふうに思うんです。

このちょっと相談を2級の方で受けました。これ、市町で違いますので、岸和田市から来られて  
何年かたれる方なんですけれども、岸和田市のほうでは2級の方でもサポートしていただけたとい  
うことで、やはり余暇活動等、外出してリフレッシュがすごくできたということで、熊取町は、ほ  
とんどこの市町も1級というのが調べていたら多いんですけれども、やはり2級の方でも肢体不  
自由であったりとかという、障がいは本当にそれぞれの方によって内容というのが異なるところで、  
なかなか級でもってはおかたいていしかないのかなというふうには思うんですけれども、ちょっとそ  
のあたりをお聞きしたくて今回この質問をさせていただいたんです。

3番目の移動支援事業を利用されている人数と年間1人当たりの時間数を教えていただけますか。  
3番目お願いします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、ご質問の3点目、移動支援を利用されている人数と年間の一  
人当たりの時間数についてご答弁申し上げます。

令和4年度が61人101.7時間、令和3年度が65人92.9時間、令和2年度が69人81.6時間、令和元  
年度が80人115.5時間であり、コロナ禍において、実績のほうは減少いたす傾向がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。利用の人数が多いのか少ないのかというところがちょっとよくは分  
からないんですけれども、1級で移動支援の利用をされているという方は、自宅生活でなくても施  
設の方でも熊取町内の施設であれば使えるというふうなことで人数が上がっているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）利用者の内訳としましては、療育手帳をお持ちの方とか精神保健福  
祉手帳をお持ちの方も対象となり、ご利用者で一番多いのは療育手帳をお持ちという方が一番多く

使われているのが現状です。その次が精神保健福祉手帳をご持参の方、その後に身体障がい者の方という形になっております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）身体障がい者のみの利用の方というのは何人でしょうか。これ、療育手帳の方とも入ってはる人数ですよ、さっきの人数は。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）身体障がい者の方は、利用者が令和4年度で6名、延べ時間数が413時間ということになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）6名しか利用されていないというところで、余暇活動等の利用をしたいという気持ちはあっても1級の方はなかなか、身体障がいの方ですね、使うことというのが使いにくいのか使えないのかという、そのあたりはどのように考えておられますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）利用に際しましては、令和4年度コロナ禍の影響がございまして、コロナ禍以前は15名とか、もう少し多くの方が使われていたところの人数であるというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）多分、コロナ禍以前で身体障害者手帳だけの人数だったら、私が見たのは1級で400人くらいいらっしゃるのかなというふうに、471人、身体障害者手帳で1級の方というふうに見たんですけども、使われている方というのがやはり少ないというところで、コロナ禍であったかとは思いますが、15人使われていた方が6名になったというところもありますし、1級というところがなかなか、せつかくの制度であっても使えないのかなというふうに思ったので、次の4番目の内容になるんですけども、この移動支援事業の利用者の対象の拡大ということで、重度と言われている2級の方、当然、肢体のご不自由な方というふうになるのかなと思うんですけども、地域で生活するための支援である移動事業なのかなというふうに思いますので、本当に社会参加のための外出支援を行うことによって、地域における自立生活とか社会参加ができるのの促進になるんじゃないかなというふうに思います。これはもう本当に自治体、各市区町村の判断によって、それぞれのニーズによって内容を決めていくというふうになっていますので、本当に利用の対象を拡大していただければありがたいかなというふうに思います。

メリットもいろいろ見ていましたら、障がい者の方で家族がいらっしゃる場合、1級の方でしたらそういうヘルパーを使えますけれど、使えないとなると家族の方が本当に一緒になって介助しながら外出のサポートをされるということで、やっぱり障がい者の方も、家族以外の方ともまた関わることでのいろんな経験もできるんじゃないかなと。また、それと家族の方の負担というところも少し軽減できるんじゃないかなというふうに思います。

とにかく、外出することで障がい者の方が余暇活動ができるということで、外に行くことが楽しみになってくる。コロナでなかなかできなかったことですが、コロナが少し5類になりましたので、外出していくことも楽しみになるんじゃないかなというふうに思います。

今の第3次障がい者計画が令和6年に第4次障がい者計画と第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画が一体的な計画で策定をされるというふうな年度に来年度、なるのかなというふうに思いますので、障がいをお持ちの方が地域の生活や社会参加に不可欠な移動支援というのはサービスであるということを考えたときに、少し枠を広げていただいて、2級の方でもこのサービスが利用できるような拡大を検討していただけたらなというふうに思うんですけども、そのあたりどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、4点目のご質問、利用対象者の拡大についてでございます。ご答弁申し上げます。

本町においての利用対象者につきましては、先ほど答弁いたしました、サービス提供事業者側の状況や供給体制、他市町村の状況について調査するとともに、先ほど議員がおっしゃってくださいました本年につきましては第4次障がい者計画を策定中でございますことから、関係機関や障がいをお持ちの方を含めてご意見をいただく機会を設け、策定作業を進める中でそういった点につきましても検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。計画も来年できるということで、今年度から計画をいろんな機関、併せてヒアリングもされるということですので、とにかく1級の方だけではなく、利用されている人数を見た場合、やはりもう少し、せつかくの制度ですので、困っている方が社会生活で本当に楽しみができるような形の余暇活動に使えるものの移動支援ですので、そのあたり検討していただきたいというふうに要望をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）いろいろすみません。ご意見ありがとうございます。

先ほど議員ご質問の2点目のほうで、18歳以上の肢体不自由の方1級、2級、減少しているんじゃないかということのご質問でございました。確かに若干の減少傾向にはございます。今回答弁させていただきましたのは令和5年3月末時点ということになってございます。1年前、令和4年3月末でいきますと、1級の肢体不自由の方が153名でございます。2級の肢体不自由の方が209名という形になってございますので、大きく減少というよりは、ちょっと1年前の資料しか手持ちになかったんですけど、少しずつでは減少傾向にあるということで、すみません、補足でご説明させていただきます。失礼します。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）よろしく願いしたいと思います。

次、最後、大きな質問3点目をお願いいたします。

自転車乗車時のヘルメット購入に対する補助金の助成ということで、熊取町では中学生の自転車通学には学校からの指導によってヘルメットをかぶって通学をしておりますが、2023年4月1日の道路交通法の改正の施行によりまして、自転車乗車時にヘルメット着用努力義務が全年齢対象というふうになりましたので、自転車に乗られている方に安全に乗っていただくように、熊取町としてもヘルメット装着をしましょうと促すために、これ、助成をしたらどうかなというふうに質問をさせていただきました。

皆さんご存じだと思うんですけども、自転車乗車中の交通事故で死傷された方の割合、全国平均17.5、大阪府が28.1と1割以上高い状況であります。ヘルメットを着用されていなかった方の致死率は着用していた方の約2.1倍高いということと、自転車で亡くなられた方の約64%が頭部負傷なので、年齢にかかわらず、自転車に乗車するときは被害を軽減するためにヘルメットをかぶることが努力義務となりましたので、熊取町といたしましてもしっかりと啓発ということにも代わるのかなと思いますので、助成ということを提案させていただいたんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問の道路交通法の改正を受け、ヘルメット装着を促すための購入費助成について答弁申し上げます。

自転車乗車時のヘルメット着用につきましては、道路交通法の改正により、これまで13歳未満の子どもが対象であったものが、令和5年4月1日から全ての自転車利用者を対象として努力義務とされたところでございます。

警視庁の資料では、ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割が頭部を損傷しており、また、ヘルメットの非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍も高くなっているとされており、また、ヘルメットの非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍も高くなっているとされており、自転車事故による被害を軽減するためにはヘルメットを着用し頭部を守ることは大変重要であると認識しており、自転車を利用する全ての方にヘルメットを着用していただきたいと考えております。

議員ご提案のヘルメット購入費の助成につきましては、ヘルメット着用率の向上につながるものであるため、改正道路交通法施行前に検討したところ、販売価格が比較的安価で、個人資産でもあることや、努力義務の範囲において既に購入されている方もいること、また、岸和田市以南では、以前より小学生以下を対象に行政ポイントでの補助を行っている泉佐野市以外は実施していない状況であることなどから、本町におきましても導入について慎重に今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、本町におきましては、今後もホームページや駅自由通路の広告枠を活用したポスター掲示、町立小・中学校における交通安全教室や、浪商学園、泉佐野警察、町の3者によるマナーアップ作戦連絡会議などで周知に努め、ヘルメット着用についてしっかりと啓発にも努めてまいります。

今後におきましても、引き続き交通安全対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）なかなか、努力義務というところで、啓発というところにとどまるのかなというふうに思うんですけども、やはり助成ありますよと言ったほうが、皆さん、あっ助成していただけるんだっつらというお考えの方も中にはいらっしゃるのかなと。努力義務ですので、もう既にかぶられている方は、この4月から購入されてかぶられている方も見かけたりはするんですけど、まだまだヘルメットをかぶっておられる方は少ないような状況ですし、この近隣でも、今までも小さい子どもの分で助成をされていたところもありますけれども、今回18歳未満から全年齢対象ということで、高齢者の方にといいところの分を追加されて、高齢者では3,000円、児童の方は2,000円というような内容であげられている市町もありますので、その辺、熊取町としてもやっぱり学生も多いですので、私立の学校に助成をしてくださいということではなくて、住民がしっかりとかぶることによって通学されている高校生の方も意識を持たれるかなというふうなことも思いますので、そのあたり、啓発を兼ねて助成については少し考えていただきたいなというふうに思いますし、これ今は努力義務ですけども、じゃ義務化になったら考えていただけるのかというふうなことにもなってくるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。議員おっしゃっていただいたとおり、実は我々も補助制度について検討をしております。実は悩ましいところというのが正直なところでございます。ご質問いただいてからも部内でも検討してきたというのが正直なところでございます。

議員おっしゃっていただきましたように、現在、大阪府内43団体で、何らかの形で補助を実施している団体が9団体でございます。それらの状況としましては、1点目は期間限定でして、2点目が補助上限が2,000円程度、予算総額も30万円未満というところがほぼ全てでございます。あと、予算がなくなり次第終了というようなところで、対象としましては中学生以下または65歳以上というようなところがほぼ全部というような状況。こういったところを議論してまいりましたが、今回、一般質問も複数の議員からヘルメット着用に向けた提案ということでいただいております。今回、一般質問も複数の議員からヘルメット着用に向けた提案ということでいただいております。今回、一般質問も複数の議員からヘルメット着用に向けた提案ということでいただいております。今回、一般質問も複数の議員からヘルメット着用に向けた提案ということでいただいております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。今ちょっと前向きにということをお聞かせ願えましたので、具体的にどれぐらいの期間で前向きに考えていただけるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）やはり補助制度ですのでタイミングというのが非常に大事になってくるという意味では、すみません、慎重に検討させていただきますが、できるだけ早くにいい答えが出せるようにという部分も含めて検討させていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

これも4月から改正されている分で、先にお買われている方もいらっしゃるというところの費用の分とかもありますので、なかなか今からですかということもあるのかもしれないですけど、やはり買われている方は意識を持って、啓発ですので、努力義務ですので、もうかぶって乗られていますので、そうじゃないところにやはりしっかりと啓発をしていくというところで、少し上限幾ら、また幾らまでで終わりますというような形でも結構ですので、しっかりと検討を早くしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

---

（「12時23分」から「13時30分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目、給食の無償化について。

新型コロナウイルス感染症拡大の臨時的な措置として給食費を無償化としていましたが、現在はコロナ以前のように給食費は無償ではありません。しかし、現在も引き続き給食を無償としている自治体もあります。熊取町は給食費を無償とすることはいかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、給食費の無償化について答弁申し上げます。

本町における小・中学校の給食の無償化については、国の地方創生臨時交付金を活用し令和2年度、3年度、4年度と実施してまいりました。令和5年度につきましては、5月の臨時議会において、給食食材費の高騰による保護者負担を軽減するため、物価高騰分を給食会計に補助するための予算を計上いたしました。

既に議員ご承知かと存じますが、学校給食に係る費用につきましては、学校給食法の規定により、学校設置者負担として学校設置者負担と保護者負担が定められており、施設及び設備に要する経費・修繕費や給食事業者の給食従事者の人件費等は学校設置者が負担し、それ以外の経費となる食材費相当分は保護者が負担することとされているところです。

ご質問の給食費の無償化につきましては、現在、国においても様々な議論がなされているところですが、本町において実施するには多額の一般財源が経常的に必要となることから、国や大阪府などから特定財源が伴わなければ給食費の無償化については困難であると考えています。今後、府内市町村の状況も見据えながら鋭意検討してまいります。

なお、給食費無償化に向けた財源措置につきましては、機会を捉えて国に対して要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）給食費の保護者負担があるというのは知っているんですけども、とはいえということで、報道とかでも国で議論が上がっていますし、大阪市のほうでも無償化しましょうかというふうになっていますしというところで、熊取町もコロナのときは臨時的な措置としてやっていたん

であれば、今やっつけていいんじゃないかなというか、この改選の選挙以前から保護者の方からの要望というか、またコロナが終わったら給食費が復活してちょっと負担やよねというお話はよくいただいたので、今回この質問をさせていただきました。

これ、給食費の無償化として今この議論はテーブルにのった状態なのかどうなのかというのはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それは町で予算化をしていくという中での議論ということで。

一応、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、かなりの費用がかかってくるというのは昨年来からの答弁でもさせていただいております。一番問題になるのが、ふるさとの基金を使うとか臨時の費用じゃなくて、ずっとこれが経常的にかかってくるというところで、将来の財政負担というのがかなり大きくなるということで、財政担当部局のほうとも話はしていますが、若干そのあたりのやっぱり経常経費を非常に圧迫していくという部分で、もうちょっと慎重な検討が必要じゃないかなというふうな状況になってございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）その辺は理解はしますが、じゃ、これを課題と捉えたときに優先順位としてはどの程度上のほうなのか、下のほうなのかというのはどうですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）難しい質問をいただきまして、優先順位をつけるとなると非常に難しい話となって、当然、施設とかもかなり老朽化している部分もございます。給食を継続していくに当たって給食調理場の改修というのも出てきますので、基本的には保護者負担を軽減ということで大事な事業とは思いますが、現時点で順番をつけてという、先ほども申し上げましたように、ハード整備というのは一定、基金活用とかもできるんですけども、やっぱりこのあたりの経常費用がかかってくる分というものについては若干難しいなというところがございます。

ただ、決して先送りにするというつもりはないので、そこは財源の確保、国への要望等も踏まえながら考えていきたいなと思ってございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ぜひ、この辺は課題としてずっと議論していただきたいし、できるのであれば早期に実施していただきたいと思うんですけども、多額の費用、予算がかかるというのは承知でこの質問をさせていただいています。

そこで、すごいボリュームの大きい事業なので、町長としてはこの辺はどうお考えですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）国が異次元の子育て支援策というふうなことが出てきているわけですが、これはもちろん大阪府、またその中にある熊取町におきましても子育て支援、これはもう本当にやっていかなければいけない、そういう施策であるというふうに思っております。

町内の子どもの出生率が1,000人当たりちょっと下がってきています。大阪府下でも下がっていますけれども、出生率そのものが日本全体で下がっている中で、本当に子どもを産んでいただける環境がどんなものなのかというふうなことも踏まえながら、熊取町で具体的にそういったことに効果がある施策が何なのかというふうなことを財政的なことも踏まえながら協議をやっているというところでもございまして、もちろんこの給食の無償化、その検討も項目に入っているわけでありまして、いろいろと財政当局と検討しているんですけども、何せ以前やりましたように小・中学校、それに加えて保育所の副食費の無償化もやりますと2億4,000万円というふうな金額があります。それを分類して、例えば中学校だけの給食費無償化という形でやっている自治体もありますし、そんなこともいろいろと情報を収集しながら、まずはどんなことができるか、時間のこともあるんですけども、そういったことを前向きには進めていきたいという気持ちは十分持っているということでご理解願えたらと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）町長も、やっていきたいけれども予算のことも考えなければいけないというところは承知しますので、ただ、やっている自治体もありますし、ぜひこの辺は何とかして実現していただきたいなと思います。

さっきも町長も中学生だけやっているところもあるよというところで、中学生になると塾へ行ったり何だかんだお金がかさむので、そういった段階的にまずは中学校から始めようかということもありやと思うので、ぜひここは知恵を絞っていただいて、何とか子育てのほうの保護者の負担軽減をしていっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ早期によりしくお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

学校と保護者のコミュニケーションのDXについてということで、学校から保護者への連絡などは基本的に紙ベースで行われています。子どもたちが、学校からの連絡をなくしたり渡すのを忘れてたりすることもあります。このような現状で、学校と保護者のコミュニケーションのDXについてどう考えますか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、学校と保護者のコミュニケーションのDXについてご答弁いたします。

まず、現状としまして、学校から保護者に対する連絡については、議員ご指摘のとおり、基本的には書面において実施してございます。ただし、先日の大雨のときのような緊急時など児童・生徒に書面を手渡すいとまがないような場合には、令和4年度に導入しました健康観察アプリ等を利用して連絡を行っているところです。また、アプリを登録していない保護者に対しては、緊急で連絡が必要な場合等には従前同様、電話による連絡を行っているところです。

学校から保護者に対する書面については、年間を通して相当の枚数になることから教員の負担となっている現状もございます。そこで、今後健康観察アプリによる連絡の活用をさらに拡充することは、教員の働き方改革にも寄与するものと考えてございます。また、書面での連絡をデジタル化することは保護者の利便性の向上にもつながるため、保護者の理解も得ながら学校とも連携し、学校における様々な情報を提供していきたいと考えており、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化を一層進めてまいりたいと考えてございます。

現在の健康観察アプリの登録状況ですが、本年6月1日現在で約98.2%という水準になっているものの、全ての保護者が登録いただいているという現状から、より多くの保護者に登録いただくための工夫につきましても今後の課題と考えており、活用方法と併せて検討してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解のほどお願いして、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ありがとうございます。

アプリの登録者の割合が98.2%ということで、以前聞いたときよりも随分上がっているなというような印象なんですけれども、あともう少し、これ、まだ登録しない方は、何で登録しないかとかという理由は把握しておられますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）具体的な理由については把握はできていないんですけれども、いろんな学校から、例えばこの間も中学校が修学旅行に行ってきたんですけれども、その際の様子をこのアプリを使って登録の保護者に報告するとかいうようなことをすると、やっぱり3年生の保護者が全員登録してくれたよというふうな事例もございます。いろんな形で、何がちょっとハードルになっているのかなというのは学校のほうとも情報共有しながら、そういうふうな、やっぱり登録してこんなのが見られるよというのが保護者間で広まっていくというのが、一番普及していくのに当たって



これまでも含めて一番そこが肝になっているところかなと思うので、いろんな情報を学校のほうもいろいろ工夫してくれていますので、それを学校間でも共有しながら加入率の拡大というのを進めていきたいなと思います。

議員のほうもいろんな、そういうような得意にされているので、またいろんなこういうのがやっているよとかいうのがあればぜひ教えていただけたら、校長会等で学校のほうとも共有していきたいなと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。

このアプリ、導入されていることも知っていますし、さらにそこに何でこのDXについてということ質問したかということ、まだあまりプリントの配付をこのアプリで行われていないのでどうなっているのかなということと、このアプリは基本的には健康観察アプリということで、以前でしたら朝、熱をはかって、その熱が何度かと報告して、今日は出席しますよとか、体調が悪いので欠席させていただきますというような連絡に使うのが基本のアプリです。

そこで、私立大学とかやと保護者ポータルサイトというのがよく使われているんですけども、そこは学校からの連絡事項ですね。成績とかもポータルサイトでその家族のマイページみたいなのがあるって、そこで報告されるし、保護者からの学校への連絡というのもそこにできるようになっているので、このアプリにそういう機能はたしかなかったのかなと思うんですけども、そういうのもあれば使う人も増えるのかなと思うんです。そういうシステムの導入についてどう考えられますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ポータルサイトの部分というのは非常に有効かなということで内部でも検討しています。

この健康アプリについては、もともとは議員おっしゃるように健康観察ということで、コロナ時の体温の報告というのがメインでスタートさせていただきました。現在、体温を入力せんと次のステップに進めないよというところは改修いただいております。だから、体温入力なしに今日はちょっと子どもの調子が悪いのでお休みさせますというふうなことの入力是可以できるようになっています。このシステムについては、一応添付のファイルであったり画像というのも添付できるようになっているので、その辺の活用というのはますます進めていきたいなと。

あとは、町のホームページのほうとも連携して、例えばお手紙を出すのであれば、URLだけ通知をして、そこをぱちっとクリックしてもらったらホームページのほうに飛んで情報が見られるということは、今普通にLINE等でもそういうふうな取扱いをしているので、その辺の工夫もしながら、なるべく保護者の方の手間にならないように情報発信できるようにというのは考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね。今現状のアプリでそういう対応していただくのも一つやと思うんですけども、全体的な連絡はリンクを張ったりというのでクリアできるかと思うんですけども、学校になると、さっき言ったように成績とか個人のプライバシーに関わるような情報も学校から保護者に対して行わなければならないような状況も発生すると思うんで、そういった場合にも、今やと子どもにそういうのを渡して、保護者に渡してくださいというような形になるかなと思うんですけども、そういうのもデジタル化していけないかなというのでこの質問をさせていただいているんです。そういうところはまだ議論はされていないですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）小・中学校はその辺、先生方とも相談はいつてくるかなと思うんですけど、やっぱり学期末の個人懇談というのは直接親御さんと先生の話をする機会、子どもの成績を基にいろ

んな話ができるという、そういう機会はやっぱり必要なと思います。大学であったりとか私学の高校等は成績もそういうふうな形でというのはあると思うんですけども、なかなか個人情報までそこに載せていくというのは、ちょっと今の時点では学校側も二の足を踏むかなというところが今、校長先生方と話をしている中で気づいたところです。

その辺も今後のDX、いろんな面で進んでくると思うんで、セキュリティーの問題、学校側の保護者と直接話をするのか、一定簡易なものについてはそういうようなものを使っていくのかというところは、慎重な議論をしながらできるだけ早く進めていきたいなと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）そうですね。とはいえ、便利やからそういうふうな大学とか、人数が多いところはそういったもので管理されているやろうし、していくほうが先生方の負担も減っていくと思います。成績とかアレルギーのことであったりとかというそういうプライバシーに関わることは、全体的なことで載せるんじゃないくて、もうちょっとセキュリティーのしっかりしたところで載せなければいけないので、今この現状のアプリでは少し難しいのかなというふうなことは私も思っているんですけども、そういうプライバシーに関わるようなことも一定、連絡ぐらいであればオンラインでできるようにしていただければ、子どもにそういう紙を渡して、子ども経由で学校に知らせるということもなくなるし、さっき言っていた懇談の時間の調整ですよ。これ案外忘れていて、保護者の方は知らなかったよねというようなことでよく聞くんですけども、そういうこともオンラインでできたら便利なのかなと思うので、この辺もというか、この辺はもうちょっと突っ込んでデジタル化していくべきところやと思うんですけども、教育長はどう考えていますか。

議長（河合弘樹君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）いろいろご意見ありがとうございます。

まさに議員おっしゃるように、これ、令和2年10月に国のほうもそういった保護者間と学校のデジタル化とかどんどん進めなさいという通知もありまして、それで今動いてきているというところですよ。

それで、先ほどご提示のありましたポータルサイト化ですね。やはり我々も今、ちょっと先を見据えていたのは、どちらかという内部の検討の話ですけども、保護者専用のページみたいなのでIDとパスで入れるようなそういったところであれば、一定、学校関係者に限った情報が出せるんかなとかというような構想といいますか、そういったことは少し考えてはおるんですけども、ただ、やっぱり実際にその情報を出してもらうのは学校とかになりますので、そういった方向性はしっかり見据えた上で進めていきたいと考えていますので、ちょっと時間がかかるかとは思いますが、そこは前向きにやっているということでご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）ぜひこれはやっていただきたいですし、やりやすいところというか、これやって効果が大きいところなのかなというふうに思います。時間がかかるかもしれへんということなんですけれども、こんなことは早くやっていかないと、言うている間にまた次の新しい技術が導入されて、じゃそこでまた検討してというふうなことにもなりますので、ある程度スピード感を持って、学校のほうも慣れていないので使いにくいというところもあるかもしれないですけども、ちょっと急いで導入していただきたいなというところで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に行く前に、今回改選がありまして、皆様、ここの新メンバー14人のいろいろなやりたいこと、やってきたことなどを書いているチラシを僕の事務所でもたくさん見ましたが、やはり4年間の実績を書くなら、ここで討論、

議論を理事者の皆様として、その成果を書いていただきたい。羅列した要望、町長に出していると思われませんが、それを出しただけで4年間の実績というのは、この一般質問、時間があるのであればここで議論をして、それが議員の仕事だと思います。なので4年間、皆様よろしく願いをいたします。

1番目に、小中学校の給食についてです。

先ほど坂上昌史議員からも同じような質問がありました。1番の小・中学校の給食費完全無償化にする予定はありますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、1点目の質問ですけれども、先ほど坂上昌史議員に答弁させていただいたように、給食費の無償化を実現するためには多額の一般財源が経常的に必要となってくることで、本町単独での実施については困難であろうということで、府内市町村の状況を見据えながら鋭意検討してまいります。

なお、給食費無償化に向けた財源措置については、先ほども申し上げましたように、機会を捉えて国へも要望していきたいと考えてございますので、ご理解のほういただきまして、ご答弁といたします。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）私も昌史議員と同じく、同じような若い小・中学校の子どもを持つ方の意見で、コロナ禍で国民全員に10万円の給付、そして熊取町では5,000円、全員地域振興券の配布などいろいろありましたが、その中でも、やはり給食費の無償化が一番助かったという声が多く寄せられました。去年から物価高騰も続いていることがありますし、ぜひともこれは先行投資として、先ほど町長からも2億4,000万円の単費が要るといふことであれば、2億4,000万円の税金を落としてくれる、転入・定住してくれる若い人を呼び込むためには、僕はいいメニューかなと思います。

先ほど言いましたが、異次元の少子化対策というて自民党がうたっておりますが、やはり出生数、2022年がもう77万人になりました。僕が生まれた1975年は190万人いましたが、もう約3分の1近く落ちてきております。これ、2023年、2024年になれば、もうすぐ70万人を切って60万人、そういうふうなことになるのを国も恐れて、それで熊取町の生産年齢人口が多分かなり減っていると思うんですね。やはり義務教育が終わってから退職するまで納税していただく方、そしてまた未来に納税していただけるだろうという方をどれだけこの熊取町に呼び込むかというのが一つの完全給食費の無償化にもなるかと思えます。

オーガニック給食など、いろいろ他の市町なども凝ったことをしていると思います。それほどやはり転入・定住促進に対して力を入れていっております。昔は中学校が自園給食ということで熊取町の売りでしたが、今もう結構やっているところもありますし、泉佐野市に関したら、もう毎回比較されますが、この無償化がされております。

そして、先ほど大阪府下でどれぐらいの件数と言ったらおかしいですけど、市町村でそういった無償化とかしているところがあるのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）府内の状況ということなんですけれども、令和4年度現在で無償化している団体、それはもう未来永劫にではなくて、4年度に限って無償にしているところも含めて30団体が全て無償になっていると。一部無償にしているのが17団体というふう聞いてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）令和4年度、熊取町もやっていた。この30の団体の一つに入っていると思われませんが、18歳までの子ども医療費助成も、僕たちが質問したときにはなかなか財政が苦しいということで延期という話が出てきました。しかし1年後、本町はしめすと申すので、今回の完全無償化に対しても、国のほうに僕たちも単独で要望も行きますし、ぜひとも2番手、3番手にならない

ようにしてほしい。今、統一選挙の前半戦の泉佐野市で、僕と同級生が期日前投票所のバイトに行っていて、その中に熊取町民の方が何名もおられたと。しかも同じぐらいの世代だということで、泉佐野市がそれをしているのがすごく羨ましい。しかも商業施設もたくさんある。熊取町も暮らしやすいけれども、熊取町に住んでいるが、日根野のジャスコ、いこらも～るに買物に行くなど、やはり泉佐野市と比べたら熊取町はなかなか今も追い抜かれているかなどしか思いませんが、ぜひとも給食の完全無償化には次長をはじめ府や国、そしてまた僕たちも国には要望に行きます。ちょっと前向きに検討をしていってくれませんか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）もちろん前向きには検討しております。

先ほどの無償化している団体が一部を含めて47団体という話がありましたけれども、ほぼ8割以上を見ると、やっぱり国の交付金を活用しているというのが現状でございます。もともと、先ほど坂上昌史議員の答弁でもお答えしましたように、学校給食法というところでのルールというのが一応ございます。だから、国のほうでも今議論されているというのは、そのあたりをどうするのか、これを全て自治体というか保護者負担をなしにするとすると、当然国も一定の費用がかかるということも含めて、今現在国のほうでも議論されているというふうに聞いてございます。

その間で、先ほどの子ども医療費の話もありましたけれども、現在、市町村間の競争のネタになっているということもございます。ですので、やっぱり財源的に有利な団体は国の交付金を活用せずとも無償化というのはされていると思うんですけども、そのあたりは、先ほど来申し上げていますように、やっぱり将来の財政負担というのを考慮した上での判断ということになるのかなどということで、そのあたり、要望については町村長会、いろんな機会を捉えて国のほうでもやっぱり市町村競争のあれにはならないようにということで、国のほうで積極的な検討、財源確保についてもお願いしたいという要望は継続していきたいと思っておりますので、議員方のほうもまたご協力、ご助言いただければと思います。よろしく願いしておきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも熊取町がそういうふうになるように財源確保、これ、3点目の補助金についてもそうですけれど、やはり理事者の方がいろいろと知恵を絞っていただけたら財政は確保できる場所もありますので、頑張っていただきたいと思えます。

2点目、給食時の様子は、黙食はまだ続いておりますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）給食時の様子と黙食についてご答弁させていただきます。

令和4年11月29日付で国のほうから、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についての通知がございました。その中で、給食時の会話についての規制の必要がない旨通知がありまして、給食時には会話を控えるとしていたものを大声での会話を控えるとし、黙食については必要がない旨、各小・中学校のほうへお伝えいたしております。これを受け、学校では児童・生徒間の会話が少しずつ見受けられるようになってございます。

また、本年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後は、給食の前後などの小まめな手洗いや適切な換気の確保などは引き続き行っておりますが、それ以外の対応は特に行っておりません。

今後も引き続き、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

黙食は解除されつつあると思うんですが、登校時にまだマスクをつけた子どもたちをちょこちょこ見かけるんですが、ざっくりでいいんですけど、どれぐらいの割合でもうマスクを外しているかなど。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）この間からやっぱり8日の登校指導とか見ていると、半分いつているかいつていないかぐらいかなというふうな感じはします。実際、学校の授業を見たりする機会もあるんですけども、やっぱり、学年によって若干違いはあるんですけど、半分程度の子どもはまだしているかな、ただ、これから暑い季節が来ますので、そのあたりはまた学校の先生方のほうを通じて、マスクは必ずしなあかんものではないよというふうな啓発は今も行ってくれていると思いますけれども、またこの暑い時期を控えて、再度そういうふうなことは学校のほうにもお伝えさせていただきたいなと思います。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。半分ぐらい取っていつてくれているという方向で、そのマスクをつけていたおかげで、インフルエンザがこの2、3年ほとんどなかったものが今爆発的に感染が増えていると。これはなぜかと言うたら、免疫が全くできていなかった、その間ね。やっぱり子どもといつたら風邪を2か月、3か月に1回引いて免疫がだんだんできていくものが、今までマスクをしてなかって、インフルエンザが流行しなかったのはよかったんですけど、今この時期にインフルエンザが爆発的に流行しているのは、免疫がやっぱりつけられなければいけないというのがだんだん今となって分かってきたんで、教員の方、僕、前も言ったと思うんですけど、先生らからまず外していつていただいて、給食時、そして授業、登下校時も早くマスクを外せるような生活を送れるように、教育委員会、また校長先生方たちも指導していつていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、自転車についてです。

4月1日から自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務になったが、小・中学生、また浪商学園、体育大学生などに着用の啓発をしていますか、教えてください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の自転車についての1点目、小中学生また浪商学園・体大生へのヘルメット着用の啓発について答弁申し上げます。

二見議員のご質問でも答弁しましたとおり、自転車乗車時のヘルメット着用につきましては、道路交通法の改正により、これまで13歳未満の子どもが対象であったものが、令和5年4月1日から全ての自転車利用者を対象として努力義務とされたところです。

まず、町立小・中学校につきましては、校長会、泉佐野警察、町が構成員の一員である熊取町交通事故をなくす運動推進本部において、毎年、泉佐野警察と連携して学校ごとに交通安全教室を実施しており、その中でヘルメット着用の啓発を行っているところです。また、各学校においても改正道路交通法施行前の令和4年度末に自転車安全利用啓発リーフレットを全児童・生徒に配付するなど、個別で対応していただいているところです。

浪商学園、大阪体育大学につきましては、浪商学園、泉佐野警察、町の3者によるマナーアップ作戦連絡会において情報共有を図るとともに、熊取町交通事故をなくす運動推進本部の一員でもあることから、学生・生徒へのヘルメット着用の指導を申し入れました。学園側の対応としまして、新入生オリエンテーションや始業式等で自転車利用時のヘルメット着用の説明を行っていただいておりますが、努力義務ということでヘルメット着用は各自の判断に委ねているとのことです。

その他、ホームページや駅自由通路の広告枠を活用したポスター掲示などでヘルメット着用の啓発を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）説明はしているがなかなかということで、補助金のほうはどう考えておるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）補助金については、先ほどの二見議員のご質問のとおり、慎重に、前向きに検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも前向きにお願いいたします。

2番目の外環や広い車道に、ごめんなさい、これ自転車レーンでちょっとややこしいんですが、自転車ナビレーン、ナビマークとか自転車ナビラインのことでございます。申し訳ないです。をつくってはどうかということですが。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）ご質問2点目の外環や広い車道への自転車誘導レーンの設置について答弁申し上げます。

自転車につきましては、平成23年10月に警察庁から、車両であるということを全ての道路利用者に徹底するため、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進の通達があり、自転車利用者のマナー向上をはじめ、歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路の利用環境整備が求められているところです。

議員ご質問の国道170号大阪外環状線につきましては、道路交通法では自転車の歩道通行が可能な道路となっており、大阪府の自転車通行空間10か年整備計画におきましても、車道への自転車レーン設置の計画はございません。また、その他の広い道路への自転車レーン設置につきましても、現在のところ予定はありませんが、設置については自転車ネットワーク計画の作成が必要となることから、自転車交通量が多い道路における利用環境等を整理の上、大阪府及び泉佐野警察と設置の可否について協議を行い、調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、外環状線は熊取町内は全部自転車通行可ということですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）外環状線の歩道につきましては、自転車歩行者通行可という歩道の形態となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それやったら標識ですかね、自転車歩道通行可、あるところとないところがあるんですね。例えばうち、僕の下の紺屋交差点、そこの役所のところの野田交番西交差点ですか、その上の図書館のところ、ニュータウンの入り口、全部見ましたが、通行可能標示がされておられません。それに対しては。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それはすみません、自転車と歩行者の模様の入ったマークを外環の歩道には掲示されているというふうに認識してございますが、歩道、歩行者だけの絵になっているところでもよろしいのでしょうか。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）自転車と歩行者の青い丸のやつ、あるじゃないですか、大久保のセブンイレブンのところはついてます。しかし、だんだん上に上がってきて、万代の出口まではついていますが、そこから上が全くついていないんですね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）設置の間隔が少ないということでもよろしいんですか。それでしたら、すみません、設置の間隔については、ちょっとその辺は一度確認させていただいて、またお返事させていただくということでもよろしく申し上げます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）外環のはその設置をぜひともしていただきたいと思います。

そして、自転車の専用レーンではなく、自転車ナビマークやナビライン、よく最近見かける青いちょっと三角の、別に専用ではないんですけど、ここを通過してくださいねみたいなものを熊取町というのが一つも見当たらず、逆に泉佐野市や岸和田市、貝塚市は今どこでも大体ついていると思うんですね。自転車指導啓発重点地区路線というのが熊取町にもありまして、府道土丸栄線、泉佐野市ね。この2つが泉佐野管轄であって、ここの泉佐野市のほうはそれがついているんですね。日根野のジャスコからカワのパン屋のところから旧26号までの真っすぐの、ハト高を通過してコープを通過しての道が全部自転車のラインがついているんですね。熊取町は、大久保西交差点から大阪体育大学前交差点までが自転車指導啓発重点地区路線になっているんですね。そこは歩道を自転車が通っているのか、その辺がちょっと、泉佐野市はこういうふうに表示しているんですね、あちこちに。ごめんなさい、資料で出したらよかったですけれど、このラインがあるんですけど、これが自転車指導啓発重点地区路線という、泉佐野管轄でこれ2か所なんです。このうちの熊取町は、大久保西から体育大学までというのは多分浪商、体大生が頻繁に通るからこういうところになっているんですけど、これは一体何ですか、教えてください。ちょっと僕は分かりません。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）自転車指導重点路線というのは、ちょっとすみません、私も今知識はないんですけども、自転車の通行帯としてのご質問の自転車レーンの設置の泉佐野土丸線、府道の部分なんですけれども、あれについては自転車ネットワーク計画という計画に位置づけられた路線で、大阪府のほうで設置されている青色のラインですね。矢羽根のラインが設置されている路線になっております。

それについてはどういう設置の条件が必要になるかといいますと、平成27年に国のほうからの通達で、安全な自転車通行空間の早期確保という中の検討を行う上で、市区町村が自転車ネットワーク計画が必要と考えられる判断の目安となるところで、自転車事故の多さというのと自転車の分担率、移動手段として自転車がどう分担されているかという率の中で定められたものです。その中で一定、1,000人当たりの自転車関連の事故が多い団体につきましては、こういう自転車ネットワークで自転車と歩行者空間を明確に分けていくような指導をしていく中で自転車レーンを設置しなさいと。その中で熊取町にあっては一定、すみません、1,000人当たりの事故が多い上位3割に当たる部分というのが1,000人当たり1.77という数字の事故の数がありまして、おおむね1.77を上回る市町村については自転車と歩行者を分離していく路線を明確にしていきたいと思いますというところで策定されております。先ほどの土丸栄線については、そこに位置づけられて大阪府のほうで整備されていると。

熊取町につきましては、この当時の事故件数なんですけれども、1,000件当たり0.8件、非常に少ない自転車事故の数というところもありまして、その計画にはのせずに自転車レーンがまだ設置されていないという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、そのネットワーク計画の件数が多いところでなければ青いナビラインとかが引けないという認識でいいんですかね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）一定27年、大阪府についてもそのときに計画を立てておりますが、その際はある程度指標としてそこが選定されたところです。

先ほど答弁させていただいたように、こういうご要望をいただいている中、どういう設置の可否について、これから警察であるとか大阪府であるとかに協議はさせていただきたいと、調査研究に努めてまいりたいというふうに考えてございます。今現状設置しているのはそういう位置づけの下

設置されていると。今後、町としても検討してまいりたいというふうを考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも、やはり自転車が車道を走るところで、この役場の前とかでも子どもの通学路になっていますし、そういう時間帯に通勤、役場にされる方もいますし、そういうのであればぜひやっていっていただきたい、明確に歩道は、特に左側通行というのを認識させるためにもやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。

理事が申し上げましたとおり、現状ついているところというのは府の計画に基づいてやっている。これは交通事故、自転車の事故件数の率等によって決まっている部分もあるということで、我々も実は、特に府道の泉佐野打田線、浪商の子たちが通る、あそこは危険だということを認識しておりますので、府に申入れはしております。ただ現状、今言うたようなところで、今の計画はなかなか難しいんだよと、もう既に決まっておるんだよと。実は今の府の計画というのが令和7年までの10年計画になっておって、今後、次期計画を策定していくと。そこに熊取町はエントリーに向けて検討していったらどうですかというようなお話になっておまして、我々もそのためにはまず町内のネットワークをどうするのかというようなところからスタートせないかんとということで、検討を始めていきたいという議論を始めたところでございますので、ちょっとその辺はお時間いただければというふう考えております。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、その浪商からの打田線が重点地区路線になっているので、ぜひそこをアピールして行って、あそこはほんまに学生の寮が半端ないので、田中豊一議員の家の前もなかなか車が出られへんというような事態に陥ったり、あそこも多少のあれはかかってくるんですか、通学路には。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）小・中学校の通学路にも一部なっているかと思います。もちろん浪商の通学路にもなっておりますけれども、確かに議員おっしゃるように、あちらについては、先ほど私が国の指標としてご説明させていただきましたのは町内での事故発生率、町内での自転車の利用の割合というところです。

ただ、議員がおっしゃるように、あそこの路線に限りますと非常に特定の方の自転車が確かに多いので、そういうところをしっかりと大阪府のほうにお伝えして、この計画に上げていただけるように働きかけてまいりたいというふう考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

そしたら次、3番目にいきたいと思います。

通学時、信号待ちの歩行者だまりに自転車が突っ込んでくる場合があります。対応方法というのは、先ほど外環の紺屋交差とそこの野田交番の交差点の登校時、桜が丘からとか新野田から下りてきた小学生が、ニュータウンのほうから右側通行で走ってくる自転車がむちゃくちゃ多いんですね。それを、左側通行という認識をまずしていただいて、その歩行者だまりももう自転車が通れるぐらいの広さをわざわざ開けるんですよ、子どもたちが。危ないから。じゃなくて、そこは先ほども通行可能であるんですけれど、完全に右側通行で来ているんですね。そこをどないかしてあげないと、事故が起こってからでは遅いと思うんですね。それに対しての対応策を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）次に、3点目、通学時、信号待ちの歩行者だまりに自転車が突っ込んで



くることへの対処方法について答弁申し上げます。

歩道には自転車通行可能な自転車歩行者道があるものの、道路交通法では、自転車は歩道と車道の区分がある道路では車道通行が原則で、歩道を通行できる場合は歩道の車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行すること、また、歩行者通行を妨げるときは一時停止しなければならないとされています。しかしながら、自転車が歩道を通行し、自転車運転者の危険な走行により、自転車を避けて歩行者が通行している状況はあるものと認識してございます。

議員ご質問の対処方法でございますが、まずは自転車に乗られる方が交通ルールを理解し、遵守していただくことが重要と考えてございます。

本町といたしましては、熊取町交通事故をなくす運動推進本部による交通安全教室や、浪商学園、泉佐野警察、町の3者によるマナーアップ作戦連絡会などを活用し、小・中学校や高校、大学の学生への啓発を進めるとともに、一般の方々へも広報やホームページなどを通して啓発を行ってまいります。

今後も引き続き、交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、具体的にどういうふうにしたら右側通行じゃなく左側通行になるのかとかという具体的な何かあれば教えていただきたいなど。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）今現在、町で実施させていただいておりますのが、こういういろんな啓発、今、小・中学校での交通安全教室というような形でございます。それ以外には、やはり看板等を設置していくのも有効かと。今こういう議論の中で議会でご質問いただいている中で、そういう左側通行の看板等について一度警察であるとか大阪府のほうに相談させていただいて、検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）西小学校の下の歩道のところ辺とか、歩道のど真ん中にU字溝じゃなくてIの車道止めみたいなのがあるんですけど、それはどこかにつけられるとか、つけられる場所は決まっているんですかね。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃっているのはポールかと思います。一般的には車止めのポールとなっております、車の出入口とかで歩道上に車を侵入させないようにするためのポールとなっておりますので、自転車通行がどうというようなものではございません。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。事故が起きたら遅いんで、できるだけ事故のないうちに何か対策をとっていただきたいなと思います。

続きまして、3番の文化芸術振興費補助金についてでございます。

1番の補助金を取る仕事は区長会なのか職員なのか、お答えください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、文化芸術振興費補助金についての1点目についてご答弁申し上げます。

この補助制度につきましては、地方公共団体が補助事業の実施者になるものではなく、それぞれの地域で伝統文化を継承活用する実行委員会等が補助事業者になるもので、本町では、だんじりを所有する11地区による熊取伝統文化活用推進実行委員会が補助金の交付を直接受けることとなります。町といたしましては、可能な限りこの実行委員会等に職員が参画し、制度の説明や交付申請書などの書類作成、経費の執行方法等に関し支援させていただいているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）実行委員会がその補助を取るということですよ。でも、文化庁から送られてくるこれぐらいの資料を区長なりが全部目を通して分かるかどうか、お答えください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）確かに、補助要綱とか制度の説明の資料については非常に分厚いものになっております。このあたりはこの実行委員会のメンバー、それとそれに関係する方々にお集まりいただいて、その制度の説明というのをその都度させていただいて、ポイントポイントについてもお伝えはさせていただいてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）その説明で理解されていますかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この補助金の、例えば要望ですね。交付申請の事前のタイミングであったりだとか、あるいは今年度でしたら1次募集、2次募集と2回に分けての募集がありました。その都度説明をさせていただいて、各地区でのご判断もいただいた上で、分からないところはその都度ご質問もいただいたりはしていましたけれども、おおむねご理解のほうはいただいているんじゃないかなというふうには認識してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、2番目の令和4年度、これ1次募集ですね。継承枠と振興枠に応募した自治体の数を教えてください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）2点目の令和4年度中に継承枠・振興枠に応募した事業者数についてでございますが、文化庁において、応募した事業者数、これについては公表はされておませんが、ホームページに採択された事業者数が掲載されておまして、採択された事業者数は継承枠・振興枠合わせて166地区となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、次とかぶるんですけど、そのうちの振興事業で応募した自治体という数はわかりますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目の振興枠で応募した事業者の採択された割合についてでございますが、応募した事業者数が公表されておらず、割合についてもお示しすることができませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、継承と振興と合算した数字しか分からないということですかね、この166というのは。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）採択された事業所数は166地区になります。このうち振興枠のほうで幾つ採択されたかというのは、はっきりとした内訳のない一覧になってございます。ただ、ここに出てきている採択の事業の金額だけで判断するとすれば、10事業所もないぐらいなのかなというふうには認識してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それ、文化庁に電話か何かして連絡で確認はしましたか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）その点については確認はしてございません。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ここですね。9地区なんですよ。これ電話して聞いたら教えてください。何で電話しないんですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）理由については、すみません、こちらの一覧表を見ての判断というところで終わってしまったところがございます。そこは至らないところがございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）この文化芸術振興補助金、これ第2次募集もあった。なぜかという1次募集で余ったんですね。1,000万円枠と5,000万円枠と2つあって、先ほど僕と理事で話していた振興事業枠というのが5,000万円事業、これが9地区、1,000万円事業、これが継承事業という、中身がちよっと今回は違いまして、1,000万円は通常毎回毎回、毎年あるんですけど、今回は5,000万円枠というものが出てきました。令和4年、その5,000万円枠を僕たち熊取町は取りに行こうかなと思いついて、2022年11月24日、旧新政クラブ、河合議長、矢野議員、僕、3人で文部科学省へ築和生文部科学省副大臣にこの地域文化総合活用推進事業の要望書を提出し、そのところにわざわざ文化庁の担当者が京都から、文化庁地域文化創生本部の高田参事官という方、この人に電話したらすぐ分かります。も同席をしてくれました。僕たちが来るのに合わせて呼んでくれていました。そこでいろいろと意見交換をし、どうしたら5,000万円を取ることができるかという話までは、副大臣がおられたのでなかなか込み入った話はできずに、この地方議員の人らが来てくれているから、文化庁は熊取町にまた教えてあげてくださいということで、その日は要望書を手渡しました。そのもう次の週ですね。12月2日に文化庁、これも僕たち議員3人と立石課長と永井主任ですかね。5名で京都の東山の仮の文化長官の部屋でこの高田参事官、その他あと2名ぐらいおられたんですかね、メモを取る方と。そこで振興事業のレクを受けました、こういう形で組み立ててくれたら取りやすいんじゃないかというようなレクチャーを受け、12月8日木曜日に煉瓦館に今回の補助金で手を挙げる、もしくは興味のあるところは集まってくださいと言ったら6町集まりまして、僕たち、そしてまた理事者の方たちで今回どうするかというふうな形で、5,000万円にしようというふうな話でまとまったと思います。

これが3町で5,000万円を補助金に手を挙げるのにはいろいろな収益とか観客数を増やすなり、映像とかいろいろな項目がありまして、翌日すぐに12月9日、熊取町商工会にグッズ販売、ドリンク販売をお願いし、中村屋という祭りのグッズを作る就労支援Bの人たちにグッズを作っていたいて、そのグッズを販売、そして観光協会に行き、そのグッズを販売してくださいねとお願いもしました。そして、じばしタオル、青年団タオルも売ろうかということで、その他もろもろ、設置カメラ、固定カメラを大森神社、そして紺屋の献灯台に据え付けて、リアルタイムでずっと流しっぱなしの映像配信をしようかということと、ほっともとの横で空き地があるので、そこにテントを建ててしようかということまで、あとスーパーホテルにも集客数を聞いて、これぐらいの集客数が来るからご協力しますというような形で全部組立てをしました。

その後、12月13日に煉瓦館で祭礼区長会がありまして、そこでその5,000万円の事業に対して我々3町でやらせてくださいと、もちろんプレゼンですよ。そのとき3町の代表で僕と河合議長と、そしてもう一人、野田の方が来る予定でしたが、野田の方がどうも来られないということで、僕と河合議長でプレゼンをしようということで、区長会の前でプレゼンをしようかなと思ったら、

課長から、プレゼンの前にプレゼン以外のことは聞いてほしくない、何で野田がいないのかとかそういうことはあまり触れないで、プレゼンのことだけを言うてくださいということで、僕たちはもう粛々淡々と、文化庁や文化庁のその人らに教えていただいたことを報告し、ぜひとも3町で、人やお金は一切3町以外の方たちには迷惑をかけないから、5,000万円で作らせていただきたいという願いをしました。それが、もうプレゼンも出ていってくださいということで、結局その5,000万円ではなく、1,000万円が選ばれました。

そのプレゼンの途中では、新政クラブは何をしてくれんとか、この振興枠があかんかったら田中君どう責任取ってくれんとかいろいろなことを言われましたが、そのときに理事者の方々のフォローは全くなく、我々が説明、なかなか僕たちもこの事業に関して理解するのが難しいのに、区長の前で30分やそこらで説明しても、なかなか受入れも難しい。けど、やはり初めての事業なので、もちろん理事者の方としても、この5,000万円が取りやすいというのは分かると思うんですね。そのときに5,000万円にいていたところが大阪府下では堺市と和泉市にあります。この和泉市に5月24日、ちょっと僕、坂本議長にお願いをいたしまして、森下さんという担当課長の方に、ここは5,000万円、今1次と2次、2回回っています。そしたら合計1億円ですね。熊取町は幾らですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）1次も2次も継承枠で、対象事業費1,000万円枠を1次と2次で交付申請させていただいています。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ここでもう8,000万円の補助金を逃していると僕は思います。

今回、2次募集はかなり急遽な補正予算だったので、なぜ補正予算になったかいうたら、前年度の募集があまりにも少なくて、今年度中に使い切らなあかんということで今2次募集、もう今申請していると思うんですけど、これで今回も和泉市は、内容は一緒ね。テントを建てて観客席を設けるようなのを2次募集も全く一緒でございます。

ちなみに、和泉市はだんじり・みこし連絡協議会というのが3地区合同である。和泉市は広いので3つの地区に分かれているらしくて、このだんじり・みこし連絡協議会全36台でみこしもだんじりも、そして子どもだんじりかな、これも10台あるらしくて、1つの和泉だんじり大連合というところが観覧席、観覧席といっても僕らが提案したテント2張り張って約80名ぐらいいれるかなというところを、パレードを見終わったら泉井上神社という国の重要文化財の神社の見学、このツアーを1人3,000円で組んでいるらしいんですね。信太・幸地区ですか、ここは何か神戸とかあちらまで見渡せる高台があるらしくて、ここにだんじり9台を集合させて、ここも文化財のツアーをするみたいでございます。

そして、もう一つが松尾連合、ここもだんじり体験ツアーです。走らなくて、綱だけ持ってゆっくり引いたり、後ろのてこを切ったりとかという体験ツアーと、久保惣美術館の近くがこの連合の地区らしいので、久保惣美術館の前で写真撮影をして、その後見学をしてもらう、そういうようなツアーを組む、非常に難しくないツアーでございます。熊取町、我々もそういうツアーなりを考えましたが却下されました。

それについて、今後、今年も恐らく5,000万円事業があるかどうか分かりませんが、熊取町としてはどうやっていくつもりでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）このだんじり関係の補助金については、基本的なところは11の自治会のだんじり所有の区長方の先ほど申し上げた団体で申請していただくということです。

まず、町が全くこれに関わっていないということはないと、きちんと説明もさせていただいていると思います。ですので、そこは11町の区長方としっかり話をさせていただいた上で、事務局としても、町のほうとしても対応していけたらと思います。やっぱり先ほどの和泉市とかの話とか聞くと、

若干やっぱりもうちょっと申請するに当たって町のほうも含めてきちっと議論をする必要があったんじゃないのかなというふうに思います。

次年度以降については、そのあたりはまた担当のほうときちっと、ある程度の時間をかけて、観光振興、それからこれ、ある程度の費用もかけて、お金の回収と言うたら言い方がちょっと悪いですが、活性化を目指していくという部分でありますので、当然11のだんじりというのは熊取町の財産ですので、その辺丁寧に議論をしながら進めていく必要があるのかなと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これは後の祭りでございますが、5,000万円事業をいっておけば11町、約10で割っても1,000万円近くあります。そういうふうな予算の取り方ですよ。区長と議論をしてというのは分かるんですけど、僕はさっきから言うているように、あの分厚い資料を見て、区長、普通の住民がなかなか理解しにくいということで、もうちょっと町の職員としてフォローアップをして、和泉市の方、やっぱりそういうのを多少したらしいですわ。こういうメニューをしたらどうですかみたいな、そういうことを僕は考えていってあげてほしいなと思います。

これは直接の還元になると思うんですね、この補助金というのは、今、祭りを引く担い手はかなり少なくなっているのは三原理事もご存じだと思います。この中で継続していくのに国が補助をあげましょう、まあまあこれ緩いです、中身。これもだんだん中身がきつくなっていきますからね。それか、もしくはもうなくなります。

そして、今、町長はご存じかどうか知りませんが、野田のだんじりが今回808万円できいな洗いを出して戻ってくるというふうなことはご存じかと思いますが、今、野田の中で町名旗、後ろの旗、横の旗がこの808万円の中に含まれていなかったんですね、やはり予算がオーバーしてしまうから。それで、50人の人らで約8万円を集めるらしいです。それ、ご存じですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）風の便りと言ったらおかしいですけども、そのようには直接ではないですけども、そんな感じで聞いているということでもないんですけども、そういううわさがあるということだけは分かっています。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これ、僕のところにも2次募集のときにどないかなれへんのかという相談もありました。そのとき町長は何していたんだと、1次募集の5,000万円のときね。多分、中身は知りませんというふうに僕は答えました。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）祭礼につきましては、元来、町長は関与しないというふうなことで、祭礼運営委員会にも参加したこともございませんし、そういう案内もございませんので、その中で祭りが安全曳行できるように、楽しんでいただけるような祭りを祭礼運営委員会の中で協議していただいているものと思っております。パレードのときには、町を代表してそのパレードをにぎやかにするために応援をさせていただいておりますけれども、具体的なことについては町長はそこには関与していないというのが私の自覚した考えです。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これは僕が1番目に質問した、補助金を取る仕事は区長会なのか職員なのかということですよ。区長会が補助金を取るメニューは考えるかもしれませんが、こういう仕事するのは、やはり文化庁予算、国の補助金、税金を取ってくるのは区長じゃなく職員が手助け、ほとんどはやってあげないと、行動するのは参加している人でいいと思うんですね。やはり、政教分離とよく言いますが、そういうところをやってあげないと、野田の50人の方、今一人一人がまず4

万円集めると聞いています。8万円も集めらなくても、この5,000万円枠にしておけばこんな8万円を集めることもなかったんですね。そこをもっと上手に取りに行っていたらいいと思うんですけど。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）この補助金については、当然地元負担というのが必要になってくるというのはもちろんご存じですよ。だから当然、以前も何地区かのだんじりの修繕ということでこの補助金を活用していますけれども、もちろん、だからその自治会の会長、だんじりを所有している各種団体も含めて自己負担が要るよという前提での補助申請を上げていただいています。

この補助金については、もともと基本的には行政が補助主体にはなれないということで、町のほうも、先ほど来申し上げています11町から成る実行委員会というのを組織して、11町のだんじり所有の区長方の総意でもって補助金の申請を上げているという状況でございます。

町の関わりが足らんと言われたら、それはそうかもしれません。そこは今後改めさせてもらって、きちっと制度の説明、当然うちは文化財の専門の職員もいますので、そこら辺は今現在もいろんな親身になって各区の相談には乗っていると思います。そこが足らんと言うのであれば、そこは改めてきちっと対応のほうはさせていただきます。

原則論は市町村が補助金の事業者になれないということで、当然アドバイスはしますけれども、11町の区長から成る実行委員会が主体になって補助金の獲得をしていっていただくというのが趣旨ではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それじゃ和泉市のようにちゃんとフォローをしていってあげて、取れるものは取れるような形を、トスを上げていくと言ったらおかしいんですけど、これを考えてくださいねと言うてもなかなか考えるのは難しいと思うので、ほかの団体の事例、先ほども僕、言うたように、電話をして確認したらどうかとか電話をして聞いたらどうかというようなこともしてあげて、ほかのところはこういうことをしてますよというのを示してあげたら、その実行委員会の人たちも、ああそういうことをしてるんやったらこういうことできるなやけれど、なかなかそこまで多分説明がいないと思うんですね。そこをもうちょっとしてあげてくれませんかという要望です。どうですか、次長。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）要望は承りました。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）じゃ、ぜひ今年度のこういう補助金があるときは、僕は楽しみにしております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩いたします。

---

（「14時50分」から「15時10分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従いまして質問をさせていただきます。

熊取町の主な取組に上げられている地域共生社会の実現に向けて、住民一人一人が安心感を持てる暮らしと社会参加による生きがいを地域と共につくる社会の実現とあります。私自身、長年自治会活動に携わってきて感じていることですが、町内39地区の区・自治会は積極的に活動されていて、

地域のコミュニティの中心となる大切な住民組織だと思っています。少子高齢化や防災・防犯など、今後ますます町内で重要な役割を担っていくであろう区・自治会について質問させていただきます。

まずは、熊取町が把握している区・自治会での問題点を聞かせてください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の区・自治会の問題につきましての1点目、町が把握している区・自治会の問題点について答弁申し上げます。

町内にある39地区の区・自治会には、ご存じのとおり、それぞれの環境に応じた様々な課題や問題点がございます。行政では、その課題、問題点を把握するため、区長、自治会長から直接窓口や電話で相談をお受けすることはもちろんのこと、例年アンケート調査を実施し、個々の問題点を把握の上、問題解決に向け1件ごと丁寧に対応してございます。

ご質問の問題点でございますが、多くの区・自治会共通の課題としましては、自治会加入者の減少、それと高齢化問題が上げられます。また、加入者減少、高齢化に伴い役員選出にも苦慮されているということが主な問題点であると認識しております。ただし、これは本町のみならず全国共通の課題でもございます。

その背景につきましては、高齢化により活動従事が困難になっていることや、若い方も多忙な中で自治会活動が負担となり、役員の成り手の確保が難しくなっていること、さらに、この3年でのコロナ禍における活動自粛が加入者の減少にも影響しているものと考えております。また、共助の希薄化、地域よりも個人とのつながりを重視する昨今の風潮などから、加入自体を敬遠されるなどが主な原因であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）担い手不足の問題であったり自治会加入促進、運営面での負担など、区・自治会で抱える問題は様々あるのかなというふうに思っています。ただ、僕は熊取町の自治会しかちょっと分からないんですけども、地域共生社会の実現のため、地区のため、熊取町に多くの方が日々努力の中で運営いただいていると思います。

区・自治会は、地域のコミュニティとしてだけではなく、ごみ置場や福祉など町行政の一部を担う役割も大きく、町のグレーゾーンというんですか、役員の熱意と努力で時間をかけて問題を解決していただいていることも多いのかなと思うのが実態だと思います。今後、高齢化が進み、担い手不足や地域で抱える様々な問題が多くなることも予測されます。行政と区・自治会での意見のすり合わせや対応方法など、今以上に連携が必要だと思っています。

私も出たことがあるんですけども、町政連絡事務嘱託員連絡会や区長会においても、年度が1月始まりの地区と4月始まりの地区が混在している中、1年間の間でも人の入れ替わりがあったりとかということで運営が難しいのかなと思うこともあります。今すぐということではなくてもいいかなと思うんですけども、将来的に同じ4月なら4月、1月なら1月というふうに合わせていただいて、区長会のほうを運営していただけたらいいのかなというふうに思っています。

次に、熊取町が行っている区・自治会への加入促進についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問の2点目、区・自治会への加入促進の取組につきましてでございますが、住民課窓口におきまして、転入・転居者へ区長・自治会長の連絡先を添えての加入案内を行っております。また、民間との連携の取組として、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部などと自治会連合会との間で協定を締結し、住宅販売時に自治会加入の案内を行っていただいております。さらに、地域での宅地開発の事前協議におきましても、自治会加入を前提に地元自治会と協議を行っていただくよう開発事業者に対して指導を行っているところでございます。

一方、各自治会におかれましても、自治会主催の行事で自治会未加入者にも参加できるように門

戸を広げていただく取組や自主防災訓練では複数の地区で合同開催するなど、独自で加入促進や役員負担軽減につながる取組にも努めていただいております。令和5年度には、そういった取組の際にご活用いただける加入促進に係るのぼり旗を追加する予定でございます。

自治会加入は強制ではなく、任意と言われておりますが、近年多発する災害におきましては、自治会は相互扶助組織として大いにその機能を発揮する重要な組織であることから、ふだんからの地域での関係性づくりが非常に重要でございます。町といたしましては、各自治会、自治会連合会と連携するとともに、住民代表である議会議員の皆様のご協力もいただきながら、先ほど申し上げました様々な方法によりまして自治会への加入促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）転入された方に自治会長の連絡先をというのは昔からあることだと思うんですけども、それは一体どんな、小さい紙で名前と電話番号が書いてあるようなものを渡しているというような状況ですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘のとおりでございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）その紙自体なんですけれども、例えばリーフレット状のものであったりとか、ただ名前と電話番号を自治会長ですよという渡すよりも、もうちょっとリーフレット的なもので自治会の加入促進についてのPRも含めた、そういうものをこれから制作していただくということはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）議員もご指摘いただいておりますとおり、区長のお名前を渡すだけではなくて、自治会加入のリーフレット、もう既にカラーで4ページほど作ってございまして、それを同時にお渡しさせていただいております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、協定締結団体ということで住宅販売時に自治会加入の案内を行っていただいているということなんですけれども、これについては具体的にどのような加入案内を行っていただいているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）答弁でも申し上げましたとおり、2つございまして、1つが大阪府宅地建物取引業協会泉州支部ということで、言うてみたら不動産業界の組合になっておりまして、こちらのほうが協定に基づきまして、住宅販売を行う際に熊取町で住宅を買われる場合は、開発指導のときに基本的にここは何々地区ですというご案内を開発事業者に指導いたしますので、その指導の際には当然、地元の区長、自治会長と協議をしてくださいということで案内してございまして、そこでも2段階でしっかりと協議をさせていただいて、加入促進に協力していただいているという体制を取ってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）その案内については、例えばさっきも同じなんですけれども、リーフレット的なものを渡していただいたりとか、そういうことはないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）そちらの具体的なリーフレットを業者のほうに渡しているかどうかというのは、すみません、ちょっと今私のほう認識はしていないんですが、恐らく、年に一度面会



する機会がございますので、その際に啓発グッズ等はお渡ししていますので、その際に会員のほうにはお渡しいただいているものと認識しております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）せっかく協定締結団体ということになっているので、締結しているということであれば、例えば不動産屋とか事業所の人レベルではなくて、やっぱり締結しているなりのPRをしっかりしてもらえたらいいのかなというふうに思います。

次の質問にいかせていただきます。

今の自治会の加入促進の流れで1つ質問したいんですけども、令和5年度町政運営方針の中で、区・自治会の防犯灯の電気料金の補助を3分の1から10割へと補助率を増し、区・自治会への負担軽減を図り、適切な維持管理を支援してまいりますとあります。補助を増やしていただけるのはよいことだと思いますが、この補助は区・自治会からの要望によるものでしょうか。今後も10割補助が続くのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）区・自治会からの要望というのも多少はございましたけれども、これは、こちらのほうにつきましては令和5年度の予算計上の際に町独自で新たな取組として自治会を支援していくということで設置したというものでございます。

それと、すみません、大林議員の会派のほうからもご要望を頂戴いたしまして計上したというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）既に加入済みというか、加入が多く進んでいる地区というのはその補助金はすごくいいかなと思うんですけども、これから加入が増える見込みのある地区では、自治会加入をお願いする説明の中で自治会費から地区内共用部である防犯灯の電気料金を負担していただくので入会をお願いしますというような、うたい文句ではないけれども、入会の際の説明のために防犯灯の電気料金も皆で負担せなあかんから自治会に入ってねと言ってもらっているところが多いかと思うんです。今回、10割と負担率を増やしていただくことで区・自治会の金銭的な負担は減ることになりますけれども、さっきも言いましたように、自治会加入への説明をしにくくなる、加入してねということを言いづらくなるのかなと思って少し疑問を感じました。

各地区によって多分、補助してほしいとかこういうことをしてほしいとか、違うと思うんですね。その中でやっぱり補助をしていただく、予算の大小はあるかもしれないんですけども、地区内で一番問題になるごみ問題、ごみの戸別回収とかそういったことに予算を充てていただいたほうが地区内でのトラブルも減り、区・自治会を運営する役員の負担軽減にもなるのではと思います。その負担軽減こそが担い手不足の問題や区・自治会への加入促進につながるのではと思いますが、その点について聞かせてください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今、ごみ出しということを一例で出していただきましたが、本当にごみを出す問題というのは、実はアンケート調査の中でも結構、ごみ出し問題であったりとかごみステーションの問題というのが自治会の課題であるというお声をいただいている自治会も多数ございました。

そんな中で、ごみ行政、ごみ出し行政につきましては、例えば高齢化に伴いましてなかなかごみ出しが苦慮されているという区もございまして、ごみにリボンをつけていて、そのリボンをつけているごみをお隣の方が持って行ってあげるといったような、そういった取組を行っている自治体もございまして、そういったご案内をさせていただくということもございます。この事例のように、向こう3軒両隣というんでしょうか、この考え方が町中に浸透するような、そういった町になって

いくように行政としましても願っておりますし、これを念頭に取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えている次第でございます。

議員おっしゃっていただいているとおり、確かに各自治会によって個別課題は様々でございます、先ほどの防犯灯を要はうたい文句に加入をお願いしていたところもございましょうけれども、まずは我々のほうとしましては、行政としてできる範囲で、強制ではあくまでもございませぬけれども、しっかりと粘り強く自治会加入の取組に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）私自身も経験しているんですけども、ごみのことは、熊取町から例えば15軒に1か所ごみ置場を設置してくださいというようなことで自治会のほうにお願いされるんですけども、そこで結局、皆さん自治会に気持ちよく入会していただいたら特に問題はないんですけども、今現状、インターネットとかでも「自治会に入らない」とかというふうな検索をすれば自治会の加入を断れるような文言も出てきますし、そこで自治会に入っただけないと、逆に入っている人と入っていない人との差別化というんですか、そこがどちらにも説明しづらい部分というのは正直あるんです。

だから、当然もう今までずっと加入がある程度行き届いているような地区と、これから月一遍、一人でもどんどん加入が増えて加入の説明をしていかなあかん地区では、やっぱりこれ、考え方も少し考えていただいて、協力していただかないといけないことなのかなというふうに一応思います。

その点も踏まえて、自治会についての最後の質問になりますけれども、町政運営方針に記載のある自治会との直接対話とはどのような形なのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問の3点目、区・自治会との直接対話につきまして答弁申し上げます。

直接対話とは、各区・自治会のご要望に応じて町長自らが各地区にお伺いさせていただき、町施策を改めて説明するとともに、住民の皆様との対話により、各区・自治会のご意見、ご要望等をお伺いさせていただきまして今後の行政運営に反映させる取組で、平成29年度より開始した事業となります。

実施回数・時間につきましては、各区・自治会では年1回、1時間から1時間半程度で実施しており、場所につきましては、各地区の老人憩の家または地区公民館で実施させていただくこととしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）それは今年度も行われる予定でしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）コロナ禍におきましては毎年、募集実施のほうは行っておりましたが、当然コロナ禍におきましては令和2年1件、令和3年ゼロ件、令和4年ゼロ件ということで、申込件数は3年間で1件しかなかったということでございますが、コロナが先月8日より5類になったということも相まってだと思っておりますけれども、既に1件申込みのほうを受けてございます。以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）それは自治会のほうから申し込むような形になっているんですね。分かりました。

そしたら、区長や自治会長から町に出される要望書があると思うんですけども、それは年間どれぐらいあるのか、また、その要望に対しての結果は大体どんなような形になっているのか、私自身も一度過去に出したことがあるんですけども、もし分かればお聞かせください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）要望書につきましては年間20件程度、すみません、正確な数字はちょっと今持ち合わせていませんので、ただ、月に直して2件、3件はございますので、20程度はあろうかということで、また正確な数字は後ほどお示しさせていただきたいと思えます。

その処理につきましては、自治会長のほうからまずご相談がありまして、要望書という形でご案内をさせていただきまして、それを町長までの供覧を行わせていただきまして、事業原課のほうから回答をさせていただいて対応していくという流れでございます。要望の内容につきましては、即対応ができるものと、それとちょっと時間をかけてということでご回答させていただいた上で、自治会と協議の上、時間をかけて協議していくもの、それは要望内容によって様々でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）区長や自治会長が要望書を出されるということはそれなりにお困りのことだと思いますし、熊取町にふだんから協力していただいている区とか自治会の要望なんで、できるだけ聞いてあげていただきたいと思えますし、長期的なやつというのも分らんですよ。今すぐできないこととかもあるんですけども、それが例えば次の自治会長に替わった、年々替わったりする地区もあると思うんですけども、そこで出された要望書というのは、やっぱり人が替わってもすぐにはできなかった要望も時間をかけて取り組んでいただけるように、1回の結果こうでしたということだけではなくて、それを継続して審議していただいて、要望をかなえるようなことをしていただけたらいいのかなというふうに思えます。

直接対話も今聞かせてもらったんですけども、タウンミーティングなんかも今行っていたいで、私も、過去にもそうですけれども、何度か参加させていただいたことがあるんですけども、参加していただいている住民の方というのは校区内の区とか自治会の主要な役員が多いのかなというふうに見てとれます。タウンミーティングについても、町長より町施策の現状や新たな取組を報告し、町民の皆様に町政への理解をより深めていただき、今後のまちづくりと一緒に考えていただく機会となっていて、町民の皆様と意見交換をする場となっていますが、校区単位ではなくて、もう少し細分化することができへんのかなと思えます。ホームページでは会場へは徒歩でお越しく下さいというふうになっているんですけども、参加したいなと思っても徒歩やと遠方で行きづらいなということもあると思うんで、さっきの直接対話と併せてもうちょっと区・自治会に町のほうから寄っていただけるような形を取っていただけたらいいのかなと思えます。

区長会とかに来ていただいている自治会長、区長というのは、その区のこととはまとめて分かっているつもりだと思うんですけども、でも、そうじゃない一般の町民の方や住民の方ももしかしたら、町長が来られるんやったら意見も言いたい、聞いてほしいということも多くあるかと思えますので、タウンミーティング、私も過去から何回も行かせてもらっている中で、もうちょっと住民に近いようなところで開催していただけたらありがたいと思えます。よろしく願いしておきます。

一応、自治会の問題についての質問はこれで終わります。

続きまして、障がい者施策についてですが、私は高齢者の在宅介護事業を介護保険施行時から約20年間行ってきました。高齢者介護はある程度経験があり、制度の仕組みなど少しは理解できているつもりですが、熊取町の主な取組の、先ほども言いましたが、地域共生社会の実現に向けて、今後障がい者の支援についても積極的に取り組んでいきたいと考えています。高齢の方や障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりに携わっていくために、広い意味での質問になるかとは思いますが、質問させていただきます。

障がい者社会参加支援は、障がいのある方々が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援や援助を行うことを目的とした障害者総合支援法に基づき、各市町村が実施する地域生活支援事業の任意事業の一つになっているとされています。

質問ですけども、障がい者の社会参加を支える環境整備の現状についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、ご質問の障がい者の社会参加を支える環境整備についてご答弁申し上げます。

障がい者の社会参加については、熊取町第3次障がい者計画において社会活動等に参加できるための支援を取組方針に掲げ、関係機関と共に推進しております。具体的には、コミュニケーション支援が得られる体制として手話奉仕員や点字奉仕員のボランティアの養成のための基礎講座を開催するとともに、社会参加のための手話通訳者等の派遣を行っております。

外出支援としましては、障がい者の社会参加と自立を支援する移動支援事業や公共交通機関の割引制度がございます。そのうちタクシー運賃につきましては、本町の施策として初乗り運賃の助成を行っているところでございます。

また、障がい者の方の居場所づくりとして、就労や規則的な通所は難しい方が自由に過ごせる場を提供する地域活動支援センター事業も実施しております。なお、今年度は第4次障がい者計画の策定の年度であり、障がい者の方を取り巻く様々なニーズを踏まえた施策となるよう、アンケート調査に加え、関係機関や当事者の方へのヒアリングも実施していく予定でございます。

今後とも地域や関係機関と連携を図りながら施策を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ありがとうございます。

私自身もいろいろこの場に立つに当たって調べていたんですけども、なかなか難しいことも多くて、障がいの種類などでも違うと思いますし、障がい者の社会参加の課題ということで、障がい者を取り巻く社会環境は障がい者に対する偏見や誤解や行動の妨げになる公共施設等の構造、就労や社会参加機会の少なさや情報収集・提供の手段が限られるなどの課題があるとされているということで、今回この質問をさせていただいたときに、担当課よりこれはソフト面のことですかとかハード面のことですかというふうに問合せがあったんです。障がいの方だけではなくて高齢者のことでもそうだと思うんですけども、これはもうソフト面、ハード面、両方が合わさらないとなかなか難しいことだと思いますので、我々議員もそうですけれども、これは私たちが言えることやとかではなくて、ソフト面もハード面もそろってこそやっぱり障がい者に対する社会参加ができるような仕組みをつくれるんじゃないかなと思いますので、そちらのほうもまた今後よろしく願います。僕も、分からなければまた聞きにお伺いすると思いますので、よろしく願います。

その中から、公共施設等の構造の観点からハード面について一つ質問させていただきます。

町内の歩道に設置されている視覚障がい者を安全に誘導するための点字ブロックとか点字シートの保守管理は熊取町がされているのでしょうか、また、定期的な点検などは行われているのでしょうか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） 点字ブロック等の設置につきましては、原則道路管理者のほうで設置させていただいております。熊取町道、町が管理している道路であれば熊取町のほうで、府道であれば大阪府、国道、大阪外環状線についても大阪府岸和田土木事務所のほうで設置、それと管理をさせていただいております。保守についてももちろん、設置、維持管理をさせていただいております。以上です。

議長（河合弘樹君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 私はどこが町道でどこが府道かというのははっきり分からないんですけども、今、点字ブロックとか点字シートとかあるかと思うんです。今、主流は、例えばブロックで今まで埋め込んであるタイプであったり、点字シートというのは接着剤みたいなもので貼られているようなやつも2種類あると思うんですけども、今大体どちらが多いような状況なんですか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） ブロック等で歩道を築造されているようなところであれば平板ブロック

で点字ブロックをしているケースもございますが、一般的には、舗装アスファルト面の歩道につきましては貼付け型の圧着式のシートが今主流となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）その圧着するシートが主流というのは、やっぱり予算が安く抑えられるからとかそういう問題ですか。それとも、作業が手早く終わるからとか保守管理が楽やからというので主流になっているんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）費用的なものは、すみません、私、今すぐ即答できないんですけども、剥がれにくいという構造で圧着型がメインに、以前は貼付けのシートですね。シート型で貼り付けているタイプというのがあったんですけども、今はもうしっかりとアスファルト路面に圧着していくタイプというのが主流となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、熊取町の町道に関しては熊取町が管理をされたり点検をされたりしているということですか。その点検は、例えば年に1回とか何か定期的にやられているようなことですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）点字ブロックに特化した点検というのは特にしてございませんが、町内をエリアに分けて、舗装であったり点字ブロックであったり道路の構造物、柵、我々が管理するガードレール、様々な部分を町道を点検、パトロールをしまして、実際、補修対象を見分けているところと、あとLINEの通報システム等で住民から今非常に我々以外からの目線として通報いただいて、補修対応させていただいているという形で対応させていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）私も住民から言われたんですけども、ちょうどフジカクからこの役場に向かってくるところの歩道なんかでもシートが剥がれていたり、めくれている、もうかなり劣化しているというところ、数年前から住民の方が、多和本さん、あれも数年前からあんなほったらかしなんやというようなことで、逆に言うたら、シートが剥がれているので、あの上に乗って滑ったら余計危ないやんというような状況も問合せがあったりして、僕自身も今回、これ担当課に直接言えば済む問題なのかもしれへんけれども、障がいのある方の社会参加の課題とさっきも言いましたけれども、やっぱりソフト面・ハード面が一体となっていないとなかなか難しい問題だと思うんで、そしたら、住民から例えばここをちょっと改善してほしいねというようなことがあったら、即対応はしていただけるような状況なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）道路課のほうで対応できる部分については、費用がかかるケースというのもありますので、それは予算措置をしてからの対応となるケースもございますが、例えば先ほど質問いただいた点字シートが浮いているとか舗装に穴があいているとか、そういう我々がすぐに動いて対応できるものについては速やかに対応はさせていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）すぐ対応していただけるということで、問題ないかなと思うんですけども、その住民の方は、何年も前からそないになっているというようなことを僕にも言ってきています。だから、さっきも一番最初にも言いましたけれども、熊取町の基本の考えの中で地域共生社会の実現に向けてというところの部分を書かれているんですけども、やっぱりそういうところをちょっと

きめ細やかなとか、あつて当たり前とか、スマートな整備とか保守とか管理をしていただけたらありがたいなと思いますし、来春新しく完成する町民文化ホールや公民館にも、町内であつたり町外から障がいのある方、高齢の方も含めてたくさんの方に安心して利用していただけるようになるのがいいかなと思っています。

それに加えると、熊取町の公共交通の在り方であつたり、私も公共交通会議にも出させてもらったことはあるんですけども、ひまわりバスの駅への乗り入れ問題ですか、プラス駅に乗り入れできないのであればもう一步駅に近いところまで行けないのかというようなこと、新しい、いいホールができて、町外からも例えばコンサートを見に来ようというところで、やっぱりひまわりバスも使えて、熊取町のホールでいいコンサートも見られてというような、障がいのある方だけではなくて高齢者も、我々もそうですけれども、熊取町はこれだけみんなに優しいとか、手厚くやれているんやというようなことを売りにして、ぜひ、今公共交通の会議もやっていただいているんですけども、やっぱり住民の方は何で熊取駅へ行っていないのか、素朴な疑問で問合せもあるということで、またその辺も考えていただきながら、安心感を持てる暮らしや社会参加による生きがいの観点からも環境整備に取り組んでいただきたく思います。

先ほども話がありましたけれども、熊取町のLINEなんですけれども、僕も登録したら便利やなというふうに活用しているんです。さっきも言うように、小さい改善報告なんかでもいいと思うんで、例えば生け垣が伸びていたのきれいにしましたとか、そういうLINEの報告なんかを小さい改善報告なんかもまめにいただいたら町民の方も安心していただけるのかなと思いますので、そのあたり再度検討をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（河合弘樹君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、部活動の地域移行についてと高齢者の外出支援についてと、この2点について質問をさせていただきます。

1つ目の部活動の地域移行については、これまでも何回か質問させていただきましたし、今回も田中豊一議員が質問をされていたんですが、答弁の内容はかぶるところはあるとは思いますが、まず1つ目の熊取町でのこれまでの取組というところでご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、1点目のご答弁ですけれども、田中豊一議員への答弁もさせていただいたとおり、令和4年11月にスポーツ関係団体の役員に対して国のガイドラインの内容についての説明、それから今後の協力についての依頼を行ってございます。先月、5月16日から部活動指導員について町ホームページのほうで指導員募集ということで開始をしたところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

スポーツ庁も5年から7年の間にとっていたのが、後ろの枠が取れて、できるだけ早くとか何かだんだん及び腰になってきているのかなという感じもあるんですが、大前提として地域移行は進めましょうというところの道筋は変わらないので、できるだけ早く進めていくのがいいのかなとか、教職員の皆様方の負担の軽減なども考えると、速やかに地域移行していただきたいと思いますというふうな願いはあります。

2つ目の質問なんですけど、先ほどもお話が出ましたが、部活動指導員応募状況というのを教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）2点目の応募状況のほうでございますけれども、答弁書を書いたときは2名やったんですけども、昨日お一人がまた申し込んでいただいて、今日現在3名の方にご登録をいただいております。指導員の確保というのが一番の課題になるのかなということで、できるだけこれからいろんなスポーツ関係団体とかにもお願いしながら募集をしていきたいなと思っております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）前に聞いたときは2名やったんですけども、1名増えて何とかまあまあ……。スポーツ庁も言っているように、指導していただける人とそれを維持するためのお金と、運動部も文化部も部活動という枠でいけばグラウンドもありますし、活動する場所については熊取町は大丈夫なのかなというふうに思いますので、人とお金をどう段取りしていくかというところで、今の募集の要項ですよ。こんな人がいいですというところなんですけど、もう一度教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的には指導経験がある人、例えば学校の先生のOBとかであったら即戦力として期待できますし、一定各競技のほうで指導経験がある方となりますと、スポーツ少年団の指導されている方であったりとかスポーツ協会のほうで今そのスポーツ、その種目に関わっている方、そういう方を対象に募集のほうをさせていただいています。

募集の後は、当然中学生に対応ということになるので、体罰の話であったりとか、ちょうど思春期の子どもたちへの対応というのは何らかの形での研修というのが必要かなというふうに思っています。

取りあえずは、いろんな人に興味を持っていただいて登録をいただくというところをまず大前提で進めていきたいなと思っております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）人を段取りするに当たり、なかなか要項も厳しいといえますか、こんな人そこら辺におるかなというふうな、なかなか難しい要項かなと。指導経験があるとか、もうこうなってきたら元教員しかいてないん違うかなと思うような要項なんですよ。人の確保となってくると、元教員の方というのは先ほどもおっしゃったように即戦力でオーケーやと思うんですけども、部活動を地域移行していくに当たって、現状クラブ活動を見ていただいている教員の方の扱いというのを、見解は出ていますか。兼職でオーケーなのかどうなのかというところも一度ご説明いただいてもよろしいですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）現職の教員の方の兼職というのは、基本的には議員おっしゃるとおりオーケーです。ただ、一つの目的は先生方の働き方改革というのも当然ございますので、学校の業務と、それから部活動指導で指導に当たる時間、それぞれ合算しての上限の時間数というのは一定定められております。でないと、学校の授業をしながら部活動のほうで月曜日から日曜日まで毎日すると、時間のほうは今まで以上に増えるやんという話にもなりますので、その辺のルール範囲内で兼業というのは当然認められておりますので、そこはそういうふうな取扱いをさせていただきたいなと思っております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）部活動の指導がしたくて教員になる方とかもおられますよね。いつまでも教頭の試験を受けない、校長の試験を受けない、俺はずっと現役でええんやと言いつけて定年までクラブの指導員をやっている先生もたくさんおられるので、そんな方がクラブの指導が難しくなるということも……。何とかして、時間の加減というのはもちろん分かりますけれども、そのあたり、例えば完全に切り離して考える、熊取町でそんなルールができるできないでいくとどっちなんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これはやっぱり労基の関係とかがありますので、基本的にはできない、無条件にという話では若干できないやろうと思います。ただ、そのあたりは、今現在は部活動というのが

学校の教育活動の中にはまっておりますので、当然、国の最終目的というのは欧米型の地域でスポーツを見ていくという流れになっていくんで、そのあたりになってくると若干変わってくるんかなと思いますけれど、現時点ではいろんな労働条件の面もございまして、そこはたがを外して何時間でもというふうにはなかなかかなりにくいんかな。ただ今、子どもたちの体のほうの心配もして、土日のいずれか1日と平日の1日は休養日を設けましょうというルールで部活動をしていますので、その範囲の中で週のトータル時間をクリアできれば兼業は可能かなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

なかなかいろんな枠の中でやらないといけないので難しい問題はたくさんあると思うんですが、人は募集したり、地域のスポーツクラブやスポーツ少年団の方をお願いしたりというところなんです、お金の話になるんですが、今まで部活動の維持に充てていたお金というのと、あと部活動をするに当たって受益者負担、中学生が自分たちで負担していた分というのはあるのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）3点目の質問になるかと思えます。

各中学校での部活動支援に係る費用としては、現在、クラブ活動奨励費ということで、部活動に必要な消耗品の購入や遠征費用の支援という形で学校のほうに奨励費という形での支出を行っております。それと、議員もご存じだと思いますけれども、現在、顧問の先生方の技術的指導のサポートということで配置を行っている外部指導員に係る費用、こちらを毎年度予算化しており、令和4年度の当初予算では合わせて270万円程度を支出してございます。

なお、部活動についての受益者負担というのは、基本求めてございません。ただ、練習着とか、野球でいうバット、グローブ、ラケットとかいうような部分については個人でご負担いただいているという状況です。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今までは270万円の支出でやっていけていたというのも、問題になっている先生の献身的な努力という、僕らもクラブをやっていたときには先生の献身的な努力の上でクラブをやっていたわけですが、それができなくなる、改善しないといけないところで、漠然とした金額でも構わないんですが、4つ目の完全に部活動が地域に移行できたとしたときに、まあこのぐらいあったらいいん違うかというような金額がもし分かるのであれば、何となくでもいいので。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）結論は分かりません。

答弁のほうは、5年度分については、部活動指導員の確保に当たる費用というのは当然当初予算のほうに計上させてもらっております。それに基づいて今募集をしておるんですけども、今後必要となる経費でございます。現在、国のほうでこういうような形の費用がかかってくるよということで示されている地域移行の事例等を参考にしますと、指導員の配置に要する費用、これは先ほど申し上げた分ですけれども、それ以外に事業実施主体となる組織の設置に要する費用、いわゆる指導員と学校とつないでいく役割の組織というのが必要になりますので、その組織の配置に要する費用、それから学校、地域、保護者との橋渡しをしていただくコーディネーターというふうな役割の人の配置が必要になってくるということで、そのあたりの経費が必要になってくるのかなというふうに考えられます。

ただ、外部移行にする数であったりとか全ての部活動全部ということになると、その辺の費用の積算というのは今時点ではちょっと難しいなというふうに考えています。

議長（河合弘樹君）大林議員。



6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

質問を書いておいて絶対こんなのは分かれへんやろうなと思っていたので、取りあえず今よりはお金がかかるというのは間違いないと思うので、どんな形で地域移行を進めていくのかというのを話しさせていただいたときに、提出させていただいた資料の5、地域スポーツ団体等運営型というのが一番近いんですか。主体は熊取町でいえば熊取スポーツ連盟になって、事務局は生涯学習推進課が取り仕切るという形になると思うんですが、そこで事務をやっていただいて、いろんなところで部活動指導員に活動をしていただくということが目指す形としては一番近いのかなという確認なんですけど、どんな感じなんですかね。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員がご提供いただいている5ページの資料ですよ。国のほうでモデル的というパターンで示されているのが体育・スポーツ協会運営型、これは体育・スポーツ協会に限らないんですけども、こういうふうなコーディネートする組織を立ち上げて、そこが市町村・学校と地域の橋渡しをしていくというのがモデル的には言われています。

ここの運営主体、真ん中にあります運営団体・実施主体、ここをどういうふうな形でつくるかというのが各市町村いろいろ今悩んでいるような状況です。都市部であれば、有料でやっている地域型スポーツクラブというんですか、そういうようなところが受入れの中心団体となってされているところもございます。本町でも1つそういうような形で地域スポーツをやっていただいている団体があるんですけども、いかんせん指導の対象の競技が全部見られるのかということら辺もありますので、そのあたりについては、今時点で国のモデルどおりできるかどうかというのはちょっと分からない、当面はやっぱり行政のほうがかかり関わった形で、町のほうに関わった形で指導員と学校への橋渡しというのはしていく必要があるのかなというふうに思っております。

現在、国のほうでいろんな実証実験がされていたり、近隣の市町、大林議員も資料提供いただいていますけれども、そういうような形でいろんな事例が各市町で工夫されていますので、その辺、本町にとってどれが一番いいのかということも含めて、あるいは実際の事務を担っていただくことになるスポーツ協会、スポーツ少年団ともいろいろ話をしながら進めていきたいなと思っているので、ご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）これは、取りあえずスポーツ協会あたりなのかなと。熊取町にある地域総合型スポーツクラブは、町にあるものに比べると規模も小さいですし、指導者の数も少ないクラブしかないので、今すぐそこに全部丸投げするというのはまず不可能やろうというふうに思いますので、このあたりになるのかなというふうに思ったのでつけました。

有料で、もう今ほんまに都会には、と言うたらおかしいですけど、有料で請け負う会社とかも出てきています。指導員の確保をして、指定管理みたいな町からお金を頂いて全てこっちでやりますというような会社も出てきているので、そのあたりも考えていかんとあかんのかなというふうに思うんですが、そうなったら今度はどれだけ予算が必要なんやというところで、次の5番の予算確保の取組というところになるんですが、現状、どのぐらいお金が必要なのか想像もつかないという答弁をいただいたので、5番の答弁もなかなか考えていただくのもあれやったんですが、取りあえずご答弁いただいてよろしいですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）5点目の予算確保の取組でございます。

部活動の地域移行を進めるに当たっては、国のほうで補助制度が今設けられてございます。こちらの補助金を活用して進めていきたいと考えております。地域移行に伴い市町村や保護者に新たな負担が生じてくるということが一定見えるんですけども、できるだけその負担が少なく済むように、ゼロになるようにというふうな形で国・府に対しても要望を行っていききたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

国の補助金もしっかりと取っていただきながら、やっぱり熊取町としての努力も必要なのかなというところでこの資料をつけさせていただいたんですが、これ、令和3年から長崎県の長与町というところは部活動の地域移行に取り組んで、有スポンサーですね。スポンサー契約をふるさと納税で結んでいただけませんかというのをやっけて、先進的に取り組むところやからというところで取り上げられているところなんです、しっかりと自分たちでお金を集めようという努力はさすが素晴らしいなというふうに思います。

ふるさと納税のシステム的に、先に事業がないと駄目なんです。この事業に対して納税してくださいという形になるんですよ。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）企業版のふるさと納税、いわゆる地方創生税制というやつですけども、企業版のふるさと納税というのは個人版とちょっと違うのは、個人版はご存じのようによく返礼品が中心となって制度が出来上がっている部分という感じになると思うんですけども、企業版は、あくまで寄附した中で9割までが税制での特例が効くということで、結果、残り1割については当然純然たる寄附になってしまうと。

本来、民間企業として寄附するに当たっては、本来の事業とは別に寄附するというのは、やはりそこに何か会社としての当然目的があって、それはもう地域貢献でしか多分ないのかなというところ。となったときに、資料で提供していただいている長与町、こちらは部活動の地域移行が先行的に進んでいて、令和5年度からは土日はもう移行完了予定という形で、5年度からはしっかりした事業を組み立てていく中で一定どんな費用がかかってというのができているというところ。例えば、寄附を集めてすぐ使えるというところの一応立てつけがもう出来上がっているという状況で、受入れ側も準備できていると。当然、寄附する側は、会社とすれば、寄附して何年も先になるよりは、すぐ会社として寄附した分が当然還元されたというそういうきれいな流れができるためには、やはり受入れ側、寄附をもらう側の準備も必要だということで、個人版と企業版が違うというところになります。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

しっかりと事業を組み立てれば可能であるという、今この部活動の地域移行ということ自体が社会的な関心も十分高い、いいことやと思いますし、企業も、昔みたいにいいものを作っていいものを売っているだけじゃなくて、どれだけ社会貢献しているかということもすごく取り組んでおられる企業もたくさんありますので、しっかりマッチングすれば不可能な事業じゃないのかなというふうに思うので、まずはこの地域移行というところをしっかりと絵を描いてもらって前に進めてもらう準備をして、それでもやっぱり予算が必要となれば、ふるさと納税でも極端な話、プロのチームじゃないですけども、スポンサーで協力いただいたところのワッペンをいっぱい貼るぐらいでも、熊取町の中学生のユニホームには、ここに提供をもらったところのワッペンをいっぱい貼っていると、バレー部もサッカー部もみんなそれを貼っているというぐらいでも僕はいいかなと思うんですよ。子どもたちが自由にスポーツができて、ちゃんとした指導を受けられる環境が作られるのであれば、それぐらいやっても、それが規則的に学校の部活動でこんな周りに貼っているのはよろしくないと言うのであればまた別ですけども、それぐらいやってもいいんじゃないかなと。

あと、ごめんなさい、今日資料につけられなかったんですけども、お金だけじゃなくて、例えば企業から物品の補助であったりとか指導者の派遣だったりとか、そういうのもどんどん受け入れ

る体制づくりというか、これを全て一つの生涯学習推進課でできるのかどうかというのが難しいところですが、協力してたくさん子どもたちのために物もお金も人も集められるような体制をつくっていただきたいなというふうに思っています。

子どもたちが今、自由に部活動、練習なり試合なりというのができているのかということ、まだ熊取町はできているほうなんじゃないかなというふうに思います。中学校に陸上部しかないとか、そんな学校ももうちょっと人のないところに行けばそういうところもあるので、今、各学校に主要なスポーツというか、子どもたちがやりたそうなスポーツが1つずつ確保できるぐらいの人の確保というのをしっかり今やっておかないと、これ以上人が減っていくと、なかなか指導者を集めるのも大変になってきますし、今しっかりと取り組んでいただきたいなというところで、最後の6つ目の質問なんですけど、先進的なところの事例を集めていろいろ調査研究をさせていただいているところやと思うんですが、取りあえず、6番の一部の部活動を先行して地域移行というところについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）6点目、一部の部活動を先行して地域移行してはどうかですが、現在、部活動指導員の募集を行っており、その状況を見据えつつ学校の状況や要望等を踏まえた上で、受入れ側の体制整備や問題点等を整理した上で順次検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今、今年部活動指導員の募集をさせていただいて3名応募していただいているという状況の中で、全国的に先進事例であったりとかスポーツ庁から出てくるこんな情報だったりとかということのところを調査研究するのは当然大切なことやと思うんですが、やっぱりその地域地域でいろんな人も違いますから、どんな問題が出てくるかということのところを調査するというのを考えれば、今申し込んでいただいた部活動の指導ができるよという方には取りあえず先行してやっていただくこと。やっていただいた上で、この中でいろんな問題も出てくると思います。それをやりながら抽出していく。熊取町やから出てきた問題とかもきっとあると思うので、それを1つずつ解決をしていきながら、ほかのクラブの部活動が地域移行していくのに役立てていくというのは考えられないですかね。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）もちろん大林議員おっしゃるとおりです。我々のほうもそういう形で今動こうとしております。

3中学校のほうでは、今どういうふうな部活動が困っているのというふうなことはもう既に聞かせていただいております。先生方、当然異動がございますので、これまで指導していた部活の先生が異動したことによって、その部活動の指導ができる人がいないという状況もございます。

現在は、ご存じのように体育大学の学生のほうで、これは部活動指導員じゃなくて、顧問の先生の技術指導ということで助けていただいている方が入ってくれています。現にバレーボールであったりとか剣道であったりとかいろんなところで、今年でいいますと現在でも10数名の方がそういうふうな形で学校のほうで部活指導に当たっていただいております。

学校のほうが困っている部分、それから先ほどから申し上げます指導員のほうの指導できる種目、そこがマッチすれば当然もうスタートはできるということですので、あとは先ほど申し上げましたように、実際子どもたちに接してもらって当たっての気をつけていただくこと、そういうような部分を整理した上で、派遣が可能なところからできればなというふうに思っています。

ただ、もう言うている間に1学期の期末テストのほうが始まって、3年生がまた引退の時期を迎えてくると。そういうようなところも踏まえて学校のほうと話をしながら、2学期からでも一部スタートできたらなというふうな形で学校のほうとは話をしています。ただ、うまくそこがマッチングできるかということところが今一番の課題になっているかなというふうなところでご理解いただければ

ばと思います。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。できるところから進めていただけるということなので、進めていってもらって、いろんな問題が出てくるとは思いますが、対応していきながらしっかりと子どもたちのために頑張っていっていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、2つ目の高齢者の外出支援についてというところなんですけど、まず1つ目の運転免許証を返納された方への外出支援策、現状行っているものを教えてください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の高齢者の外出支援についての1点目、運転免許証を返納された方への外出支援策についてご答弁申し上げます。

本町における高齢者運転免許証自主返納支援につきましては、高齢者の交通安全の観点から、65歳以上の方で運転免許証を返納しご申請いただいた方へ、5年間のひまわりバス無料定期乗車券を交付しています。この事業により、結果的には高齢者への外出支援の一助となっていることが現状でございます。なお、現在、ひまわりバスについては、令和3年度より運賃無償化を継続しており、運転免許証を返納される方へは、その旨を説明している状況でございます。

一方で、運転免許証の自主返納を伴わない高齢者の外出支援といたしましては、社会福祉協議会において要支援者や75歳以上のみの世帯で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、買物や通院などへの外出支援を行う「行こうCar」というサービスが無料で実施されております。また、地区の自主的な支援活動としてショッピングモールへのマイクロバスによる移動支援が行われており、高齢者の移動支援につきましては、各地域や地区の特性により、その需要が異なるものであると考えられるため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ボランティアや住民などで構成される生活支援・介護予防サービス協議体の中で、地域や庁内関係部局と共に連携を図りながら必要な支援の情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

二見議員のときも先ほどの多和本議員のときも、障がい者の方たちの外出の支援というところではたくさん答弁も聞かせていただいたんですが、運転免許証を持っていて、もうそろそろ危ないから息子らにも免許を返納せえと言われたと。でも、基本的には体は元気で、自分で歩いて出ていけるんやけれど、買物に行くと重い荷物を持って帰ってこられへんとか、重いものを持って長い間歩くのがしんどいとか、タクシーに乗ればいい、バスに乗ればいいというようなものなのかもしれないんですけども、2つ目の質問なんです。

資料でつけさせていただいたんですけども、6、7がそうなんですけれども、これは鳥取県の大山町なんです。免許を自主返納された方へのおじいちゃんなんかがよく乗っているあれですよ。あれを買う補助を少し出していただけたら、お父さんたちみんな買って、誰のお世話にもならず自分で買物にも行けて、熊取町はなかなか車がなくなると不便なところなので、ちょっとでも助けになればなど。

この車に関しては、要介護、要支援の方は皆さんレンタルとかを借りて乗ってはるんですけども、なかなか元気な人はそんなものないので、さらを買うというとなかなかの金額なので、どこを見ても上限10万円、大体2分の1、3分の1とかが定番なのかなと。ただ、大阪府下は見つかりませんでした。なので、2つ目のご答弁をいただければなというふうに思います。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の高齢者の外出支援についての2点目、シニアカー購入への補助金についてご答弁申し上げます。

体の状況により、日常生活上シニアカーを必要とされる方への支援につきましては、介護保険制度の介護認定が要介護2以上であるか、あるいは要支援1以上でも医師の意見があればシニアカーの貸与が可能となっております。

一方で、自動車の運転が不安でシニアカーに乗り替えたいという方への購入費の補助につきましては、大阪府内においても導入自治体はなく、目的や対象者、財源、安全性など、補助の必要性も含め幾つかの検討課題が考えられるため、本町といたしましては、導入自治体の事例も参考に情報収集等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

免許を返納した方で、ふだんはしゃんしゃん歩いているけれどちょっと必要やなという方もおられるので、あれば便利というもので、予算も全然枠取りとか年間10台までとかで全然僕は構わないと思うので、必要な方は買うときにちょっとお手伝いしますよというぐらいの気を見せていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで質問を終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1項目めは投票率の向上についてです。

先日、4月23日に行われました熊取町議会議員選挙の投票率は43.26%でした。4月9日執行の大阪府知事選挙の投票率は43.07%、前回、4年前の熊取町議会議員選挙は47.61%、府知事選挙は47.19%でした。地方選挙における投票率は50%を切ってきております。投票率が下がる要因は、コロナ禍でもありいろいろと考えられるかと思いますが、投票率をアップさせるためには誰もが投票しやすい環境づくりが大切と考えます。

そこで、まず1点目、投票率の向上にどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、1点目の投票率の向上にどの様に取り組んでいるのかについてご答弁させていただきます。

投票率の向上に向けては、平成27年11月22日執行の大阪府知事選挙より熊取駅期日前投票所を木曜日、金曜日の週末の2日間として設置、また、令和2年1月の熊取町長選挙からは開設日を水曜日、木曜日、金曜日の3日間に1日増設、さらに議会からのご提案を受け、今年の統一地方選挙からは開設時間を午後8時までを午後9時までに延長したところでございます。

誰もが投票しやすい環境づくりといたしましては、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙からは、これまで土足厳禁としておりました第1投票区投票所、東小学校の体育館でございます。及び第9投票区投票所、北小学校の体育館でございますが、土足のまま入場できるような措置を講じたところでございまして、利便性の向上を図ってまいりました。

また、18歳の誕生日を迎え、新たに有権者となった方に対しては、引き続き啓発のはがきを送付するとともに、今年の統一地方選挙においては、新たな試みといたしまして、18歳から29歳までの若者に実際の選挙事務に携わることにより政治や選挙に関する意識の高揚を図ることを目的として、期日前投票所における投票立会人を募集いたしまして従事していただきました。従事していただいた方からは、立会人として携わることで、より身近に選挙を感じることができ、同年代の人たちにも選挙に関心を持ってもらいたいとの感想をいただきました。

このほか、広報くまどりのほうには、易しい文章で選挙制度を解説する「選挙こらむ」と題しました記事を連載するとともに、将来有権者となる子どもたちに選挙に触れていただける機会を設け

ることなど、令和4年11月に開催された町民文化祭においては、実際の投票箱を使用した子ども向けの模擬投票も実施したところでございます。

以上で答弁といたします。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいているというところなんです、投票率はやっぱりちょっと下がってきているというところが実際かなというところなんです、若者の方に対しても、そういうふうに立会人に携わっていただいたということ、何人ぐらいの方に立ち会っていただいたんですか。携わっていただいたんですか。

議長（河合弘樹君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 期間としてはいろいろ長かったんですが、若者の方は3名ご応募いただきまして、時間をローテーションで、丸1日ではなくて半日単位で入っていただくようなことをいたしました。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

若者の投票率、前回ホームページのほうを見させていただいたときに、今回はまだですが、4年前のホームページの投票者数を見たときに、年齢別にパーセントをホームページの中に上げていただいております、それは年齢別で投票率が分かるので、それ、すごくいいなと、参考になるなと思ったわけなんですけれども、やっぱりそれを見たときに、18歳から19歳、二十歳代がすごく投票率が低くて24.75%、22.39%ということで、若い方の投票率が本当に低いなというのを感じたわけなんです。

今後は若い方に対しての投票率をしっかりと、投票していただけるような選挙、行かないといけない選挙のそれぞれが持っている本当に選挙権をしっかりと行使することが、自分たちがこの熊取町を、また国を、社会を動かしているんだという自覚を持ってもらうための主権者教育というか、そういったことも必要かと思うんですが、若い方にPRしていくことも大切なので、今回そういったことも取り組んでいただいたことはありがたいかなと思いますので、またしっかりとそういった若い方にPRしていただきたいなというふうに思います。若い方にまちづくり、国について関心を持ってもらうために、今回このテーマでは上げていませんが、子ども議会とか若者議会、そういったものも必要ではないかなというのを感じさせていただきました。

先ほど期日前投票のことにつきましてご答弁いただいた中でも、時間帯を延ばしていただいたというのはすごくよかったかなというふうに思います。今回8時から9時に上げていただいた分、期日前の手応えというんですか、時間帯を延ばしたことによる効果というのを感じる分というのは、実際のところは分かりますか、分からないですか。

議長（河合弘樹君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 実際、1時間延びたことによってそちらの投票者数というのは当然出ております。しかしながら、全体でくくったときにはやはり投票率としては下がってきているというのが現状でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そうですね。全体では先ほども言いましたように下がっている。期日前に行く人が増えたというところになってくるかなと思うんですが、しっかり期日前を拡充しながら投票率を上げていくという方策、またしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。今後もまた検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

2点目なんですけれども、病気やけがなどで投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援するために代理投票制度というのがあります。代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人

のための制度で、投票管理者に申請すると補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が指示どおりかどうかを確認します。また、投票所には点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっているというふうに思っております。しかし、障がいのある方や高齢者の方の中には、せっかく投票所まで行っても緊張してパニックのような状態になってしまったり、その代理投票についてうまく説明できなくてスムーズに投票できないで、諦めて棄権してしまったり白紙で投票してしまったりという場合もあるようです。

そこで、障がいのある方や高齢者の方をサポートするために投票支援カードを導入している自治体が増えてきております。近隣では岬町がこの4月の統一地方選挙から導入をいたしました。投票支援カード、資料にもつけさせていただきましたが、A4判で、投票に関して手伝ってほしいといった内容にチェックを入れて入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票ができるという、そういった仕組みになっております。

最初、1枚目が四條畷市、そして次、2枚目が羽曳野市、3枚目が岬町の分の支援カードをつけさせていただいておりますが、この投票支援カードの導入についていかがお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） それでは、2点目の答弁の前に、先ほどのすみません、1点目の件で、若者の従事者の人数のところをちょっと私、誤解しておりました、訂正させていただきたいので、申し訳ございません。応募のほうは8名あったそうです。8名ありましたが実際に従事したのは7名でございます。すみません。申し訳ございません。

それでは、2点目の障がい者・高齢者の方をサポートするために投票支援カードを導入してはどうかについてご答弁させていただきます。

投票支援カードは、大阪府下においても既に一部の自治体において導入されており、投票人が係員に支援を必要とする内容を口頭で伝えることが難しい場合に活用されておると聞いてございます。本町においても次期の選挙から対応できるよう準備したいと考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。自宅でもダウンロードできるというふうになっているみたいなので、取り組んでおられるところは。そういったことを自分でダウンロードできて、そして一緒に持って行って手渡すというところで、本当に自分が何と言ったらいいのか分からない、戸惑っている方とか、本当にけがをしてなかなか字が書けないとかいろんな病気で書けないとか、いろんな方がいらっしゃる中で、自分でそれをしっかり上手に伝えられないという方とか、そういった方にとっては本当に投票しやすい環境をつくるための一つのツールとなりますので、次期選挙からということですので、次期選挙が衆議院選挙になるのか町長選挙になるのかちょっと分かりませんが、次期選挙から導入できますように準備していただきたいと思います。お願いしておきます。投票へのハードルが低くなるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次、3点目なんですが、3点目は期日前投票所なんですけれども、現在、役場庁舎と熊取駅の自由通路に開設してくれておりますが、障がいのある方や高齢者の方から投票所に行くこと自体が大変になってきたという、そういったご意見をお聞きしました。総務省では移動期日前投票所を推薦しているようでございます。本町も移動期日前投票所の開設はできないでしょうか。

議長（河合弘樹君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） それでは、3点目の移動期日前投票所の開設はできないかについてご答弁させていただきます。

移動期日前投票所につきましては、商業施設など集客施設に設けること、また過疎地における有権者の利便性の向上について、より効果的であると考えられます。期日前投票所としての設備に係る経費が一定必要になること、また、投票管理者や投票立会人を含め投票所運営に係る人員体制の

確保が必ず必要になること、さらには専用回線の設置など、選挙人名簿などのサーバーとのセキュリティ対策をしっかりと講じた連携が必要となることを総合的に勘案いたしますと、現時点での導入は困難であると判断をさせていただきます。引き続き、導入団体の状況などの調査研究をまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、投票率の向上の取組につきましては今後も継続して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。この分はなかなか難しいかなというふうに思っていたんですけども、先日の選挙のときに、今までは選挙に行っていたけれど今回よう行かんわ、ちょっと足腰が弱ってきて投票所までもう自分では行けないんやといった方がかがいらっしやいました。そういった中で、やっぱり投票所を決められておりますので、ひまわりバスとか無料で役場まで乗って期日前投票所に行けるようなところもあるかと思いますが、なかなかそのバス停まで行ける状態でもないというような方とか、そういったことが本当に課題になってきている方とかもいらっしやいまして、今まで選挙行っていたのにといった方、そういった方が選挙に行けなくなっているといった、高齢の方とかいろんな障がいの方とかそういった方の選挙に対する思いというもの、だから選挙に行きたいのに行けないという、そういった方への支援というものも今後必要になってくるかなというふうに思います。

また、この投票所、本番におきましても小学校でやって、いろいろ改善はやってくださっているんですが、なかなか小学校が高台であったりとか坂を上っていかないといけないとか、そういったところとかがいろいろある中で、投票所の場所の検討とかそういったこととかもあるかと思うんですが、また1回、区長会とか町政連絡会、そのときに選挙のときの投票所の設置についてとかそういったご意見とかも、また移動期日前投票所等も含めてそれぞれの自治会のご意見も聞いていただけたらなというふうに思いますので、その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大阪府下ではまだ移動投票所というのはないみたいなんですが、資料では和歌山県の有田川町とかそういったところの資料をつけさせていただいております。山間部のところになるかと思うんですが、今後、高齢化社会の中で検討していかないといけないことかなというふうにも思ひますので、総務省のほうは積極的に推進というふうに言っておられますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1項目めはこれで終わらせていただきまして、2項目めへいきます。

2項目めは少子化対策についてです。

厚生労働省は6月2日、2022年の日本人の人口動態統計を公表いたしました、1人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率は7年連続で低下し、1.26人だったとのこと。大阪府は1.22で、全国平均より少ない現状です。また、昨年1年間に生まれた子どもの数は77万747人で、80万人を下回っております。国においても少子化対策について、こども・子育て政策は社会機能の維持に関わる先送りできない課題として、この6月に策定する骨太方針で子育て関連予算を倍増し、こども未来戦略方針を打ち出しました。

そこで、まず1点目ですが、本町の合計特殊出生率を教えてください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、少子化対策についてでございます。

まず、1点目、本町の合計特殊出生率でございます。

現在、厚生労働省が公表しているもので、熊取町は1.33となっております。これに対して、大阪府全体では1.37、全国平均で1.43という数字でございます。この数字につきましては、平成27年を中心とした平成25年から平成29年の人口動態統計の結果でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。



9番（渡辺豊子君）平成25年から29年の人口動態調査からですから大分前の分になりますよね。今の分では分からないというところですかね。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）合計特殊出生率なんですけれども、これは戸籍法等によって届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として調査される国の人口動態調査の一つの指標として公表されているものでございまして、国とか都道府県の率については毎年人口動態調査ということで公表されるんですけれども、市区町村の合計特殊出生率については5年ごとに人口動態調査の特殊報告という形で公表されておりますので、今、直近の数字としたらこの数字になります。その時点の国及び府の合計特殊出生率はその数字ということでご答弁させていただきました。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、合計特殊出生率ではなくてただの出生率はどうなんですかね。分かりますか。昨年度か。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）2番目のそしたら答弁にいかせていただいてもよろしいですか。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）2番目にいくんでしたら、2点目の質問を先に言わせていただいてから答えていただきたいです。

2点目は、今先ほどもありましたが、町長のタウンミーティング等で西小と東小が先般あったわけなんです、そこで子育て支援についてのご説明があったわけなんです、そこで出生率についてのご説明がありまして、先日、西小学校、東小学校のタウンミーティングに参加させていただきました。そのときに町長から、子育て支援の推進について、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援について熊取町の取組をお話ししてくださいました。いろいろ取り組んでくださっていて大変に感謝するものでございますが、その説明の中で、先ほど、今は特殊出生率は分からないということだったんですけれども、出生率につきまして大阪府平均より熊取町は低い状況とのことであります。その現状についてどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）そしたら、次に第2点、出生率が府下平均より低い現状への考えについてでございます。

大阪府が公表している人口動態調査による令和3年の出生率ですが、熊取町は5.7で大阪府全体では6.8となっており、府内の平均を下回っております。この結果につきましてはそれぞれの市町村の人口構造等により左右されるものですが、一方で本町では、出生率は先ほどのとおりでございますが、小学校就学の年齢になるまでに子ども数が大きく増加する傾向にあります。

しかしながら、我々といたしましてもこの数字を厳粛に受け止めておりまして、妊娠期から出産・子育て期にわたり、必要な支援が必要な家庭に届くよう、これまでも、これからも引き続き切れ目のない子育て支援の取組を進め、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）出生率は低いけれど、その後の児童数は増えてきているというご答弁だったんですか。その辺の要因はなぜですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）まず、数字の状況を申し上げますと、この令和5年4月に小学校1年生に入る子どもの数が、住民課の年齢別人口統計表からいくと405人なんです。そのお子さんが生ま

れた年に何人出生しているかというところを見ますと、これは平成29年の数字になるんですけども、そのときに324人の出生がされているということになりまして、熊取町で出生したときの数は一定324人なんですけれども、そこから令和5年4月までの間に81人増えて25%増えてくるというふうな状況です。

この状況については、令和5年4月もそうですし、昨年4月については26%増えております。一昨年については27.5%増えてきているという状況でございまして、人口動態調査の結果から読み取りますと、大阪市であったりとか大阪市周辺の大きい都市というのは出生率が高いです。やはり企業とか事業所が多くてサラリーマンが多い分、そこでご結婚されて子どもを設けられて、そうなったときに郊外に一戸建ての家を構えようといったときに、やはり大阪市周辺というか郊外で家を持つというところの中で、熊取町がその中で選ばれて家を購入される方が多いんじゃないかというふうな推測はしております。

以上です。数字としてそういった状況になっております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

それはいいことかと思うんですが、でも何か実際、転入促進をやっていたらいる中では29歳までの人口が減っていたかと思うんですけどね。違いましたか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） また明日のご答弁で用意しているデータでもあるんですけども、いわゆる大学生、卒業してからまた就職とかで出ていかれる年代の方々は減っているんですけども、実は30代はまた増えているという数字的なデータもありますので、そういう点では熊取町の充実した子育て・教育環境というのは一定評価されているという、そういう考え方も成り立つのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ちょっとその辺のところは見えてなかった分なので、出生率が低い分について私の資料を見ていただきたいんですが、野村総合研究所で議員が昨年勉強会をしたんですけども、資料の5ページですね。野村総合研究所の調査結果なんですけれども、昨年11月に議会の政策検討勉強会で人口減少問題と新成長戦略というので勉強会をさせていただいたときに、そのデータを下さって説明して下さったんですけども、そのときに、熊取町のデータとしては婚姻数が現役比では少なくて出生力は非常に弱いというふうにその分析に書いているんですよ。五角形のグラフになっていて、そういうところの出生率と婚姻の少なさというものは熊取町の赤い枠で書いて、そんな図形で説明して下さっていて、やっぱりここが一番私自身は出生力が低い、また結婚、婚姻が少ないというところで、転入促進もそうですが、まず今、若い方の婚姻、結婚についての支援というものを促進することが熊取町にとっては重要なのではないかなと、将来を見たときにね。人口減少を見たときに、熊取町の人口減少、また若者支援という形でそういったものを感じましたので、今回こういった資料をつけさせていただきまして、子育て支援、いろいろやって下さっているんですが、それプラスそういったそちらのほう、まずもって結婚のほうに支援の手を入れていかないといけないんじゃないかなというふうに思いまして、今回質問をさせていただきました。

少子化対策というテーマと併せて、まずは結婚にというところをテーマとして質問させていただいたわけなんですけど、子育て支援は本当に熊取町はいろいろやって下さっていて、今も言っていたように。でも今、熊取町がやっている子育て支援はどれも大体みんなやっていますよ。今言う18歳の医療費助成とかいうのもそうですし、国のほうで出産したときと妊娠8か月のときに5万円と10万円支援するといった伴走型支援とか、もうそれは国からの支援策で、それもどこの市町村も取り組んでいて、本当にどこも同じような内容でやっている子育て支援になってきています。熊取

町独自でやってくださっていることもあるんですが、その中でまずは結婚についてやっていないところ、結婚をしっかり支援して若い方の不安を解消していただきたいなというところで質問をさせていただきます。

そこで、次の6ページのところに、国が地域少子化対策重点推進交付金というもの、これ大阪府のホームページからなんですけど、この分を交付金を出してくれていまして、そこに結婚新生活支援事業というのがあります。補助率2分の1、3分の2というところで、結婚に対しての支援ということで、若い人が結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由だ、また若い人は結婚や住宅に対する資金補助を行政に求めていますということで、資料の中にアンケートが8ページのところにあるんですが、アンケート調査したときに、結婚に対してどんな不安を持っているかというところで、住居費についての不安と、また生活費、結婚費用というものが不安やというのと、経済的不安はこの事業をすることによって軽減になったか、役に立ったかと言ったら、とても役に立ったというのが67%ということで、この結婚支援事業につきましてアンケートの結果が載っているわけなんですけど、これが今、熊取町にとって少子化対策として次に取り組む結婚新生活支援事業ではないかなというふうに思って質問させていただきます。いかがでしょうか。

これは3点目の質問でお願いします。

議長（河合弘樹君）ちょっと待ってください。

議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3点目の国の結婚新生活支援事業の導入についてでございます。

少子化については、就業状況や結婚、出産、子育てに対する経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合って進行していると考えております。結婚に対する意識そのものも大きく変化してきている中、婚姻を要件とする施策での少子化対策は慎重に検討すべきものであるものと考えております。

また、少子化対策としての子育て支援については、現在5つの小学校区ごとに実施しているタウンミーティングにおいて、テーマの一つとして町長からご報告させていただいているところでございますが、具体的な内容として、令和4年度は産前産後ヘルパー派遣事業を開始し、令和5年度からは伴走型相談支援のさらなる充実を図るため、待っているのではなく、こちらから出向く助産師による8か月児訪問をスタートさせるなど、熊取町独自の取組もしっかり進めているところです。加えて、令和4年10月診療分から子ども医療費助成を高校生世代まで拡充したほか、令和5年、今年9月からは保育料の第2子無償化を行うなど、経済的支援も拡充をしております。

熊取町がこれまで取り組んできたきめ細かな寄り添い支援を継続することや子育てに係る経済的負担の緩和が、長い目で見た少子化対策として大切であり、不安を抱える子育て世代への支援の充実を最優先として進めてまいりたいと考えているところでございます。

新たな少子化対策としての子育て支援施策、議員おっしゃる新婚生活支援事業も含めまして、につきましては、現在、国のこども未来戦略会議において次元の異なる少子化対策の実現に向けた検討がなされているところであり、この動向を注視しつつ、本町における施策の検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

この新婚生活応援事業というのにつきましては、前回は2020年、令和2年3月議会でも定住促進策として質問させていただきました。このときは、その補助額に対し、今やっている事業、3世代近居等支援があり、転入促進策としてはそれを優先ということで、それはそれでいいんです。それはそのままその事業はいい事業なんで継続はしていただきたいと思うんですが、それと併せて結婚に対しての、本当に若い方が今、婚姻数が減ってきているんですね、現実。国のほうで、コロナ

もあったからなんです、データとしては、2019年に60万組だった婚姻数が20年から30年の間50万組になって、本当に婚姻数が減ってきている。その婚姻数が減ってくることによってやっぱり出生数も減ってきているというところ、それは大きな要因かと思えますので、そういった面で若い方が不安に思っている結婚への本当に背中を押してあげられる施策になるかと思えます。

国のほうでこれ今出している支援事業ですので、今また新たに次元の異なる子育て支援ということでは国のほうがやってくさるわけですが、それと併せて、この分につきましてはずっと国のほうも前からこの事業をメニューとしてあってまして、やってはるところはもう全国では634市区町村、大阪府内では枚方市、泉佐野市、和泉市、藤井寺市、交野市、そして岬町、太子町、7市町がこの事業をやっております。本当にずっと継続してやっております、岬町におきましてはね。岬町は、本当にこれだけじゃなくて、もっと新婚には10万円支援するとか、そんなこととかもいろいろやっているみたいなんです。

そういったことに対して、今、熊取町が取り組んでいない施策というところで若い方に対する支援、今、若い方はやっぱり経済的負担というものが、先ほどもありましたから言いましたけれど、婚姻に対する不安というものを解消するためにまたこういったもの、奨学金を返してはる方もいらっしやいます。そういった方はその奨学金の返済額も所得から控除して支援するという形で条件として上げております。その事業の概要をここに載せておりますが、またさらにもう一度検討していただきたいと思えますので、一応検討の中に入れていただくことはできますでしょうか。

議長（河合弘樹君） 木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君） 決して我々、議員ご提案の結婚生活の新事業、別に否定しているわけではございません。今、議員からご紹介ございましたように府内7団体あったと。我々といたしましても、今、どこの団体とは言えないんですけども、いわゆる事業効果をいろいろお聞きしている中で、やはり若い世代の、新婚世帯ですから20代とか若い、やはり賃貸住宅に入居される方が多いと。そうすると、ある団体では追跡調査を行っている、事業効果を測定するために。すると、やはり若い世帯なんですぐに転出をしてしまったり、ちょっと言い方はあれなんですけれども、離婚をされたりとかいう割合も結構多いと。なかなか定住につながりにくいというご意見も追跡調査の中で出ている、ある団体もございました。

ですので、先ほど理事のほうからご答弁申し上げましたように、国のほうで異次元の少子化対策ということで検討が進められておりますので、そういった動向を見ながら、今回ご提案の事業も含めまして何が本町にとって少子化対策に有効であるのか、その辺を十分見極めた上で事業化に取り組んでいきたいというふうにご検討しているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。若い方に本当に結婚に踏み切れる勇気を持たせてあげていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

次、3項目めへいきます。

3項目めは認知症施策です。

我が国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には認知症の人が730万人になると推計されております。高齢者の5人に1人が認知症になり得るということでございます。

今、国会では、公明党を含む超党派の議員連盟が共生社会の実現を推進するための認知症基本法案を取りまとめました。今国会で成立を目指しております。8日の本会議で、衆議院で全会一致で可決をいたしました。法案では、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進することを目的としております。認知症になっても意欲や自信を持って自立して社会、地域で活躍できる環境を実現させることで、それには一人一人の認知症を正しく理解することが大切であります。基本法制定は、その契機になるとされております。

そこで、まず1点目ですが、認知症についての正しい知識と理解を推進するために取り組んでお

られる認知症サポーター養成講座の実施状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の3つ目、認知症施策についての1点目である認知症サポーター養成講座の実施状況につきましてご答弁申し上げます。

認知症サポーター養成講座におきましては、平成22年度より地域包括支援センターが中心となって開催してまいりました。実績としましては、令和4年度は、会場での対面式講座を年間12回開催し、140名の方が受講されました。また、令和2年度6月議会で渡辺議員よりご提案いただきましたオンライン講座につきましては、令和4年度から本格導入し、実績としましては3回開催し21名の方が受講されました。さらに、町内全ての小学校5校の5年生または6年を対象にキッズサポーター養成講座を開催し、令和4年度は計378名の児童が受講されました。次世代を担う子どもたちにも認知症を学ぶ機会を設けることができたことはとても心強く思っております。

このような取組により、令和4年度における認知症サポーター養成講座の受講者数は539名で、これまでの累計受講者数は4,149名となりました。

また、そのほかの認知症の普及啓発事業といたしまして、町内の郵便局や薬局、商業施設等の職員の方にも認知症の方への対応方法や相談窓口などの周知を目的にし、ミニサポーター養成講座等も実施しております。このように町内各関係機関へも認知症の理解を広げることが、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりにつながると考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

キッズサポーターもやっていただいたということ、ホームページにも載っていて、子どもたちにもそういったサポーター、認知症についての理解を推進していただいているのがありがたいなと思ったんですが、378人ということで、子どもたちはそういった認知症サポーターの講座を受けて何か声があれば教えていただきたいと思えます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）小学校のほうから、受けた子ども方の感想などもいただきました。

その中には、おじいちゃん、おばあちゃんが認知症であることやこんなふうに声をかけたらいいんやというようなお声であるとか、あるいは、少し心配かなと思われる方を見かけたときに大人と一緒に声をかけてくださいということをお話したところ、本当に大人の方と一緒にこういう方がいるんですけども役場のほうに来てくださったお子さんもいらっしゃいました。なので、こういった取組がまずお子さんに、そしてそのご家族の方にもつながっていけば、二重にこの取組によって周知されることもあるのかなというふうに思いました。

これからも、今年度も小学校のほうにお伺いして広めていく予定になっておりますので、このような活用を地道につなげていきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今年度も取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

ちょっと時間の関係で、次にいかせてもらいます。

チームオレンジの取組状況についてをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、チームオレンジの取組状況につきましてご答弁申し上げます。

チームオレンジとは、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の当事者の方の悩みやご家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者とをつなぐ仕組みでございます。

本町においては、活動に協力いただける住民サポーターの養成を目的に、令和4年度から認知症

ステップアップ講座を開催しております。令和4年度は1回開催し、40名の方に受講いただきました。そのほか、認知症カフェ等に協力いただいている認知症キャラバンメイトの方々にもフォローアップ研修を開催し、チームオレンジ構築に向けて意見交換なども行いました。

今後も定期的に講座などを開催し、人材育成とともに認知症の方やそのご家族のニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。

認知症施策におきましては、医師をはじめ多職種により構成される認知症施策検討委員会や次期いきいきくまとり高齢者計画2024の策定課程において、関係機関及び地域住民の方々のご意見を伺いしながら、よりよい認知症施策の推進になるよう検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

ステップ講座の受講者が40人ということですが、その講座に参加された方はチームオレンジのメンバーということで、今後どういう関わりを持っていかれるのでしょうか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） チームオレンジというところを目標に今行っているんですけども、そのチームオレンジに参加される方にはステップアップ講座をまず受講いただくということになっております。なので、専門職の方もご参加いただいたんですけども、住民の方々、キャラバンメイトの方も31名、中に一緒に受講されておりますので、住民のキャラバンメイトの方と専門職と一緒にあって、チームオレンジのほう構築に向けて一歩ずつ進んでいきたいと思っております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

専門職の方とまたそういった受講者の方が、チームオレンジとして認知症カフェとかそういったところに関わってくださるということですかね。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） カフェも一つの形でありまして、認知症の方やご家族の方が来られた方の悩みを聞きながら、その方に応じた、じゃどういった、この方にとって何をしてあげたいいんだらうということと一緒に考える場として、カフェをこれから活用するのも一つであるなということを考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。また認知症カフェもしっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。

また、その後、家族への支援についてなんですけれども、3点目の質問なんですけど、介護者家族の会というものがあまして、そこの総会に参加させていただいたんですけども、介護者家族の会の存続についていろいろ協議したといったお話をされておられました。認知症の家族の方も家族の会の会員かと思うんですが、認知症家族への支援についてどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 次に、3点目の家族への支援についてどのように取り組んでいるのかにつきましてご答弁申し上げます。

ご家族への支援につきましては、町の窓口での相談対応をはじめ、地域包括支援センターにおいて適切なサービスや機関へつなぐなど、寄り添いながら相談に応じております。さらに、当事者の方やご家族が気軽に相談できる場として、ひまわりカフェを町と地域包括支援センターが主体となり、熊取ふれあいセンターにおいて2か月に1回のペースで開催しております。認知症に関する専門的な研修を受講したキャラバンメイトや多職種の専門職による相談のほか、介護者家族の会の方

にも参加いただき、様々な方との交流の場にもなっております。

そのほか、認知症の方が道に迷われて行方不明となった際に、地域で協力して早期発見、保護を行うための徘徊SOSネットワークの取組の推進や、認知症専門医や介護の専門職のチームである認知症初期集中支援チームの活動により、重症化予防などの取組も行っております。

このように様々な施策を連動させながら家族支援に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

次、4点目へいきます。

4点目、令和2年9月議会でも質問させていただきましたが、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業についてです。

認知症高齢者等個人賠償責任保険とは、日常生活において認知症高齢者の方が他人にけがをさせてしまったり他人の物を壊してしまった場合、その責任を賠償する保険です。認知症の方を自宅で介護しているご家族の不安や負担の軽減、また、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の実施を要望させていただきました。個人負担の保険料を公費で賄うかどうかは検討するのに時間が必要だとその当時ご答弁いただきましたが、検討していただいているのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業導入の検討状況につきましてご答弁申し上げます。

議員より令和2年9月にご質問いただき、認知症の方がその周辺症状などによって道に迷い行方不明になる、電車や自動車等の交通事故に巻き込まれるといったトラブルが発生した場合、法律上の損害賠償責任がそのご家族や親族まで及ぶ可能性もあり、このような状況を踏まえ、一部の自治体では個人賠償責任保険という民間保険を活用した事故救済制度を独自に導入しております。

本事業につきましては、認知症個人賠償責任保険を公費で費用負担する公平性や、令和2年度に国の補助事業として当該事業の先行実施自治体へのアンケートが行われた結果から、加入者数が想定よりも少ないこと、保険業法の関係から自治体職員が補償内容について詳しく説明できない、政策効果の把握が難しいなどの課題も上げられております。

このような状況から、引き続き先行自治体の実施状況などについて把握を行うとともに、国などの動向も注視しながら慎重に調査研究していく必要があると考えております。

なお、本町においては、今後高齢化に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、予防と共生の視点を重視し、認知症のよき理解者を増やすことで地域全体で支え見守るまちづくりに向けて、地道な活動ではありますが、しっかりと推進してまいりますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

参考資料に、取り組んでいる泉佐野市の事業の内容等をつけております。近隣では泉佐野市と貝塚市が取り組んでおりますので、しっかりと、取り組んでいる先進市の状況を研究していただきたいと思っております。

認知症家族の方の支援になるかと思えますし、また、前回も言いましたが、徘徊高齢者のSOSネットワークに登録する、その推進にもこれが条件なので、それになるかと思えます。そういった面も踏まえながら、そして年額そんなに大きな額ではありませんので、年額2,000円程度で聞いておりますので、そういったこともまたしっかりと慎重な検討の中に入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

次へいきます。

最後、4項目めは学童保育所のトイレの洋式化についてです。

先日、学童保育所に通っている児童の保護者の方から相談がありました。中央学童、古いプレハブの学童施設に通われておられるのですが、トイレが3つありますが、便器が洋式になっているのは1つだけで、その1つのトイレに子どもたちが並んでいるということでした。学校のトイレは洋式化を推進していただいております。また、家はもう皆さん、洋式のトイレを使われております。各学童保育所のトイレの洋式化の現状についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、4点目、学童保育所のトイレの洋式化についての1点目、各学童保育所のトイレの洋式化の現状についてご答弁申し上げます。

学童保育所の施設につきましては、もともと町の施設として建設したものと入所希望者数の増加に伴う待機児童対策として増設したものが並立しております。待機児童対策として増設した施設のトイレにつきましては、施設の建設が3年から5年前と比較的新しいことから、全て洋式化しておりますが、もともとの町の施設につきましては、20年以上前に建設の施設もあることから、和式と洋式の両方を備えた形態となっております。

町の学童保育所施設全体のトイレに関する現状につきましては、洋式が26基、和式が7基となり、洋式化率は78.8%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）7つ、78.8%とって全体で見ればそういう数になるかと思うんですが、整備されているところはもう全て洋式になっていて、整備されていないところは先ほど言いましたように中央のように3つある中の1つしか、だから30%ですよ。しかし洋式になっていないというところで、子どもたちは困っておられる。その保護者の方も、これ何とかならないかというご意見だったんです。

整備されている学童とされていない学童とがあるわけなんです。そういったところでやっぱり困っている、整備されていない学童に対して全体的な数で見て答弁こうですからというのではなくて、整備されていないところについてはしっかりと洋式化をすべきではないかと思うんですが、その辺どうですか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）学童保育所を別で見た場合に、男子トイレ、女子トイレで個別のそれぞれのトイレで洋式の便器がないのは中央学童保育所と南学童保育所、この2か所になっております。それぞれ同じような形態でして、男子トイレについては和式の便器と2つの小便器、それと女子トイレについては和式の便器、それと共用トイレについては洋式になっていると、そういった状態になっております。

現地にも行って指導員の方にもお話を伺ったんですけども、一番使用率が高いのはやはり共用トイレということになっているというところがございます。やはり家庭のトイレがもう今ほぼ洋式化になっていますから、洋式化、共用のトイレを使う割合が高いと。しかし、女子生徒で高学年になってくると共用トイレを使うということを敬遠するという傾向もあるので、女子の方は高学年になってくると女子の和式のトイレを使うという子もいるというふうには伺っております。

今後ですけれども、学童保育所とも調整をしながら、トイレがどうあるべきかというのをしっかり調整した上で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）和式しかないから和式を使っている。和式を選んで和式を使っているわけではないかと思いますが、共用やからね。女子、今高学年になったら和式のほうを選んでいるというご答弁だったんですが、それが洋式であればそっちを使っていると思うんですよ、女子のトイレが。やっぱり



共用やから和式を選んでいるというところをちょっと理解できないんですけどね。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）私、説明がちょっと甘かったのかも分かりませんが、共用トイレというのはやはり男子も使いますし、あと女子も一緒に使うということで、便器に肌をつけるというところもあるから、女子の方は特に共用を、低学年のうちと一緒に使うという子どもが多いんですけども、5年生、6年生ぐらいになってくるとやはりそこを敬遠して、和式なんですけれども、和式を使うという子どもがいるというふうな説明をさせていただいたというところですよ。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）だから、女子トイレが洋式であるならば問題なく使っていると思うんですね。共用やからというところで和式を選んでいるというのとはまた違うかなと思いますので、女子トイレが洋式であるならばそちらのほうを望んでいるかと思います。

国のほうに聞きますと、子ども・子育て支援交付金というのがあって、放課後児童健全育成事業、放課後子ども環境整備事業、放課後児童クラブ環境改善事業というのがあって、和式トイレを洋式化するなど、そういった放課後クラブにつきましても設備の更新を対象として1事業所当たり年額100万円、補助率3分の1でそういった国のほうの補助もあるということですので、しっかりと洋式トイレに、全て各学童によって差がないようにしていただきたいなど。子どもたちの声もしっかり聞いてあげてほしいなというふうに思いますので、時間になってしまいましたが、要望になりますが、よろしく願いいたします。ないですか、答弁。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）トイレの面積的な要件もあるんですけども、そこはしっかりと学童保育所指定管理者と調整しながら、子どもの意見も当然学童保育所を通じてお伺いしながら前向きに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございました。

以上です。

議長（河合弘樹君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時26分」延会）

---

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 令和5年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和5年6月14日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	木村 直義
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	山田 大河	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	野原 孝美	教 育 次 長	阪上 敦司
教育委員会事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記	阪上 高寛
-------------	------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第29号 公平委員会委員の選任同意について  
議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第32号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第33号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第34号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第35号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第36号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第37号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第38号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第39号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第40号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第41号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第42号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第43号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第44号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第45号 農業委員会委員の任命同意について

- 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第47号 農業委員会委員の任命同意について  
議案第48号 熊取町公民館条例  
議案第49号 熊取町文化ホール条例  
議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）  
議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））  
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））  
議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について  
議案第54号 グランドピアノの購入について  
議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）  
議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（河合弘樹君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問させていただきます。

大きなテーマとしては、手話言語条例制定以後の取り組みについて、そして熊取町地球温暖化対策実行計画の推進について、この2点であります。

まず、手話言語条例制定以後の取り組みについてお尋ねいたします。

熊取町では、平成29年1月に手話言語条例が制定され、手話についての啓発や手話通訳者の設置、派遣事業などが実施されてきました。条例制定以前から取り組まれている事業もありますが、条例制定以後新たに組み込まれた施策、そしてまた、進んだ事業などがあればご報告をお願いします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問いただきました手話言語条例制定以後の取り組みについてのうち、1点目の条例制定以後の新たな施策、進んだ事業についてご答弁申し上げます。

現在、手話に関する施策につきましては、基本方針を定め様々な施策を推進しているところでございます。具体的に申し上げますと、手話への理解を深めるための取組及び普及につきましては、研修の機会の提供や周知啓発に関する施策として、町内保育所等の5歳児に対する手話講座、住民の方への井戸端セミナー、町職員に対する研修等を拡大してまいりました。特に、保育所等の5歳児に対する手話講座につきましては民間園も含めまして実施しており、今年度も継続して実施しているところでございます。

周知啓発につきましては、主な取組として手話ワンポイントレッスンを広報に原則隔月で掲載しております。掲載記事は、町内在住の方に依頼いたしまして、使用頻度の高い単語を写真記事として分かりやすくお知らせしているところでございます。また、農業祭において障害者週間啓発イベントブースを設置し、来場者の方にクイズなども交えて楽しみながら手話に親しんでいただける機会を設けております。

次に、手話による意思疎通の支援に関する事項といたしましては、手話通訳が必要な方への適切

な通訳の提供と手話通訳者が活動しやすい環境の整備等を進めてまいりました。条例制定後の平成29年度より町に登録している手話通訳者による通訳者派遣事業を開始したことにより、大阪府全体を活動区域とする団体に委託しておりました平成28年度以前に比べ、調整時間の短縮が図られたところでございます。さらに、町が窓口となって直接派遣調整を行うことにより、申請者、通訳者双方のご意見等を直接お聞きできる機会も多くなったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）保育所5歳児への手話講座や、あるいは広報での手話ワンポイントレッスンなど、様々な事業に取り組んでこられたということが報告されました。その中で手話通訳者の派遣事業について、これまで外部に委託していたものを町独自で手話通訳者を派遣するようになったというご説明であったかと思うんですが、これは手話言語条例制定以後に手話通訳者の派遣を行うようになったという理解でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）手話通訳者の設置につきましては、その以前の平成24年度より設置はしていたんですけれども、29年度より週に5日間、事務所のほうに配置しているという状況にして拡大させていただいております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今おっしゃったのは、町役場への通訳者の配置の日数が拡大されたということですね。町役場からろうの方への派遣の手話通訳の分については、手話言語条例制定以前からそういう派遣事業は町として行われていたということなんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それ以前は大阪府の方として派遣しておりましたので、熊取町が登録者ということで行っているのは平成29年度以降ということとなっております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。年度を追って手話に関する取組が順次発展してきているんだろうと思いますけれども、手話言語条例制定が平成29年1月ということで、平成29年度以降に手話通訳者の派遣というものが町独自で取り込まれるようになったということで、手話言語条例が一つの節目となって手話通訳者の派遣についても前進してきていると、そういうふうに理解させていただきます。

恐らく町職員の中でも手話の研修とかいうことも行っているかと思うんですが、手話通訳者以外で、町職員でもある程度手話ができるという方は何名かおられるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）必ずプロ級にできる方という方が何人いてるかというのはこちらでちょっと分からないんですけれども、ふれあいセンターの窓口にはろうの方も来られますので、そのときに簡単に、少しお待ちくださいとかそういうことができる職員が増えるようにということで、そのいる窓口の職員に対してのワンポイントの朝のちょっとしたミニ講座みたいなのを開いていただいたりしながら、ちょっとしたところができる職員というのは増えてきているというふうに感じております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません。そこに加えまして、ふれあいセンターでは手話のサークル等、講座とかも開かれておりますので、自主的に自ら勉強している職員というのも何名かいらっしゃいます。失礼します。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。

私の身近にも手話を勉強されている方もおられるんですが、手話で十分な意思疎通ができるようになるためにはかなりの研修期間といますか、かなり努力が必要だというふうにも感じます。なかなか、ちょっと何回か勉強したぐらいでは十分な意思疎通ができるぐらいまでにはならないということで、手話で役場の職員として一定の必要事項の説明とかできるようになろうと思ったらちょっとなかなか大変かなとは思いますが、さらに普及に努力していただくことをお願いしたいと思います。

この手話言語条例制定後の取り組みについての項目の中での2番目の質問に移りますが、手話通訳者の派遣については急病や交通事故など緊急時の対応が大きな課題だと思われます。要綱を定めて緊急時の手話通訳者の派遣を行っている自治体もありますが、熊取町では緊急時の手話通訳者派遣の体制は整っていますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2点目のご質問である急病や交通事故など緊急時の手話通訳者の派遣対応についてご答弁申し上げます。

聴覚障がい者をはじめ支援の必要な方の緊急時の対応としまして、医療状況や緊急連絡先を救急隊員や医療機関に速やかに伝えられるよう、事前にこれらの情報を記載できる救急医療情報キットをお渡ししており、まずは医療に対するご親族の同意等が必要な場合に備え、緊急連絡先に連絡していただくようお願いしております。

ご質問いただきました緊急時手話通訳者等派遣事業に係る要綱につきましては、本町をはじめ以南3市3町では定めている市町はございませんが、緊急時に備え、泉州南消防組合宛てに、本町に任用しております手話通訳者の一覧を提出しております。

また、その他の理由におきましても、至急での申請の必要な場合は希望の日時に派遣可能なように通訳者の調整を行っており、依頼者の方のご不便が生じないように調整しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）事前に担当課にお尋ねして、手話通訳者の派遣についての、緊急時ということではない、タイトルとしては意思疎通支援事業の実施要綱というものがございまして、それを見せていただいたんですが、そこでは、手話通訳を派遣要請する場合に基本的には10日以前に申し込んでいただきたいということになっておりまして、もちろん夜間とか土日祝日とかは申し込めないということなんですけれども、緊急時の場合は例外的に認めるみたいな表現のことも書かれてはいるんですけれども、緊急時に、じゃどうやって派遣要請するのかというふうなことについての具体的な規定というのは、その意思疎通支援事業の実施要綱には書かれていないんですよね。

先ほどの答弁でおっしゃっておられましたが、泉州地区では緊急時の手話通訳者の派遣については要綱を定めている自治体はないという答弁であったわけなんですけど、緊急時の派遣の要綱を定めている自治体も結構たくさんございますので、ぜひそれはそういう点は定めておいてほしいなと思うんですけれども、併せてお聞きしたいのは、泉州南広域消防のホームページを見ても、あるいはほかの消防のホームページ等を見ましても、数年前からこれは国のほうと民間団体等が協力し合っこの制度をつくっているのかと思いますが、Net119ということで、スマホなどを活用して救急要請できるという、もちろん事前に登録は必要なんですけれども、Net119に登録しておくスマホで比較的簡単に救急車を呼ぶことができると、これは聴覚障がい者とか言語障がいのある方に限られているわけなんですけれども、それは泉州南広域消防でもNet119は利用できるようになっていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）先ほど言っていたいただきましたNet119につきましては、「福祉の

しおり（障がい者手帳をお持ちの方へ）」というしおりの中にも記載させていただいております、まずは全体的な周知というところは図らせていただいております。

また、町内でも何人かは登録いただいているみたいなんですけれども、さらに周知できるように町からのホームページ等にも分かりやすく記載できるよう今準備しておりますので、また啓発のほうには努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）事前に担当課にお聞きしたところでは、熊取町内の聴覚障がいの方でNet119に登録されている方は現時点では2名しかおられないというふうなことだったんですね。もちろんこの制度ができてまだ日が浅いということもございますが、3年前ぐらいですかね。まだ2年か3年ぐらいしかたないという、時間的な経過がまだ短いということもございますが、せっかくそういういい制度ができていって、Net119の登録がもっと普及するようにぜひPRをお願いしたいというふうに思います。

そして、Net119の登録者を増やすと同時に、Net119のほうはあくまでスマホで救急車の要請ができるというだけですから、それがイコール手話通訳者の派遣ということにはリンクしておりませんので、Net119で救急車を要請すると同時に手話通訳者の派遣もお願いしますということが言えるように、ろうの方がそういう希望があればそれも受け付けられるように、制度設計としてもっと分かりやすい形で聴覚障がいの方にお知らせをしていっていただきたいと、そういうふうにお願ひしておきます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）まず、Net119の分につきましては、議員おっしゃられた形で2名なんですけれども、方法としましてファクスがいい方、メールがいい方、電話がいい方という方もありまして、全部含めると現在5名、以前はもう少しいらっしたんですけど、転出等で少し人数が減っている状況です。含めまして、その点につきましては広報のほう、周知を努めてまいりたいと思います。

あともう一つ、電話リレーサービスというものがございまして、こちらは発語が困難な方がスマホやメール等でお知らせすると、そのオペレーターの方が通訳となって、その内容をまた病院とか、主には金融機関などでそのことを伝えていただけるというサービスもございまして、そのサービスは町の事業ではなく全国的なサービスにはなるんですけれども、そういったサービスも含めまして周知のほうは図っていきたくて考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今、電話リレーサービスのことをおっしゃっていただきましたが、電話リレーサービスもこれが制度といいますか、これも国のほうと民間事業者とがタイアップして行われている事業のようですが、こういったこともまだまだ十分に理解されていないというふうな面もあるかのように見受けられますので、電話リレーサービスももっと利用しやすくなるように、その辺の周知徹底をお願いしたいと思います。

3点目に移りますが、3点目の質問通告の私の表現が若干事実誤認といいますか、間違った表現になっておりましたが、その辺を訂正しながら改めて質問させていただきます。

手話言語条例第7条では手話に関する施策の基本方針が定められ、第8条では、基本方針の策定・変更や施策の実施において、ろう者及びその関係者から意見を聞くものとして定められています。つまり、手話言語条例の中においてろう者及び関係者から意見を聞くものとして定められているわけなんですけど、その意見を聞きながら手話に関する施策を進めていくことはとても大切かと思われまます。関係者への意見聴取は実施されていますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、ご質問の3点目、手話言語条例策定、手話に関する施策の基本方針策定・変更や施策の実施におけるろう者及びその関係者からの意見の聴取についてご答弁申し上げます。

手話言語条例第8条におきまして「必要がある場合、ろう者及びその他関係者から意見を聴くものとする。」と定めており、本条例策定時にもご意見を聞かせていただき、基本方針の策定などに生かしてまいりました。また、手話通訳者派遣依頼の際にも個別にご意見をお聞きしているところでございます。

なお、今年度におきましては、第4次障がい者計画を策定中でございますことから、関係機関や聴覚障がいをお持ちの方を含めてご意見をいただく機会を設け、策定作業を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君） ただいまの答弁の中でもおっしゃっておられましたが、第4次障がい者計画を策定するための計画の見直しの年であるということで、それに当たってろう者及びその関係者から意見を聞くことに努めていただけるようであります、ぜひきめ細かい意見の聴取をお願いしたいというふうに思います。

行政が関わる分野で改善すべき点はもちろんのことですが、人数的にはろうの方はさほど多くないとはいえ、やはり日常生活において、特に買物とかそういう生活の場で聞こえないがゆえに意思疎通で困難して、特にスーパーのレジとかそういう混雑しているような場ではなかなかスムーズな対応ができないということで、困っておられるという話も聞きます。

だから、民間の事業者、事業所においても、ろう者の方と接する際の心得といたしますか、様々な工夫、改善策、そういったものが、実際そういうのをやっていたいいるお店もあるかと思えますけれども、あらかじめ書いたものを示して指さし選択で、それで意思表示をしていただくとか、そういう方法もあるかと思えます。ぜひ民間事業者へのそういう啓発、そういったことにも力を入れていただきたいと思えます。

それでは、大きな項目の2点目に移ります。

熊取町地球温暖化対策実行計画の推進についてであります、この間、毎年のように豪雨被害などが多発しており、地球温暖化対策は待ったなしの最重要課題であります。熊取町は令和2年、2020年5月25日に熊取町気候非常事態宣言を表明し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。そして昨年度は熊取町脱炭素住民会議が設置され、議論を重ねた上で、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画が策定されました。

そこでお尋ねします。今年度の具体的な取組について説明を願います。

議長（河合弘樹君） 山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君） それでは、熊取町地球温暖化対策実行計画の推進についての1点目、今年度の具体的な取組につきましてご答弁申し上げます。

本町では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、昨年度、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、これに併せて事務事業編についても改定したところでございます。

ご質問の具体的な取組でございますが、当該計画の中で、2050年脱炭素社会に向け、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入を位置づけており、その中でも、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルが一番大きい太陽光発電設備の重点的かつ積極的導入を目指すとしております。これを踏まえ、計画のスタートとなる今年度におきましては、まず本町が率先して公共施設及び公共用地への太陽光発電設備等の導入を計画的、効率的に推進するため、環境省補助金を受け、太陽光発電設備等の導入可能性調査を実施し、各施設等への設置の可否をはじめ、日射量や設置方法、設置コスト、優先的に設置していくべき施設の選定などを検討していく予定でございます。

また、住民の方々や事業者への普及啓発にも取り組んでおりまして、まず、広報くまとり6月号



と同時に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要版を全戸配布させていただいたほか、脱炭素に向けた情報を発信していくための特設サイトを立ち上げ、地球温暖化に関しての分かりやすく興味を持てる情報や、本町の脱炭素に向けた取組実績、今後の取組予定、国や大阪府の補助金制度等の経済的支援策などの最新情報を発信することで、住民の方々や事業者の皆さんの行動変容につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

これまでも地球温暖化対策実行計画というのは何度か計画として策定されてきたわけなんですけれども、今回は呼び名といいますか、タイトルも熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画というふうに名称も変えて、今までの地球温暖化対策の実行計画は言わば町役場として取り組めることだけに限定されていたものを、今回、地域、住民と民間事業者へもきちんと地球温暖化対策をやってくださいねということで、地域計画でしたか、名称が区域施策編ですね。ちょっと名前がややこしいですが、だから行政の計画と民間、要するに町民及び事業者にやっていた計画という2本立てで計画を示しているということですよ。

そこがこれまでと非常に大きな違いかと思うんですが、そういう中で全体としては、より一層地球温暖化対策の実行についていよいよ本腰を入れて取り組まないと、とんでもないことになるということで、今までももちろんそういう観点で地球温暖化対策の実行計画が策定されていたと思いますけれども、これまでは何分、町役場でできることをやるということであったんですが、それを民間に向けても大いにアピールし実践していただくという、そういうより本腰を入れた取組になっているということかと思えます。

その中で、いろいろと実際、熊取町としてどれだけ再生可能エネルギーがあるのか、利用できるのかということ調べてみると、やっぱり太陽光発電が一番利用しやすいし、潜在的にもエネルギーが存在していると。もちろんこれは熊取町に限らず、どこの自治体でもほぼ同様な状況かとは思いますが、太陽光発電に大きな力を入れていこうということで、今年度は太陽光発電設置の可能性を町内の各施設で調査を実施していくということがまず一つの柱としてあって、そして、もちろん今建設している町民会館ホールあるいは公民館、そういったところにも太陽光発電は導入していくということではありますけれども、その他の施設についても可能性を調査し、そして町内の住民、事業者に対する啓発を強めていくと。そして熊取町のホームページではそういう地球温暖化対策に役立つような情報をまとめた特設サイトを立ち上げて……。これはもう立ち上げたんですかね。これからですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）まさしく今現在立ち上げに向け取り組んでいるところでございます。もうしばらくお待ちいただきまして、また立ち上げた際にはしっかり広報してまいりたいと考えております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）我々町会議員としての立場にある者も、頭の上では地球温暖化対策ということは非常に重要だということは理解しているんですが、いざそれを実践ということになるとなかなか、じゃ自分として何ができるのかということで、そうすぐには取り組めていないというのが実情であります。だから、行政としても町民全体に対して、そして町内の民間事業者全体に対して啓発するという部分、これはかなり本腰を入れて取り組んでいただきたいというふうをお願いしておきます。

環境フェスティバルですか、何か毎年恒例の行事となって行われていますけれども、今年は地球温暖化対策実行計画を策定した年ということもあって、環境フェスティバルには特に力を入れるという理解でよろしいんですかね。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）今年度に限らず、これまでも地球温暖化対策についての考え方をしっかりとPRやってきたイベントでございますけれども、計画を策定いたしました今年度からも、しっかりとまた内容を充実させて取り組んでまいりたいと考えてございます。

特に、住民の方々に対して例えば太陽光パネルの戸建て住宅への設置であったりだとか、ZEHといましてゼロカーボンハウスに向けた取組などについてもPRをやってまいりたいと考えておりまして、関係事業所の方々などにも声をかけて広く広報してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）大いに環境フェスティバルには力を入れていただきたいと思いますが、特に節目の年でもありますので、実行計画を策定したその内容の説明も兼ねて、何かシンポジウムのようなものを実施してもいいのかなという気はするんですが、そういう計画は特にございませんか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）どういう形かというのは考えていっているところなんですけれども、環境フェスティバルの中においてでも見識者の方に来ていただきまして、シンポジウムみたいな広く皆さんに地球温暖化に向けた取組、また考え方などをPRしていただけるような方を招いて、講演会、シンポジウムみたいな形で取り組んでまいりたいと、そういう予定をしております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。その辺もぜひよろしく願いしておきたいと思います。

2点目のほうに移りますが、2点目は太陽光発電設備等に関する補助制度を設けてはどうかという質問なんです。この質問の中で私、省エネ型住宅のリフォーム制度のことも触れておりまして、省エネ型住宅リフォームに対する固定資産税の減額措置を実施している自治体もあるから熊取町もどうかという質問の設定をしているんですが、これについては私のちょっと事前の勉強不足もあって、省エネ型の住宅リフォームに対する固定資産税の減額措置は、これは国の地方税法の改正等の関係もあって、かなり以前から省エネ住宅リフォームの固定資産税減額は熊取町でも実施されているわけなんです。そこのところは私はすっかり頭から抜けておりまして、申し訳ございません。

だから、2点目の質問は主として太陽光発電のことに限定させていただきますが、もちろん省エネ住宅のリフォームについても固定資産税の減額とは別に補助制度があればと思いますけれども、計画の中において太陽光発電が大きく位置づけられており、太陽光発電を大きく普及させるために、自治体独自に太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助を設けている自治体がございます。これは岸和田市においても泉大津市においても貝塚市においてもそういった制度を設けておりますが、熊取町としても、再生可能エネルギーの活用を推進するための手法として太陽光発電あるいは蓄電池の設置に対する補助制度を設けるべきではないでしょうか、見解をお示し願います。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）2点目の再生可能エネルギーの活用や省エネを促進するための補助制度についてでございますが、現時点において具体策についてお示しさせていただくことはできませんが、今後において、今回の計画に位置づけております様々な取組を具体化していく中で、国・大阪府が実施している省エネルギー、創エネルギーに係る経済的支援策に加え、本町におきましても事業、施策に対し優先順位をつけ、また財政状況などにも注意を払いながら、併せて環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など財政支援策を活用することにより、できる限り実りの多い、また効果的な支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）現時点ではこの補助制度を設けるという予定はないが、今後の検討課題として考

えないこともないよというふうな感じのちょっと微妙な答弁でありましたが、熊取町での個人の住宅での太陽光発電設備の普及の状況というのは、これは担当課では把握はできているんですかね、それはいかがですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）ちょっとその戸数は把握できておりません。そこはできないかなというふう  
に理解しておりますが、先ほど議員おっしゃられたちょっと微妙な表現やなということなんですけれども、計画の中で、カーボンニュートラルに向けての様々な取組に対して、住民の方々や事業者の皆さんに対して何とかサポート、支援していく方法を考えていきますということをしっかりと明記しております。位置づけております。ですので、我々は今年度、具体的に今後における支援策についても検討しているところでございまして、すぐというわけにはいかないんですけれども、支援策のほうは積極的に考えてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。支援策については積極的に検討してまいりたいということで、前向きに検討していただけるということのようであります。

太陽光発電については、以前に比べるとそういう初期投資の費用が若干下がったりとか、あるいは屋根に設置する際にも割と薄型の太陽光発電設備が開発されたりとか、だんだんと太陽光発電の設備についてもどんどん開発が進んでいるようであるんですが、いかんせん現在は発電した電気を売電する価格が非常に低くなってしまって、売電のメリットがほとんどないということで、結局、太陽光発電で発電しても、やはりその発電したものを全部その瞬時、瞬時に自家消費できればいいんですけれども、なかなかたくさん発電する時間帯では消費し切れないということになってきます。そういう場合に、やはり蓄電池とワンセットで、太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置するというのが一番効果的だというふうに考えられます。最近では蓄電池と太陽光発電設備の両方に対して補助制度を設けるという自治体が非常に多くなってきているようです。ですから、今後検討していただく際には、ぜひとも蓄電池の設置についても併せて補助制度を検討していただければと思います。

それと、省エネリフォームについては、これは固定資産税の軽減措置は現在熊取町でも実施されているようなんですが、この固定資産税の減額措置を活用しての省エネ型の住宅リフォームというのは、熊取町ではどの程度実際行われているんでしょうか。もし分かれば教えていただきたいんですが。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）今のところ、令和2年度が1件、3年度が1件、4年度はゼロでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）せっかく制度としてはあるんだけれども、住宅リフォームの際に省エネ型の住宅リフォームということで、固定資産税軽減措置を利用されているのが1件ないしはゼロ件という状態が続いているということですね。この辺はどうなんでしょうかね。なかなか税の担当課ではその実情は分からないでしょうけれども、やはり少々固定資産税の減額措置があっても省エネ型の住宅リフォームをわざわざお金を投じてやろうかという、なかなかそこまでのインセンティブになり切れていないんでしょうかね。いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）なかなか税のために改修するということはちょっと我々でも分かりかねるところなんです、やはり各個人のご自宅の老朽化に合わせてそういう省エネ改修をされようかとは思いますが、そのタイミングが合った件数がここ最近では1件であったという、あとは周知のところもあるかと思っておりますので、ホームページなどではご案内をしておるところですけれども、今後もそういった広報誌などもまた交えまして周知のほうに努めたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）現時点でこの減税の制度というのはホームページに載せさせていただいておりますが、こういった減税の制度も、また新たに我々が考えている支援策、国・大阪府の制度など、いろんな情報を今度、先ほど申し上げました特設サイトに、それを見ればいろんな情報が入ってくるようなものを立ち上げていきたいと考えておりますので、そういったところから情報を拾ってもらえるように、そしたらまた広がっていくのかなというふうに思っております。ですので、特設サイトをしっかり立ち上げてPRしてまいりたいと考えております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ぜひ、その辺のところは特設サイトの中でも情報を発信させていただいて、固定資産税減額措置になるための省エネ型住宅リフォームにおいては、たしか私が調べたところでは窓の断熱改修といいますか、二重窓ですね。ガラスを二重にするという、あの窓の改修がこれ必須条件になっていたと思うんですが、それで間違いなかったですかね。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）要件の一つとして窓のサッシの改修があったかと考えております。幾つか条件等々あったかなというふうに思っております。天井の断熱であったりとか壁の断熱であったりとか条件がいろいろありますが、そちらのほうに合致すれば減税が受けられるというようなことで対象工事のほうは載せられているかと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）二重窓にするといいますかガラスを二重にする、これは非常に断熱する効果を高めるといいますか、冷暖房の効果を高める意味においても非常に有効な方法だと思うんですね。そういったことも含めて固定資産税の減額という制度ができているんですが、ただ実際、そういう省エネ型の住宅リフォームの際にそれを実施するということは、単年度だけでも固定資産税が3分の1減額されるとはいえ、やはり初期投資が大きくなるんですね。

だから、省エネ型住宅リフォームに対する補助金制度もあればなおいいんですが、これについてはいろいろ調べたところでは、国のほうで民間事業者とタイアップして、民間事業者が登録してくれば、うちは省エネ住宅リフォームをやっていますよということで国のほうに登録すると、その登録事業者が今、国から補助金が下りるということで、実質、利用者の負担を軽減できるという制度があるようなんですが、ただ、その制度に乗っかって省エネ住宅リフォームをする事業者を登録するにはちょっとハードルがあるのか、私が調べた範囲では、熊取町内で登録している事業者がどうもないようなんですね。だから、その辺もぜひ町のほうでPRしていただいて、登録事業者が増えるようにしていただけたらと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘の省エネの国による取組なんですけれども、住宅省エネキャンペーンということで今年度から実施されているようです。ですので、事業者の方が登録をやってということが、まだなかなか立ち上げて間もないということもあまして、少ないのかなというふうに思っております。

先ほど来、計画を立ち上げたこのスタートの年ということで、この特設サイトを立ち上げてしっかりと周辺の方々、皆さん事業者の方、また住民の方々にカーボンニュートラルに向けた情報を提供していくことを考えておまして、その一環として、我々のほうでせつかく住民の方々、また事業者の方々にお集まりいただいて策定した計画でございますので、しっかりPRしてまいりたいと。また出向いて、町内の大きな事業所、例えば大学の方々、また社福法人、医療法人、商業施設、たくさん熊取町の中でポテンシャルの高い事業所がありますので、その一環としてでもこの不動産関係の方々に対してもしっかりとこの計画の説明をするために出向き、また、その中でこの

キャンペーン等々ありまして登録していただけるような啓発をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ぜひ、町内の住宅建設の事業者がそういう国の制度設計にも乗っかって、そういう補助金を受けられる事業者として登録していただけるよう、熊取町としてもその啓発を大いに力を入れていただきたいというふうをお願いしておきます。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）おはようございます。午前中最後になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

4月の選挙を終わりました、私自身4期目のこういうまた舞台へこの場で立たせていただいていますこと、大変光栄に思っております。また、会派熊愛といたしましても、重光議員がお亡くなりになった後1人でやっていたんですが、今回新たに新人の多和本議員を迎えまして、2人で新たに出発をさせていただきました。熊愛のモットーである熊取町民の皆さんの要望、何が大切か、そういうことを会派でいろいろ吟味し、是々非々の対応、政策提言を行っていく、こういう政治活動、議会活動、議員活動を今後とも進めていきたいと思っておりますので、理事者の皆さん方のさらなるご理解、またご支持をよろしく願いしたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、今回も通告に従いまして質問をさせていただきます。

町長の今回の議会の冒頭の挨拶でもございました。大変短いフレーズやったんですが、例年より早い梅雨入りであったと、まさにそうでしたね。もう5月の終わりに台風が発生をして、そして線状降水帯というのが発生をし、そういったことからすると本当に台風シーズンというのが、今までであれば早い台風が8月、9月、10月、それがもうこの5月、6月、また10月終わりまでそういうことが本当に考えられるわけでございます。私自身、2018年、平成30年9月の台風21号、これは本当に記憶に新しいんですが、今回の大きな台風がそれに匹敵するというような形で、本当にもう忘れかけていた映像、またこれが放送されまして、関空の上でトラックが横転する、タンカーがぶつかる、そして町の理事者の皆さん方は本当に初めての体験というような、本当にご苦労をおかけしたことを今でも思っておりますし、我々議員としても、質問の回数をいただく中で熊取町の防災対策と、こういったことをテーマに取り上げて、この間皆さん方と一緒に住民の皆さんの安全・安心、こういうことを自治体として保障するんだと、こういう意気込みの中で頑張ってきたわけでございます。皆さん方に、この間の本当に敬意を申し上げたいというふうに思っています。

私も、この間調べてみますと、大きなテーマとしては議会のたび5回ほど防災問題ということで取上げさせていただきました。今回、非常に異常気象で、さらに危機が強まって期間が長くなって、冒頭申し上げましたような状況の中で、もう一度今時点で我々と理事者の皆さん方の気持ちを一緒にして、この防災対策、熊取町の大きな柱だというふうに思うんですけども、そういったことに取り組みたいという思いで今回もテーマに上げさせていただきました。

答弁を用意していただいていると思っておりますので、順次お願いをしたいというふうに思います。

今年の5年度の町政運営方針でも防災の取組の決意を伺いましたし、具体的なスケジュールだとか新たに女性防災士50人育成するとかそういうようなこと、新たな取組もお聞かせいただきました。質問に当たってちょっと分けさせていただいておりますので、1点目と2点目、地区別自主防災マニュアルの作成についてというところと校区別の避難所運営マニュアルの作成についてご答弁をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2点について順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の地区別自主防災マニュアルの作成について答弁いたします。

地区別自主防災マニュアルにつきましては、コロナ禍も一定落ち着いた昨年の後半から取り組まれる区・自治会が増えておりまして、現時点で11地区で作成していただいております。

町としましては、作成のさらなる推進を図るため、本年2月に区・自治会に対し当該マニュアル作成の現状や意向、疑問点などに係るアンケート調査を実施したところで、困り事があるという自治会にはその内容をお伺いし、対応策について一緒に考えるとともに、作成の参考となる資料として、先行して作成された地区のマニュアルを適宜提供を行うなどしているところです。

また、今年度も4月下旬から5月上旬に開催されました各小学校区の福祉委員会の会議にて、会議に参加されている各小学校区内の区長・自治会長に趣旨の説明と作成のお願いを行ったほか、近々に開催を予定しております自主防災組織連絡協議会の会議をはじめ、今年度に入り活発に活動していただいている各自主防災組織の訓練時など、様々な機会を通じて積極的にアプローチを行い、今年度を含め年間10地区程度の作成につなげ、令和7年度を最終年度としながらできるだけ早期の全地区でのマニュアル作成を目指して推進してまいります。

次に、2点目、校区別の避難所運営マニュアルの作成について答弁いたします。

校区別の避難所運営マニュアルにつきましては、昨年度に実施した住民参加型総合防災訓練において、避難所開設当初から避難者や自主防災組織に避難所運営に協力いただくことなど地域の連携が不可欠であるとの課題を認識し、課題解決に当たり校区別の避難所運営マニュアルの必要性を再認識したところです。

現在、モデルケースとして北小学校区の避難所運営マニュアル作成に取り組んでいるところであり、次の質問とも重なりますが、3月3日に学校、地域住民及び町が参加して第1回の3者会議を北小学校で開催いたしました。

現在、会議の結果を踏まえ、町において北小学校区避難所運営マニュアルの素案の作成作業を行っております。素案ができ次第速やかに第2回の3者会議を開催し、各区・自治会のご意見をいただいで当該素案をより実効性のあるものに磨き上げ、今年度のできるだけ早い時期に当該マニュアルの完成につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。もう3点目まで言っていたということですのでよろしいですか。まだあるな。分かりました。ありがとうございます。3者会議も後で聞こうと思っていましたので、関連でありがとうございます。

過去の状況を今到達点、もう何度も何度もやっていますから、そういう意味合いの中で歩みを進めていただいています。当初は一番初めに9月、2018年、平成30年の台風21号を受けて、2019年3月議会でこの問題を初めて取り上げさせていただきました。地域防災計画、町の防災に関する最上位計画だと。災害時の職員体制や避難所の指定、開催機関との役割分担、自助・共助の体制別構築、こういう方針を示したものだという防災計画がございました。また、避難所の開設と管理運営の取組については、職員行動マニュアル、避難所運営マニュアルというのが当時あったと。これが台風21号ですごかったということも踏まえまして、住民の皆さんが平成26年6月頃に地域防災計画だとか避難所の職員行動マニュアル等がつくられているという状況の中で、そういう中身の公開を要望したら断られたということが僕もこの質問を取り上げたきっかけやっただけですけども、その後こういう質問をする中で、やっぱり共有していこうという形になりましたし、その議会の中で、先進自治体を私も質問するに当たり調べさせていただきました。当時マスコミにも、あるいは新聞報道にもいろんな先進事例があったんですが、特に私が興味を示したのが近隣の京田辺市でした。そういう取組をこの場でもご紹介させていただく中で、早急にマニュアル作成をやっけいこうと、それと皆さん方とその時点で気持ち、腹合わせができたのは、この年をやはり防災元年と位置づけて防災計画をちゃんとつくっていかうと、そういうことがきっかけで今ご答弁いただいたような今の到

達点だなというふうに理解しています。

そのとき僕は言わせていただいたことを忘れもしないんですけれども、防災計画にペース配分はないんですよということを申し上げました。熊取町は海には面していませんから地震による津波災害というのはないだろうけれども、雨が降ったり崖崩れがあったり、そういった地震とか豪雨によってあるから、ですから防災計画にペース配分はないんだから、マラソンでいえば42.195キロのペース配分を考えて、このときにこれをやって、このときにこれをやっただけでも、本当にそういう間が次の災害まであるかどうか分からないけれども、めちゃくちゃ短距離の競争かも分かれへんと。100メートル走どころか50メートル走かも分かれへんで、今日質問しているあしたそんな災害が起こるか分かれへんよねということも併せて申し上げた記憶がございます。

その次の6月議会なんですけど、防災元年と位置づけたからその進捗状況をお伺いしました。そのときに、マニュアル作成委員会の立ち上げであるとか避難所運営マニュアル、今年度について完成させてホームページで公開しましょうというご答弁もいただきましたし、防災士の育成、あるいは議会のほうには住民の皆さんから高齢者に対する、高齢者、障がい者のある方に優しい避難所、優しい災害対策を求めるといふ請願も出されまして、それも可決をしたわけでございます。

詳細はもう時間の都合で省略しますが、本当にこのときに思ったのは、これはやはりニュータウンを中心とする自治会からの請願でございましたから、39自治会がある中でやはり物すごく、今もこれは問題があるんですが、ですから今こうやって会議をこれからもやろうという今お答えをいただいたんですが、やはり物すごく防災の意識に関しての地域間格差があるんだと、それを行政の皆さん方はうまく采配を振るって、熊取町全体の町民の皆さん方の安全を守るために頑張っていたというふうに思っています。

先ほど、3者会議の3点目の進捗状況のお話を伺いました。これについて、この前の直近の3月議会でも、本当に今抱えている問題は実はこの3者協議というのかな、自治体、学校ですね。そのこのそういうマニュアルをつくるにしても、そういう協力がなければ、町、学校、自治会、この3者会議が肝なんだということ、これもずっと腹合わせでさせていただいて、もう常に答弁で、もうこれが本当に肝なんやというようなお答えもいただきました。今も答弁の中であったように、北小学校区で3月3日ですか、初めてやっとなら、次もやるんだということでもあります。

3点目の進捗状況という形も答弁用意していただいていると思うんで、それを先に聞かせていただけますか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目の3者会議の進捗状況について答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、3者会議は3月3日に北小学校校長及び教頭並びに同小学校区の区・自治会会長、自主防災組織代表及び町危機管理課、学校教育課が参加して北小学校で開催したところでございます。

会議では、昨年度の住民参加型総合防災訓練で得た避難所運営に係る課題と、課題解決における校區別避難所運営マニュアルの必要性などを説明した上、各区・自治会に協力を要請し、当該マニュアル作成に向け作業を推進することについて認識を共有することができたものでございます。また、学校長の協力を得て地域の皆様と共に北小学校施設の見学を行い、避難所開設時に利用可能なスペースの確認なども行ったところでございます。

現在、この結果を整理して当該マニュアル素案を作成中であり、素案が整い次第、速やかに第2回の3者会議を開催する予定でございます。

今年度、できるだけ速やかに北小学校区の避難所運営マニュアルを作成し、これをモデルケースとしてそのノウハウを生かし、他の小学校区も並行して推進していくことで、早期に全ての校區別避難所運営マニュアル作成につながられるよう取り組んでまいりたい所存でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。非常に3月議会の答弁とマッチして、もう非常に動いていただいたなど、これは評価したいと思います。

今も大変大事なことを言っておられたのは、ここができてから次に手をつけるというのと違って、同じようにできるところからやっていくということが非常に大事やと思いますので、学校のほうも教育委員会の皆さん方もご協力いただいて、ぜひ、やはり地域の皆さん方にとって避難所を開設できる場所というのはどうしても学校なんですよね。学校の中、体育館、校庭、いろいろこの問題をやっていく中で、今は訓練ですから体育館を使わせていただいています、いざ大きな災害でそこに集まる各地区の人が押し寄せたらもう到底手狭なんです。備品なんかもちろんこの間、予算をつけてテント類とか、もう初めはぐちゃぐちゃの阪神・淡路のときの写真等もお見せしました。それから東北の震災後のちょっと体育館の中でも通路ができて、しかし、これからの避難所はやはりプライバシーが守れてというようなこともこの議会の中で提起をさせていただく中で、テント型で非常に人の目が気にならない、避難所、家ではないですけれどもちょっとでも安らいでいただける、そういう環境整備、トイレの整備、そういったことも本当にお金をかけてやっていただいていること、それと同時に、学校はやっぱり全体の中で使える教室がどこで、ここはもう絶対子どもたちやそういう資料とか情報の宝庫ですから、そこらの管理なんかはまた徹底してやっていただく中で、どこどこは使えるんだということを地域の皆さん方と一緒に、今も非常によかったなと思うのは、一緒に学校を見て、そしたら住民の方々も、特に北小校区で参加いただいている方は、本当にずっと僕らより先の防災対策という知恵をお持ちの方が多くいますよね。そういう方が実際に学校の中を案内していただいてやったということは非常に実のある、実を取れる本当に会議やったんだなというふうに思っています。これをまずは北小校区でしっかりしたものをつくっていただいて、それを他地区へ広げていく。校長先生はじめご協力いただくように、ぜひともまたよろしく願いをしたいなというふうに思っています。

今答弁いただいたんですが、その中で特にここはもう少し皆さん方、理事者側にしろ行政側にしろ学校へ配慮せないかんような点があるとか、そういうふうな皆さん方の中での総括的な体験とか要望とかはなかったでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）この3月3日の3者会議におきましては、北小学校の校長と教頭が参加いただきまして、とても積極的にといいますか、建設的に会議については協力していただきまして、施設見学も今申し上げたとおりさせていただきました。

中では、先生もすぐいろいろ避難所運営というものについての理解を示していただいて、いわゆるもう常に今指定している体育館以外の施設の中でも、こういったところは災害時には非常時なので使えるんじゃないかというようなところの提案もいただいたところで、具体的には例えば北小学校であれば音楽室なんか、フラットなだけけれども楽器が多いので片づけが要るけれども、一定片づけする中で利用することも考えられるとか、それはその時点で校長先生が一定の提案としてお考えをお示しいただいたところなんですけれども、あるいは通路なんかでも広い通路があつて、ここは子どもたちが歩くよりもちょっと広めの通路があるので、避難所の荷物が、住民の皆さんが荷物置きぐらいただったらここも使えるんじゃないかとかというようなご提案もいただいたりとかというようなところは、とてもありがたいお話でございました。

ただ一方、トイレの使用とかで、学校は学校で当然子どもを預かって学校運営しなくてはなりませんので、避難者の方とのすみ分けという部分ではトイレの活用なんかについてもすぐ配慮が要るなど、子どもたちが、避難者がいろいろうろうろどうしても中である中で、不安を与えないようにどういう形ですみ分けするのかというのはちょっと配慮が必要だなというようなところの懸念もいただいたりしたところでございます。この点も踏まえて素案の中では一定検討しながら、それをまた地域の方々に見ていただいて、それを磨き上げていきたいということで考えております。

以上でございます。



議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）本当にいい見学だったなというふうに思います。

先生方、北小のほうでやっていたいたんですが、教育委員会がバックアップしていただいて、議会の中で3者会議がもうそれに尽きるんだということで3月議会、終わっているんですね、僕の質問に対してね。その尽きるという状況の中でもう早速動いていただいていることについては、感謝申し上げるし評価をしたいと思います。

本当に、これも学校行事との兼ね合いとかそういうこともありますけれども、やはり早期に北小のことができることと並行してほかの学校も、問題点はみんな教室の配置だとかそういうことも変わってくると思うんで、地区の皆さん方にそういう安心な形、みんなでそういうマニュアルをつくっていくんだということを見ていただける、関心ある方からそれを広げていただける、そういうことが防災に対する行政への信頼につながるといいますので、ぜひ止まることなく進んでいただきたいと思いますというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

4 点目、令和5年の当初予算の中で、町の運営方針の中で防災の取組で女性防災士50人の育成ということが出てまいりました。これのスケジュール、当時はまだ予算の中の説明でございましたので、今時点で具体的な取組が決まっておれば教えてください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、4 点目の女性防災士50人育成のスケジュールについて答弁申し上げます。

女性防災士育成に当たっては、町主催の防災士育成研修を実施することとしており、その実施日については9月9日土曜日及び10日の日曜日の2日間とし、実施場所はふれあいセンター4階の研修室を予定しております。

当該研修の受講者の募集につきましては、4月20日の町政連絡事務嘱託員連絡会において各区・自治会や自主防災組織に対し参加者推薦への協力をお願いした上、5月23日付で自主防災組織代表者に宛てて受講者の選出と受講申込みに係る依頼文書を送付し、6月23日までに返送をお願いしているところでございます。

当該依頼文書では子育て世代の女性の積極的な参加を呼びかけたところで、さらにはその応募状況を勘案し、町立保育所、民間保育園、町立小・中学校に加え、町内の大学などに研修の案内チラシの配付等のお願いをする予定であり、子育て世代の方の参加を積極的に確保し、もって女性目線によるよりきめ細やかな防災対策の拡充を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）本当に着々と日程、今教えていただきました。我々も、このPRの一端をぜひ地域に戻ってしていきたいなというふうに思っています。

2 点目の大きなほうとの関連もあるんですけども、やはりコロナ禍があったということで当初のやりたいことがやれなかったとかいろいろあると思うんですけども、さきの防災元年のときの予算でつくった、男性が中心だと思うんですが、防災士の資格を議員の中にも取っていただいた方がいらっしゃるんですが、その方の今、把握というんですか、いざというときはその研修を基に身につけた知識をボランティア活動でやりましょうという方のたちの意思確認とか、そういった状況は今どうなっていますかね。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）去年の総合防災訓練の際にも、町が育成した防災士の全ての方に対してご案内して、各地区での避難所総合防災訓練の説明会のご案内も差し上げたりとか、そういう形で一定の防災の取組への参画は我々もお願いしておりますし、一定のご協力もいただいているところでありますし、育成という面におきましても、昨年、防災士育成研修、フォローアップ研修もさせていただいた中では、育成させていただいた防災士の方々を中心にご案内させてもらって、講習、

講演をいただいたというようなこともございます。

そのほかにも、各防災士機構であったりとか防災士会のほうから防災士向けのいろんな講習であったりとか訓練的なもののご案内もいただくので、その情報についてもそれぞれ防災士の方にご案内させてもらって、一定のそういう機会を設けるようなところにも取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ぜひ、そのフォローアップ研修も受けて、皆さんそれぞれ生活がおありでやっておられますので、そういう情報を行政側と密に情報提供する中で、本当の究極のボランティアだと思うんですね。そういう高い志の人の気持ちを冷めさせないような、常に連絡を取り合ってやるというような配慮をぜひしていただけたらなというふうに思います。

それでは、5 点目です。

6 月 2 日の線状降水帯発生による豪雨時の災害、発生時の危険箇所の監視体制とその後の安全確認についてお尋ねさせていただきます。ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の防災対策についての 5 点目、6 月 2 日の線状降水帯発生による豪雨時の発生時の危険箇所の監視体制とその後の安全確認について答弁申し上げます。

今回発生しました 6 月 2 日の豪雨の監視体制としましては、前日には溢水が予想される箇所など流水阻害となるごみの撤去、河川への放流口の確認、河川法面の状況及び永楽ダムの水位確認などを実施いたしました。また、2 日午前 9 時半より水防体制による町内循環パトロールを開始するとともに、住民の方々からの情報提供や要請などに対応するべく、現場確認、水路の通水確保や土のうの設置など、適切な安全確保を実施いたしました。豪雨後につきましても、被害箇所の点検調査及びシート養生、河川や永楽ダムの水位確認、河川法面のパトロールや道路の通行障害となる枝葉、竹、ササの撤去など現場対応をいたしました。

今回の豪雨による要請は 72 件で、現在も被害状況の確認と対応方法を検討しており、そのうち 4 か所においては災害復旧工事が必要と考えられます。応急処置の実施並びに災害復旧工事の準備と災害認定についても併せて業務を遂行しております。

なお、現在、災害復旧が必要な箇所においては、土砂災害等における連携協力に関する協定書に基づき地盤品質判定士会に現場確認を要請し、安全確保に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

本当にさっきも言ったけれど、やっぱり熊取町は豪雨に伴う、山を抱えていますし、土砂災害、道路が埋まるとか、そういうことが本当に一番目を配らないかんところだというふうに思っていますし、この間の本当に線状降水帯という言葉がもう毎日のように、台風が発生してから、そしてこの時期、梅雨前線を刺激をすると、台風が直撃しなくてもそういう被害が本当に日本列島どこおってもなるんだなという時代に突入しておりますから、土木関係の関連の職員の皆さんは本当に天気予報で低気圧、前線が近づくというこの状況になると、もう日々緊張して大変だというふうに思いますが、どうか本当に健康に留意されて頑張っていただきたいなと。

そして、今おっしゃっていただいたように、すぐ後のフォローも含めてやっていただいているということで安心をいたしましたし、こういうことは我々も機会を通じて住民の皆さん方に報告をして安心していただける材料やなと思っています。

どうしても思い出すが、経験したのが、雨山川の関係で美熊での崩落がございました。もうあれは本当に規模もでかくて、町としての本当に体力を超える、知恵を超える自然災害を経験しましたよね。あそこの現場のパトロールなんかは、今回は行かれてどんな感じでしたでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）答弁でもちょっとお話しさせていただきましたが、もう前日には、今シート養生をさせていただいておりますのでシート養生の確認、飛んでないかの確認をさせていただいています。豪雨時にはなかなかほかのパトロールの中でパトロールのルートの中に入れさせていただいて、豪雨が過ぎましてから翌日、土曜日にもシート養生の確認と、現場へ直接行かせていただいで見させていただいて、安定しておるような状況で、お住まいの方と会えまして状況も一応確認させていただいたので、法面的には今安定しているような状況でございますので、大丈夫だと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）本当に素人考えで申し訳ないんですけど、やはりこの梅雨の時期ですから、まだ6月のこの時点でもうそういう1回豪雨で、本当に土はもう水を含んでいますんで、そういったパトロール、いっぱい箇所はあると思うんですけども、ぜひ気を緩めることなく日々そういう点検、何か危険を前提に察知してできるようなパトロール体制とか、そういう本当に昼夜問わずのお仕事も中には入ってくると思いますけれど、健康に留意されて本当に頑張っていただけならなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、大きな1点目は終わらせていただきます。

2点目、コロナ禍後の施策について、コロナ禍の3年を経験し、今早急に対策を講じる必要のある取組の認識はありますか。もうすぐこれ、ざっとした質問を大きく投げかけて、答弁大変やなと思いつつ、そして部ごとで聞いたらええんかなとか、それは思ったんですが、部よりも住民の方にとったらこういう高齢者・福祉・医療分野とかいうような形で分けさせてもらうほうが、その答えを出したよとお伝えするほうが伝わるんかなというふうに思ひまして、それで何か部をまたがったりいろいろそんなの分かった上でこういう質問の仕方をさせていただき恐縮なんですけど、答弁用意していただいておりますので、1点目、高齢者・福祉・医療分野の中で今後の対策を講じる必要な取組み、こういう認識をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、コロナ禍の3年を経験し、早急な対策を講じる必要がある取組についてご答弁申し上げます。

1点目の高齢者・福祉・医療分野においてでございますが、大きく2点、がん検診の受診率の向上とタピオステーションの活動支援が課題であると考えております。

がん検診の受診率につきましては、コロナ禍において外出自粛や受診控えなどの影響で2、3%低下いたしました。受診率の低下により、がんの発見が遅れることが懸念され、今まで無料で受診が可能であった肺がん検診、大腸がん検診に加え、令和5年度より乳がん検診、子宮頸がん検診、胃エックス線検診も無償化したところがございます。また、7月からのがん検診等ウェブ予約システム導入により、受診控えをされていた方に加え、新規受診者の増加を促し、受診率の向上につなげたいと考えております。

次に、タピオステーションの活動支援につきましては、コロナ禍において外出自粛による高齢者のフレイルの進行を懸念しておりました。具体的には、令和2年度、3年度はタピオステーションの新規立ち上げ地区がゼロ件であり、高齢者の参加実人数も令和元年度は747人であったものが令和2年度は444人と減少いたしました。そこで、令和4年度より新規立ち上げの促進とフレイル予防のPRを行うため、タピオステーション未実施の地区に対して出前講座を開催し、新たに2地区のタピオステーションが立ち上がったところがございます。令和5年度も、既存地区への継続支援とともに、引き続き出前講座の実施により、積極的にフレイル予防の啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

そしたら、もう全部一括で聞きたいと思うんで、2 点目の商工農業分野について、すみません。  
議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、2 項目めの商工農業分野についてご答弁申し上げます。

本町では、産業部門における施策実施のための指針として、コロナ禍の最中である令和3年3月に第3次熊取町産業振興ビジョン、令和4年3月にその取組方針である産業振興アクションプログラムを作成いたしました。策定に際しましては、コロナ禍という情勢を反映し、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組項目も掲げるとともに、産業活性化基金を活用した補助メニューも大幅に拡充し、営業活動を含めた周知に取り組んでまいりました。創業支援事業など一定の成果はあるものの、やはりコロナ禍による事業活動の鈍化は否めず、新規事業の展開等の難しさを感じているところです。

今後におきましては、社会経済活動がコロナ禍前に戻りつつあるこのタイミングを逃さず、いま一度補助制度の周知を含め営業活動に努め、産業振興アクションプログラムの目標達成に向け遅れることのないようしっかりと取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）生活・地域コミュニティ分野でお願いします。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の3 点目、生活・地域コミュニティ分野につきまして答弁申し上げます。

答弁につきましては、地域コミュニティの中心を担っていただいております区・自治会における地域コミュニティというそういった前提での答弁とさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

昨日の多和本議員のご質問でも答弁申し上げましたように、この3 年間に及ぶコロナ禍におきましては、会議やイベントなど様々な自治会活動、地域コミュニティ活動の自粛が余儀なくされ、役員の皆様におかれましては自治会運営に大変苦慮されていたことを確認してございます。

そのような中、町といたしましては、コロナ禍において区・自治会が感染対策にご留意いただきながら地域コミュニティを維持できるように、書面会議やLINEなどを活用した連絡体制のご案内やご相談など個別に丁寧に対応してまいりました。そして、3 年の歳月を経て、いよいよ先月8日に感染症法の位置づけが5 類となり、現在、各区・自治会によるイベント等のコミュニティ活動が再開され始めております。

文野議員ご質問の早急な対応につきましては、コロナ禍以前の生活に戻すべく、今後、各地区の自主的な自治会運営、地域コミュニティ活動が再開される中、引き続き各地区からのご相談などがございましたら、地域コミュニティ活動の再活性化に向け丁寧に支援してまいりたいと考えております。

また、区・自治会の方のほうからは、コロナが明けたからといって行政からコロナ前のスピードで依頼されても、この3 年間で途切れていた自治会側のコミュニティ体制が整うまで、その実情に応じて緩やかにお願いしたいという声もいただいております。行政としましては、区・自治会のスピード感に合わせ、負担のかからないようにという姿勢も念頭に置きながら丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）それでは、4 点目で子ども、学校教育分野でお願いいたします。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、コロナ禍後の施策の子ども分野について答弁させていただきます。

ます。

新型コロナウイルス感染症が発生した当時のことを振り返りますと、感染が拡大した令和2年4月から5月にかけての最初の緊急事態宣言発令期間中は、乳幼児健診をはじめ各種相談事業など母子保健に関する事業、また、すこやかの一むでの教室やNPOへの委託事業など子育て支援に関連する事業の大部分を延期あるいは中止せざるを得ませんでした。しかしながら、この緊急事態宣言の解除後は、例えば乳幼児健診では子どもの動線の見直しや少人数ごとの受付方法の導入などを行い、その他の事業におきましても感染予防対策等に工夫をして、できるだけ子ども・子育て世帯への支援を実施できる方向で対応してきたところでございます。

また、保育所や認定こども園などの対応につきましては、コロナ禍におきましても国から原則開所の方針が示され、保育所等の運営につきましては、コロナ禍によって様々な制約を受けつつも創意工夫によって事業の通常実施を行ってきたほか、夏祭りや運動会、生活発表会、卒園式などにつきましても感染対策の徹底を図りながら、参加者等の制限や入替え制など開催方法を工夫することで、できるだけ例年どおりの事業実施となるように努めてきたところでございます。

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、様々な子ども・子育てに関わる施策について、基本的な感染症対策はしっかり講じた上で、元のとおりに戻すべきもの、またコロナ禍の中での工夫で今後に生かすべきものを適切に組み合わせて、よりよい方法で食育に関する事業や子どもの交流の場の創出など、コロナ禍の中で制約を受けていた子どもたちの育ちを支える取組をしっかり行ってまいりたいと考えております。

子ども・子育てに関わる事業につきましては、今後も国・府の動向、感染状況を踏まえた中で、事業を停滞させることのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、学校教育分野におけるコロナ禍後に早急に対策を講じる必要のある取組についてのご質問にご答弁させていただきます。

学校におきましては、コロナウイルス感染防止のため、運動会や文化発表会、音楽発表会等多くの人が集まる行事や、修学旅行や遠足等不特定多数の人と接触する可能性のある行事等に影響がありました。しかしながら、コロナだからできないではなく、取組の効果や価値を踏まえ、コロナ禍でできる方法を検討し実施しました。運動会や体育大会では、種目を精査し午前中に開催するとともに、保護者には学年別に参観していただく方法を取りました。文化発表会や音楽発表会は、事前にビデオ撮影しオンラインで開催いたしました。さらに修学旅行や遠足につきましては、行き先や宿泊日数を変更したり、バスの台数を増やし1台当たりの人数を減らしたりするなど、密を避けて感染防止対策を行った上で実施しました。このようにコロナウイルス感染症による行動制限や活動の制約はありましたが、工夫しながら教育効果の上がる方法を考え、取組を進めてまいりました。

したがって、今後コロナの影響により早急に対応しなければならないということはございません。コロナ禍を経験することで、行事そのものの意味や教育効果を考えるよい機会になったと考えております。今後も、児童・生徒のよりよい成長のため学校教育の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょっと異例な聞き方をしてしまっただけでご苦勞をかけたけれども、本当にありがとうございました。

それと同時に、やはり皆さん方、行政のプロとして、ちゃんとやることはやっただけでいいし、答えを聞いて、いやこんなことせなあかんの違うんかとかいうようなことをちょっと夜中考えたりしていたんですけれど、そのこともほぼないです。聞くだけではなくて、皆さん方が答弁だけではなくて、だからこうしていますという形で、もうそれを踏まえた上で先へ向かった土台をこの

3年間もつくって、種をまいてくれたなというふうに思っています。本当に心強い答弁でした。

これをなぜ入れたかという、我々というか、皆さん方行政ですから年度年度で予算をやって、それはこういう部局からこういうことをしたい、今はこういう対策をしたい、ここまでの受診が無料やったのをもうちょっと拡大したい、そういったことを財政当局と各部の皆さん方が折衝して積み上げて、そして我々議会の中に、今年度の予算ですよというような形で積み上げたものを我々は聞かせていただいて可決するというのが皆さん方との議会の関係やというふうに思うんですが、そういう状況の中で、単年度で済む問題だけではなくて、行政やからもう毎日動いています。3月31日、4月1日で年度は替わるけれど、住民の皆さん方の生活はいつも変われへんわけで、何事もなく365日、また次いけたらよかったんやけれど、この3年間で本当に会うこともできない、会議を集めても住民の皆さん方とのコミュニティを、特に区長会とか本当に皆さん一生懸命にやっていたいて、平日の昼間に集まっていたいて、行政の皆さん方からはお願いをし、また自治会の問題を聞いていただいたり、そういうそれぞれの分野で住民の方がボランティア精神の下で熊取行政、またあるいは子どもや住民の方や高齢者の方のために日々やっていたいてるのが本当にこの熊取町なんです。

そういう中で、こういう施策についてうちの部は3年計画、5年計画、10年計画でこういうふうここに到達点を持っていきます、そのための今年はこの予算ですよというような形で提示させていただくわけですよ、僕らはね。見させていただくんだけど、それがこの3年間、動けなかった、使えなかった、集まって予算を使うつもりができなかった、そういう形がもう積み上がって3年、実はなっているんですね。ですから、何年計画の中で効果額というのがよく数字でこの頃表さないかということ、僕らにも提示をしてくれるんですけども、それが本当に必要な事業やったんですかということが、平常時であれば5年かけてここまでやって到達点はこれですかということは、僕らも逆におかしいなと思ったら質問させていただいて、どこが悪かった、こうと違うのかということが議会の中でやり取りができるわけなんです。

ところが、この3年間、もう皆さん方も僕らも動けなかった状況の中で、そやけどその計画というのは、5年後にここまで来る、3年後にここまで来る、10年後にここまで熊取町の状況は来てるんやということを、その時点では大事なことから決め事としてやっているんですね。ですから僕、今回、コロナ禍が終わりました、3年終わりました。今の時点で何が遅れているか、それをどう各担当の皆さん方がどう考えているかということ聞かせていただいて、その結果が出る年度のときに、いやそこまでいきませんでしたけれど、それはあのときのコロナがあったからなんですよということが、それは言いたい気持ちは分かるけれど、そやけどそんなの全国どこも皆そうやでということで返したくないんで、ですから今日、本当にコロナ禍が明けてすぐのこの議会の中で、ぜひ各こういう仕事ごとに分けさせていただいた皆さん方の心意気というか、その部の皆さん方の仕事の捉え方というのが本当に聞きたかったんです。

結果は、聞いてよかったなと思っています。皆さん方であれば、本当にこの3年間の動けなかった、執行できなかった、だから今問題点をこう把握しています、でもこれからこうしていきますという言葉でお答えいただいたんで、その到達点はぶれることなく、これからさらに忙しくはなると思うんですが、知恵を利かしながら議会にもいろいろそういうたびに問題提起をさせていただいて、僕らは僕らでそれを判断させていただくという機会をいただいて、お互い切磋琢磨してやっていけたらなというふうに思っております。

本当に、そういう先ほどの台風崩れの豪雨が来るという状況の中で質問させていただいて、仕事をつくってしまったんですけども、それについては申し訳なかったと思っているんですが、この時点で皆さん方と僕自身、気持ち合わせができたことについては非常に光栄に思っているし、お互いエールを送りたいなというふうに思っていますので、しっかり健康に留意して、大変ですけどもコロナ禍をもう一度立ち上がって、住民のためにお互いの立場でやっていけたらなというふうに思っております。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時46分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢野議員。

8番（矢野正憲君）それでは、河合議長よりお許しをいただきましたので、6月議会の矢野正憲の一般質問をさせていただきます。

自転車のヘルメット購入の補助の導入というふうな形で質問させていただきます。

道路交通法の改正により、4月1日より自転車に乗るときのヘルメット着用が年齢を問わず努力義務となっております。努力義務であるため、着用の有無は利用者の意思に委ねられるものの、事故の際に命を守る手段としてヘルメットの着用は重要であろうかと思えます。

私自身も自転車に乗る機会が多いわけですが、自転車を利用している中でヘルメット着用をしている人はまだまだ少ない、このように感じております。民間団体の調べによると、自転車の利用者のヘルメット着用率は全国平均で約11%にとどまるようでございます。

ヘルメットの着用率アップに向けた取組として、ヘルメットの購入費を補助している自治体もございます。命を守る手段として自転車ヘルメットを定着させるためにも補助制度の導入を考えたらいかがでしょうかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の1点目、自転車ヘルメット購入補助の導入について答弁申し上げます。

二見議員ご質問の答弁と重複いたしますが、自転車乗車時のヘルメット着用につきましては、道路交通法の改正により、これまでの13歳未満の子どもが対象であったものが令和5年4月1日から全ての自転車利用者を対象として努力義務とされたところです。

警視庁の資料では、ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しており、また、ヘルメットの非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍も高くなっているとされております。自転車事故による被害を軽減するためにはヘルメットを着用し頭部を守ることが大変重要であると認識しており、自転車を利用する全ての方にヘルメットを着用していただきたいというふうに考えてございます。

議員ご提案のヘルメット購入補助の導入につきましては、昨日の二見議員ご質問に対するやり取り、同様のご質問を矢野議員からも今回いただき、助成、補助について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。助成についてはやるというような答弁でほぼほぼいいんですね。そういうふうに認識させていただきますよ。

昨日の2番目の二見議員のほうからの質問では慎重にというような答弁であって、田中圭介議員のときには慎重に前向きにというような答弁であって、今回、私が3番目に立ったときの答弁というのはもう積極的にやるというような、そういうふうな答弁でよろしいんですかね。その辺、ちょっと申し訳ございませんが再度確認させてもらえますか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）すみません。慎重に前向きに検討させていただきます。既に昨日ご質問を頂戴してから、制度前にも確認はさせていただいたところですが、昨日の状況で新たにまた他の

市町村の状況を確認させていただいて、それらを踏まえて慎重に前向きに検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 今回この質問を選んだ理由として、今年の4月というのが我々の選挙の改選であって、その中で自転車に乗るような機会もあったわけですね。そのときに、この4月1日から努力義務という形でヘルメットをかぶらないといけないというような状況がありました。いろんな販売店へ行っても品薄になっておったような状況も確かにあったわけですね。道路交通法の改正をこの4月1日にやったというのは、統一地方選挙をする我々議員サイドに、こういうふうなメッセージがある程度送るようなことも狙い的にはあったのかなというふうに思っているんです。そういうふうなことがあって今回、ヘルメットの着用についていろいろ調べたら、やっぱり大阪府下で、答弁もありましたように、ヘルメットを着用しないがために頭部損傷で亡くなる方も多くて、昨日の二見議員の答弁の中では、全国が17.5%で大阪府が28.1%とかというふうな答弁がありましたよね。だから、大阪府で自転車の事故を起こして亡くなっている方というのは10%ぐらい全国平均と比べても高いわけなので、ここはやはり是正をしていかないといけない部分ですよ。

そういうふうなこともあって、9つの市町村がやっていますけれども、ここもいろいろ調べると、泉州地域で5つ、北摂で3つ、河内で1つぐらいされていましてけれど、いつから始めているんやというたらまあまあ古いんですよ。平成10何年とかというふうな頃からやっておるから、昨日の答弁を聞いていても、幼児にしか渡しませんよ、65歳以上しか渡しませんよというのは法改正してからの、こっち側でつくられていないから古いんだと僕は考えていまして、高石市であるとか豊中市が法改正をされてからの整備をされているというふうに感じているので、その辺はやはりちょっとまねをしてもいいのかなというふうには思っています。

ヘルメットの着用ですけど、予算額でも大体300人ぐらいで60万円程度の予算を上げていて、決算額を見ても30万円を使っているか20万円程度で終わっているのかというふうな感じじゃないですか、調べたら。皆さん調べてはるというふうなことやったんで。だったら、熊取町でもこれはやってもいいのかなというふうに個人的には思っているんですよ。法改正の趣旨にも合うと思いますし、命を守らないといけないというふうなことで。その辺を加味して、慎重にはいいけれど、前向きにもするんでしょう。それはどっちやねんというような話にもなるんで、その辺はどう考えてはるんですか。慎重にというのはどれぐらい、3か月のスパン、半年、1年も2年もかけるんですか。その辺どうなんですかね。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） まず、この場での答弁となりますので、交通安全部局としてはヘルメットの助成といいますのは、答弁でもご説明させていただきましたが、ヘルメット着用の一助になるうかと考えております。ですので、周りの市町村の状況を考えて慎重に前向きに、この後、また町長、副町長、うちの町の方針として決定していく必要がございますので、そういう形で前向きに進めていきたいという考えはございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 何となく分かったような分からんような、だけど分かったような感じですかね。

だけど、43の大阪府下の市町村の中で9つが今やっているというふうなことやけれど、さっき言うたように、今回の法改正がされてからやっているんじゃないかと思っててもっと前からやっているわけでしょう。だから、その対象が幼児であるとか13歳未満であるからそういうふうな形になっているだけであって、65歳以上というのは摂津市なんかそうでしたかね。65歳以上で、議員にお尋ねしたら、これは免許の自主返納したときの支援策やと。それがたまたま今年の4月からヘルメットをとというふうな話になったんで、そういうふうな形に変えましたというふうなこともあったんで、だから、



熊取町がつくるときは、やはり法改正の趣旨に合うように、対象者というのはもう小さい子からお年寄りまで自転車に乗る人全員ですから、そういったこともやっぱり考えてほしいですし、そういったこともとっとと決めていただいて、予算を上げていただいて、9月議会にこういったことをやりますというぐらいのスピード感を持ってやってほしいなというのは個人的には持っているんです。10月1日ぐらいからやりますみたいな。この4月1日が施行ですから、ちょうど半年たってでしょう。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）ヘルメットの補助制度につきましては、現在、担当のほうからご答弁させていただいたように、近隣の市町の事案も研究しながら今もうまさに制度の構築をやっているところでございます。できる限り速やかに実施に移したいというふうに考えておりまして、先ほど議員のほうから予算という話があったんですが、そんなに大きい予算としないことを考えますと、補正予算を計上させていただいてというよりも、スピード感を持つ意味では現予算の流用でできないかなということも考えております。その点、この場でご了解いただけたら、補正ということになると議会議会のタイミングでということになりますので、それよりも現予算の流用でさせていただくのが一番早いと。できれば7月号広報で申込みを実施したいというふうに考えておりますが、ちょっと担当のほうに聞いたら、7月号広報の原稿はもう完全に出来上がっておりまして、そしたら8月なのかという話になりますけれども、それもこれも含めて、できる限り速やかに実施のほうに移していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。しっかりやっていただきたいなというふうに思います。

全国平均でヘルメットをかぶっているのが11%と僕、ここに書いてありますが、熊取町というか、熊取町の職員も自転車に乗っている方はそれなりにおられますよね。職員とかはどんな感じなんですか。幹部職員の皆さん、朝とか挨拶とかでされておられるから、その辺は僕らよりも皆さんよく分かっておられるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）職員に対しましても、法改正に伴いまして2月に職員向けにヘルメットを通勤の際には必ずかぶるよということでの周知は行ってございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。いろんな形で制度をつくるときに、特に努力義務なんていうふうなやつがあったときというのは、見ていると公務員の皆さんから徐々に普及させるようなこともあったりするのかなというふうな感じは受けているんですが、その中でも2月の頃からヘルメットをかぶってくださいねというふうな話にはなっているんですね。分かりました。

それで、例えばいろんな制度をつくるときに、熊取町の中にある事業者にお勤めされている皆さんとかいろいろあつたりしますよね、対象者を決めるときに。それはもう完全に自己負担でという形ですか。町の職員の場合ですよ。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）自己負担でということ、特に公費を渡してということはないです。自己負担で購入いただくということが大前提でございます。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。大体自転車に乗られている方はもうほぼほぼされているというふうな形ですね。その中で、こういうふうな半額の補助とかというふうな制度が今出ているじゃないですか。不満とかというふうな行為というのはないんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ぶっちゃけ、購入している人はもう少しというのは思うところはあるかも分か

りませんけれど、それは今後、どういうふうな形でその補助金を設計するかにもよるんですけれども、基本的には遡って職員に対して公費で補助金をするというのは、現時点では考えてはございません。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。

これから制度設計するに当たって、例えば熊取町の町民だけじゃなくて、熊取町に事業所があるようなところで働いているような人も僕は対象に入れてもいいと思うんです。もう一つ言ったら、熊取町内の大学とか高校とかで勉強されているようなところにも、その人たちにも対象を広げてもいいのかなと個人的には思っているんですよ。というのが、そういったことをやるのがやはりヘルメットの着用が習慣化するとか、それが定着するというふうなことになるんだと思います。ちょっと何か皆さんの顔を見ていると、欲張りなことを言うているのかなというふうに認識はしているんですが、その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） 先ほど副町長のほうから、制度の導入については前向きに取り組んでいくということで、我々これから検討していくんですけれども、制度の内容については、議員おっしゃるように、どこまで広げるかというところは慎重に検討させていただけたらというふうに考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 私のほうから1点だけ、この6月議会で各市町ともに同様のテーマで議論がなされていると伺っております。まずはその様子も見なければならぬというのはあるんですが、やっぱりあまり広げると、先ほどの予算の話じゃないですが、大きくなってフットワークがかえって鈍くなるということもありますし、まずはスタートは住民対象で、できるだけ早い時期に動けるようにという形でどうかなというふうに今の時点では考えておるところです。ただ、状況はちょっと見させてもらいたいなというところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。隗より始めよなんで、取りあえずは町民対象にというふうなことですね。分かりました。

今回、統一地方選挙で自転車に乗るような機会が多くて、皆さん乗られる方、何人かおられるじゃないですか。だから、4月1日に法改正したというのは、多分我々についてもやはりそういうふうなことをやっているというのを分からすための効果もあったんだと思います。そういった意味があるんで、統一地方選挙を経験したところなんかというたら我々のような、熊取町議会でも3人が同じようなテーマで質問しているわけやから、ほかのところでもやはりこういうような質問をされるというのが自然な動きなのかなとは思っていますので、この辺についてはしっかりとやってほしいなというふうに思います。

ヘルメットの着用というのは、さっきも言いましたけれど、習慣化するぐらいまで徹底してやったほうがいいのかなというふうに思います。今まで幼児であったりとか13歳以下であったりとかというふうな形で、13歳以下であれば中学校へ行ったら自転車で通う子らも出てくるから、ある程度ヘルメットは着用するだろうなというふうなことをちょっと思ったりするんですけれども、今回、自転車に乗られる方の全世代ですから、この人たちにもヘルメットの着用が習慣化されるような、それぐらいのことを定着するようなことを目指してほしいですけど、その辺についてはどうですかね。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） ヘルメット着用の補助とは別ですけども、昨日も答弁させていただき

ましたが、あらゆる機会、小・中学校への交通安全教室の機会であったり学校教育の場での資料配付、それから駅の自由通路でもヘルメット着用を空きの広告掲示板に掲示させていただいたり、特に学生の通行の多い南側階段等にそういう掲示スペースを貼らせていただいて周知に努めているというところ。もちろんホームページでもその辺は周知させていただいているというところ。以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。取りあえずは制度をつくってやりますよというふうなことで、あと問題はしっかりと着用してもらおうというふうなところですね。松原市とかの話を知っていると、当初平成28年につくったそうです。そのときは300人ぐらいの対象でと。だけど全くもって申請が上がらなくて、長生会の皆さんとかにお願いして1,000人ぐらいがどっと申請をされたというのは聞いているんですが、そのときにヘルメット着用されているのと聞いたら、それはそれでやっぱり言葉は濁されましたから、その辺がちょっとこれからの課題にはなるんでしょうけれども、やっぱり道路交通法の改正を契機にしてその辺も踏まえてやってほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思っています。

その辺のことが、2番なんです、自転車は道交法上軽車両という形に定められているんですね。車道の左側走行が原則となっていると。飲酒運転も駄目ですし、携帯電話を操作しながらの運転も駄目ですよというふうな形になっております。だけど、いろいろ見ていると特に信号無視というのも多かったですんで、守られてないようなケースを目にすることもあります。

ヘルメット着用と同時に進めないといけないのが交通ルールの遵守、それから安全走行に対する意識を高める取組、環境整備というんでしょうか、この辺についての熊取町の考えとか、あとは警察との連携ですよ。この辺はどないなっているんですかね。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） ご質問2点目の交通ルールの順守や安全走行に対する意識を高める取組みについての熊取町の考えや警察との連携について答弁申し上げます。

交通ルールの遵守や安全走行に対する意識を高める取組につきましては、自治会連合会、こども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会、町内3大学、熊取町教育委員会等の代表者で構成する熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部を設置し、情報共有や協議等を行うことはもちろん、その活動の一環として、同本部の構成員でもある泉佐野警察とも連携の上、町内全ての町立小・中学校、町立保育所、幼稚園、民間保育園におきまして毎年、施設ごとに交通安全教室を、春・秋の全国交通安全運動期間前には自動車等安全運転講習会、さらに運動期間中には交通安全街頭キャンペーンや町内商業施設での自転車安全指導などを実施しているところでございます。

また、浪商学園・泉佐野警察・町の三者で構成するマナーアップ作戦連絡会におきましては、定期的に会議を開催し情報共有を図るとともに、マナーアップキャンペーンとして、大阪体育大学や浪商学園の朝の通学時間帯において、年に数回、府道泉佐野打田線で交通安全街頭指導を実施し、交通事故、交通違反防止に努めているところです。その他、ホームページや駅自由通路の広告枠を活用したポスター掲示などで交通ルール啓発を行っているところでございます。

町といたしましては、泉佐野警察と連携の下、これらの取組を継続することにより、交通ルールの遵守や安全走行に対する意識の向上につなげたいと考えているところでございます。

今後におきましても、引き続き交通安全対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） ありがとうございます。

昨日、田中圭介議員とのやり取りの中で、熊取町の自転車の事故という発生率が低いというような答弁があったじゃないですか。1,000人に対して0.8件とか何かありましたよね。これは、熊取町の中での事故の発生率が低いというのは、やっぱりそれなりにマナーがいいというふうな、そ

った解釈なんですかね。その辺はどうなのでしょう。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） こういう活動の成果というふうにも考えてございます。泉佐野管内の直近の事故の件数、これは年々、確かに亡くなった方というところであればヘルメット着用率というところから出るのですけれども、先日公表されました交通白書の中では、自転車に特化した泉佐野管内の交通事故ですが、平成29年には192件、30年には160件、元年で129件、2年で119件、3年で113件、4年で100件と確実に年々下がってきているという数字としては表れてございます。ただし、不幸にしてなお亡くなりになられた方もいらっしゃるというのは事実でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。

安全利用の五則があるんですか。5つの何かそういったやつがあるんですか、調べていると。自転車は車道の左側を走行するのが1つで、信号とか一時停止を守ってくださいよというのが2つ目で、夜になったらライトをつけてくださいねが3つ目で、4つ目は飲酒運転は禁止ですよというふうなやつがあって、5つ目がヘルメットの着用というふうなやつが安全利用の五則と言われるやつなんですかね。そういったことがある中で、いろいろと遵守をしてもらわないといけない中のいろいろやっておるから熊取町は事故としては少ないんだというような答弁であったんですが、あと、安全走行に対する意識を高める取組ですよね。質問をしているんですが、この中で特に環境整備ですよね。昨日聞いていると基準が何かよく分からんような、例えば僕と田中圭介議員は今、自転車に乗りながらいろんな活動をやっている中で、歩道に標識があって、自転車と歩くのがオーケーやというのがあったらそこは歩道を通行するというふうな形なんですけど、昨日の話聞いてみると、外環は全て歩道の走行はオーケーだというふうな答弁がありましたよね。この辺、これはやっぱりあれですか。泉佐野市、熊取町、貝塚市、岸和田市、それから和泉市とか広域にまたがるような大きな国道であるから、基準として歩道を自転車が通るのがオーケーとかというふうなそういった基準というのが決められているんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）原則、自転車は車道の左側走行というところがありますが、議員おっしゃるように車道の交通量が多い場合、歩道を自転車が上って安全に走行してもいいという路線が熊取町内におきましては大阪外環状線、それと府道泉佐野打田線の大久保東交差点から青池橋交差点までの間となっております。その辺は、交通量等を鑑みて車道を走ることによって危険を感じる場合は歩道に上がってもいいという状況です。

一般の歩道についても、児童であったり高齢者については歩道を走行することが可能となっております、自転車において。一定そういう規制をして、自転車は本来車道であります、安全走行が必要な道路では歩道に上がってもいいという規制をされておるところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）外環は広域道路だから、国道だから、そこは歩道は全然オーケーですよ、第二阪和も同じでいいですよ、大阪府道30号や13号線も広域道路だからそこは歩道を通っていいですよという感じ、分かりやすい基準だったらいいですけど、例えば熊取町は外環と府道泉佐野打田線は歩道の上を通ってもええということでしょう、熊取町内は。だけど、外環をずっと行ったら泉佐野市もあれば貝塚市も行くわけで、そこは全然大丈夫なんですか。それはもう各自治体によってオーケーなのかバツなのかというのは定められているんですか。どんなになっているんですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）これは自治体が定めるものではなくて、警察のほうで規制として定めて

おるといところです。昨日の田中圭介議員の中でも、自転車通行可の歩道の標識が間でないという指摘も頂戴して泉佐野警察のほうに確認させていただいたところ、起点、終点であるとか大きい交差点と合流する乗り口というんですか、ですの間には設置するものではなくて、規制の端、端でつけるというように聞いてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 起点と終点でという話なんですよ。そやから、外環で言うたら大久保西の交差点、あの辺からずっと上のほうは、もう要は起点がそこになっていて、終点がもっと奥のほうやから途中で標識がなくてもというふうなことの答弁だと思いますけれど、一般人にしたらめっちゃくちゃ分かりにくいですよ。僕らが活動する中でも、ここは標識あるから行けるな、標識ないさかいに車道を走れよというような感じになっているんで、その辺の分かりやすさということを一般人の皆さんにも分かるようなことというのは、それは熊取町ではできないんですか。やっぱり大阪府の事業になるんですか。その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） 規制につきましては、所轄警察ではなくて大阪府警、まず。それからあと、町で何かできないかというところで、昨日の田中圭介議員の答弁とかぶりますが、町のほうで啓発的な看板を効果的に設置できないかなというところは昨日の答弁以降考えてございますので、町ではそういう自転車は歩道はゆっくり、例えば車道を走る場合は車道の左側を走行してくださいというような啓発看板の設置はしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） それは、もうやっぱり看板だけしか今考えておられないんですか。例えば昨日の話によると、ほかのところであれば自転車道は青いラインとかというのがありますよね。熊取町でも、例えば緑の路側帯があったりだとか、大きな交差点には赤色の交差点で分かりやすくとかされているじゃないですか。そういった、ここは自転車は通って分かるんですよ、歩道の右側、車道側にそういう青いラインが入っているという、そういったことというのはできないんですか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） まず、熊取町の道路部署でそういうグリーンの歩行者通行帯をするにしても、国費を活用したことを主にさせていただいています。そうする状況をつくるためには、緑のグリーンベルトの場合は通学路等交通安全プログラムに位置づけていく、地域の皆さん、警察、道路管理者が集まった中で計画策定していくことによって、補助採択を受けて事業実施していております。青色の自転車通行帯の整備に関しましても、そういう計画への位置づけが必要となりまして、今、現大阪府の計画にのせていただく必要がございます。今、現計画にのっておりますので次期計画に、昨日も答弁させていただきましたが、のせていくような方向で協議を進めたいというふうに考えております。

その中で、現計画になぜのってないかといいますのが、国から通達された自転車ネットワーク計画が必要となる判断の目安として、自転車事故の多さの指標であったり自転車分担率、移動手段としての自転車がどれぐらいの割合であったりという率がございます、指標として。その中で、当時計画策定する際に熊取町はその数字が事故の率も低く、自転車での移動の分担率も低く、その計画にのらなかったというところがございますが、次期計画、この改定に合わせて何とか大阪府のネットワーク計画にのせていただくような働きかけを今後していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 計画立案のときは、要は熊取町は言うたら優秀だからその立案にのせる必要がなかったというのは、そういうふうな考えだったんですね。要は、大阪府下で言うたらほかのところに

危ないところがたくさんあるからというような感じだったんですかね、平たく言うたら。

議長（河合弘樹君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 一言だけ、のせられなかったと言ったほうがいいですかね。数値が低いから、我々としてはのせたい部分はあったが、どうしても順位が低いですよというようなところも現実的にはあったかと。それから10年程度たってきておるといことも含めて、次期計画では我々、昨日も議論ございましたが、府道泉佐野打田線なんかは非常に自転車がたくさん通っていかれる。府警のほうも、昨日おっしゃっていただいた自転車指導啓発重点地区・路線というふうにさせていただいておるといところも含めて、何とか我々、のせられるように頑張っていきたいといところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 昨日答弁があったから、ちょっと非常に皆さんには悪いなと思いはながらなんですよ。けど、昨日うちの会派の田中圭介議員のほうから、自転車指導啓発の重点地区と路線と今、部長が言うてくれたやつが、これは大阪府から指定されているんですか。泉佐野署から指定されているんですか。その辺の違いがあるからのらないといことですか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） すみません。重点啓発路線につきましては府警本部のほうで選定された重点啓発していこうという路線で、今後、それは4年に制定されたようで、これから所轄のほうで何ができるかといところを検討していくといふうに聞いてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） ほんまにごめんなさいね。

昨日の話によると、計画を立案するのは平成27年から令和7年とおっしゃっていましたやんか。この10年間ですといふうな話の中で、今、白川理事の答弁は、大阪府警がといふうなことになったら、それは大阪府が選んでくれているといふうなことではないんですか。その辺はまた違うんですかね。ちょっとその辺、説明していただけますか。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） すみません。説明不足で申し訳ございません。

今、重点路線と自転車のネットワーク計画というのは全く別物でございます。事業者が立てるネットワーク計画、それは青色のブルーの自転車レーンをつける、大阪府が優先順位をつけて、どこでネットワークを図って自転車の通行帯を明確にするかといのは、これは事業者、大阪府がつくるのがネットワーク計画でございます。

それと私、すみません。重点区域につきましては、安全対策を図っていこうと、規制強化をしていこうとい、それは大阪府警察本部の事業となっておりますので、ちょっとすみません、説明がばらばらになりましたが、ブルーのラインを引こうとするネットワークと重点計画で安全啓発をしていこうとい取組は別物となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） 分かりました。

大阪府大阪府と言っているのは、僕自身も警察も大阪府なんで、だからそういうふうな認識をしていたんですけれども、ブルーラインを引くのは大阪府の事業であって、注意喚起をするような重点地区とか路線といのは、これはもう警察のほうにされるといふうなことなんです。熊取町は、大阪府の自転車ネットワークのほうに選ばれていないといふうなことなんです。分かりました。

けど、そういうふうな形で自転車を多く使うような路線といのがあるじゃないですか。その

辺についてやはり入れてもらうようなことはちょっとやっつけていかないと、何ぼ歩道が広くてそこを自転車通行可能ですよやったらいいけれども、朝代に抜ける道というのはなかなかあれですよ。歩道自体が狭いから、そこを歩道を自転車で通ってもらっても構いませんよと言うてもなかなかしんどいですよ。その辺、車道のほうにそういったブルーのラインを引くようなことというのはやっぱり必要なのかなとは思いますが、その辺は認識が一緒なんですかね。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）矢野議員、それから田中圭介議員のご質問で今回、自転車ネットワーク計画について改めて認識したところで、当時この計画、平成28年に大阪府のほうで立てられた際には、先ほど私申し上げた指標、自転車の事故率の低さ、それと分担率の低さによってその計画に上げることができなかったという情報で、我々もそこは認識をしておったんですけども、確かに特定の路線では非常に自転車交通量も多く、学生も通られている路線もございますので、そういう切り口で何とか大阪府のほうにもこの計画にのせていただくような形で、今後働きかけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）分かりました。

もう一つちょっとお尋ねするんです。さっき言うた熊取町がやっている路側帯のグリーンのやつですよ。あとは大きな交差点に赤い交差点、やっているじゃないですか。これは熊取町でやっているわけでしょう。さっきの言うているブルーの線を引くというのは、熊取町でやりますから引きますというわけにいかないんですか。その辺はどうなんですか。令和7年というたらやはりまだ2年あるし、令和8年からというたら丸3年ぐらいあるから、その辺はちょっと考え方、熊取町で引けるのであれば熊取町でやるべきことじゃないんですかね。その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）町で交通安全対策部署として引くことも可能とは思いますが、全て予算は町費をもってすることとなります。まずは補助金を使っただいて設置すると。それと、まず自転車ネットワーク計画の策定をしなければ補助金はつきませんので、町において単独ですべて補助金が取れるのか、府道、大阪府管理の道路ですので、道路管理者が設置計画を策定して補助金を取っていただけるのかということはあるかと思いますが、その辺については、またこれから町で策定して設置補助金が取れるのであればそういうことも考えられるでしょうが、一般的には道路管理者が設置するというところがございます、大阪府のほうへお願いしていくという考えでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）それもよく分かります。分かった上でいろいろ聞いていると、やはりマナーが悪いとかというようなことも聞いたりしますので、そういった意味では、2年、3年待っているよりも、熊取町でやってあげるというのも一つの安全対策になるのかな、安全走行に対する意識を高めるようなやはり環境整備につながっていくのかなというふうに思っておりますので、その辺どれぐらいのお金がかかるのかとかちょっと検討はしてほしいですね。町費でもやるぐらいのはあっても僕はいいと思いますけど。この4月1日に道路交通法が改正されて、その改正された趣旨というのが命を守ろうというふうなことなんで、熊取町でも、幾つかの路線というのはやはり目配りをせないといけないところがあるわけでしょう。今、議論をやっているところというのはその一つに当たると思うんで、その辺はちょっと前向きに検討されてもいいのかなと思いますけど。その辺どうですかね。

議長（河合弘樹君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。

質問、もう一貫して今回は自転車の安全対策と、道交法改正を機にしたというところでございます。我々も思いとしては一緒でございます。ただ、議員先ほどおっしゃいましたように、一体どれぐらいの額がかかるのかによって話は全然変わってくるところがございますので、その辺はしっかりと中でたたいた上で検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）矢野議員。

8番（矢野正憲君）ヘルメットの助成の制度はやるというふうな形、もう少し待ってくださいというふうな形でスピード感を持ってやるようなことも聞きましたし、それはそれでありがたいなというふうに思います。同時に、熊取町の中での目配りせなあかんような路線というのは幾つかあるんで、そこは熊取町の単費ぐらいでもやってもいいのかなというふうには思います、選ばれるのにまだやっぱり2年、3年あるんであればね。というふうに思いますので、そういったことが相まって、やはり熊取町がこれまで以上に安全というような形の、自転車ルールを守っているというふうな形につながっていくのかなというふうに思いますので、その辺投げおきますので、検討していただいて、できる範囲からやっていただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

次に、石井議員。

4番（石井一彰君）皆さん、こんにちは。大阪維新の会の石井一彰と申します。

先般の統一地方選挙におきまして初当選させていただきました。町民を代表し、責務を果たしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

スポーツによる町の活性化についてお聞きします。

各種スポーツイベントや全国大会の開催について、①実績と今後の開催予定についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、スポーツによる町の活性化についての1点目、各種スポーツイベントや全国大会の開催の実績と今後の開催予定についてご答弁申し上げます。

令和4年度につきましては、これまでコロナで実施できなかったスポーツ事業が再開されることになりました。町内で実施されました各種スポーツイベントの実績でございますが、町民総合体育大会やくまとり太極拳フェスティバル、くまとりロードレースのほか、プロスポーツイベントとして11月にフットサルのプロリーグ、Fリーグのシュライカー大阪の試合が開催されました。

また、全国大会の実績といたしましては、各種競技団体がひまわりドームにおきましてスポーツエアロビック2022大阪オープン、全日本トランポリン競技ジュニア選手権大会が開催されました。また、令和5年度に入りまして、4月にJOCジュニアオリンピック太極拳の部や、全国大会ではございませんが、5月には第1回近畿トランポリン競技ジュニア選手権大会が既に実施されております。

次に、今後の開催予定でございますが、令和5年度は引き続き町民総合体育大会やくまとり太極拳フェスティバル、くまとりロードレースを実施するほか、6月以降も西日本や近畿レベルでのスポーツ大会が6大会実施される予定でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

スポーツは、自らやるスポーツはもちろん、トップアスリートの試合などを見て応援する楽しみ方や、イベント等の大会などのボランティアとして支える楽しみ方とかいろいろございます。いろ



んなイベントを開催するに当たり財政負担等あるとは思いますが、t o t oなどのスポーツ振興くじなどの助成金を使つてのアスリートを呼んだりするようなイベントを考えては、そういう予定はございませんでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）議員ご提案のt o t oを活用した助成金、これについてはいろんなスポーツイベントあるいは住民参加、見るスポーツとして例えば有名な方を招致するような方に対しての助成金かと思いますが、そういったものが活用できるタイミングであればもちろんそれは活用させていただきたいとは思いますが、それ以外でも、ひまわりドームの指定管理者とも連携しながら、いろんな魅力あるスポーツイベントというのをこれからも考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）私が調べたところによりますと、宝くじ社会貢献事業で宝くじスポーツフェア開催事業というのがありまして、サッカーやバレーボール、野球などのOBの派遣事業をやられています。そういった派遣事業は、地元のチームとの親善試合やジュニアなどの指導などで自治体の負担があまりないような状態でやる、そういった取組もごございます。ぜひ、いろんな大会、イベントを招致していただいて熊取町のスポーツの活性化を図っていただきたいと、そのように要望させていただきます。

続きまして、2つ目のスポーツ庁の「スポーツによる地域活性化推進事業」についてお聞きします。

この事業の補助金の利用実績及び今後の活用予定の有無をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、2点目のご質問についてご答弁申し上げます。

スポーツ庁の「スポーツによる地域活性化推進事業」につきましては、地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康増進及び交流人口の拡大に資する事業に要する費用の一部を国が補助し、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とした事業でございます。

本町としましては、これまで当該補助金の利用実績はございませんが、今後につきましては、他団体の事例を参考に、町内におけるスポーツ人口の拡大あるいは地域外からの誘客を増やすなど、スポーツを通じて地域の活性化が図れるよう補助金の活用について研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）提出させていただいている資料がございます。2ページ、お願いいたします。

これは、近隣自治体の大阪府阪南市で取り組まれている事業であります。スポーツ庁が出している振興補助金の運動・スポーツ習慣化促進事業というやつです。これ、交付決定金額963万5,000円、1ページに戻っていただいてもいいですか、資料の。これは医療機関と連携した新型コロナ重症化予防運動指導モデルというものになります。目的、高齢者や基礎疾患のある方の重症化予防対策のための運動習慣を身につけていただく、そういったことを目的とされた取組です。こちらは、本町では関西医療大学とか大阪体育大学とかございますので、そういったところと連携して、同じようなモデル、同じような取組が可能だと思いますので、ぜひ考えていただければなど、そのように思っております。

続きまして、2番、熊取町スポーツリーダーバンクについてお聞きいたします。

現在の登録者数とマッチングの実績についてお聞きします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、熊取町スポーツリーダーバンクについての1点目、現在の登録者数とマッチングの実績についてご答弁申し上げます。

スポーツリーダーバンクにつきましては、誰もがどこでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、住民からのスポーツ指導者の派遣要請に対して専門的な技術指導者の紹介を行うものでございます。現在の登録者数はソフトテニス、ソフトボール、太極拳、空手道など17人で、ここ数年は毎年1件の派遣を行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）登録者数が何人に対してマッチングが、今1件とおっしゃったんですかね。登録者数は何人になるんですかね。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）登録者数は17人でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）この制度ができてもう何年ぐらいになるのでしょうか。登録者数の推移というのを教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）熊取町スポーツリーダーバンクについては、平成15年から制度を立ち上げてございます。ここ10年近くの登録者数なんですけれども、平成20年頃は100名を超える登録者数がありました。その後、令和3年頃まで徐々に人数が増えていって、令和3年度で200名を超える登録者数がありましたが、登録されている方のうち、特に今後も登録者として活動の意向を示す方が実際のどのぐらいいらっしゃるかというのを丁寧に調査させていただいた結果、この令和4年について17名のご登録をいただいたという、そういう経過でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）私も、知っている資料では令和3年度280人ほどおられたというのがあったんですけど、今、令和4年度、丁寧に調査したら17人ということをお聞きしました。

まず、マッチング自体が1人ということで、やっぱりかなり低調だとは思いますが、今後どうしていくのかについてちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）2点目の今後の課題についてでございますが、利用者数や登録者数が増えていないということが課題となっております。地域のニーズに応じて、誰もが取り組める生涯スポーツ、健康づくりにつながるようしっかりとその原因というのを調査し、課題を整理し、対応を検討してまいりたいと思っております。また、広報やホームページ等の内容を分かりやすくするなど利用しやすいものにもしたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）いろいろ難しい問題がたくさんあるんだろうなというのは理解はしておるんですけども、ちょっと通告外の質問になってしまいます。もしお答えが可能でしたらよろしく願いいたします。

大阪府では、大阪の府立高校が今年度から、教員の働き方改革で、生徒数が減少している近隣の学校同士の部活動をペアとしてまとめて、土日、あと長期休業中の部活動を合同で行う、そういうことを実施されています。部活動大阪モデルというものなんですけど、これを熊取町の中学校でも実施は可能でしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校の件ですので私のほうから。

本町の今、3中学の部活動については、今現在、学校のほうでお伺いしていることで、人数が少なくなっていて部活動自身が廃止されたというか、幾つかは出ております。ただ、集団競技である

野球とかサッカー、そういうような競技について、今のところチーム編成ができないというふうな状況にはないということで、高等学校がされているような合同クラブというふうなものは考えてございません。

ただ、今後、先日の田中豊一議員のときにもご答弁させていただいたように、部活動以外のスポーツをしたいという児童・生徒が出てくるんで、そのあたりは今現在、生涯学習のほうで放課後に子どもたちを集めているようなスポーツを親しんでもらうという事業をしておりますので、その辺の中でそういうふうな多様なスポーツに親しんでいただけるというふうな機会はもうちょっと拡大していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）クラブ活動がなくなってしまうとかというのはやっぱり選択肢が減ってしまうということですので、ぜひ、そういったいろんな取組で子どもたちの選択肢を継続できるようにしていただければと思います。

熊取町は、大阪体育大学を含めて3つの大学があります。いろんなスポーツの人材であったり資源というのが恵まれている環境にありますので、昨日のいろんな方のご質問を聞いていても、理事者側の回答で、他市の先進事例を参考に調査していくというふうなお答えはたくさん聞いたんですが、本町の特徴を生かした形で、先進事例となるべく取組をぜひどんどん進めていただければなど、そのように思っております。

続きまして、3つ目、若者の定住促進の施策についてお聞きいたします。

大学の学生、先ほど申し上げました大阪体育大学や関西医療大学、観光大学の子どもたちが卒業後、地元に戻郷したり就職先近くに転居したりして本町から出ていってしまう、この現状に対して何か定住していただくような対応策はお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、質問の3点目、若者の定住促進の施策について答弁申し上げます。

まず、大学生が卒業後、本町から転出される現状については、総務省が公表した令和4年の住民基本台帳人口移動報告を見ますと、大学生を含む20から24歳の年齢層の社会増減が、転入者よりも転出者が上回る転出超過となっております。また、地方における当該年齢層の一般的な人口移動の傾向として、大学卒業後、都市部への就職等をきっかけにその地域を離れる傾向が強くなり、今後も都市部、とりわけ東京圏への一極集中の流れが続くと予測されております。

このような状況に一定の歯止めをかけるべく、当該年齢層を対象とした転入・定住促進を図ることを目的に、平成30年度から令和5年度までの6年間にわたり社宅誘致支援制度を実施し、対応策を講じているところでございます。この制度は、町内に従業員の居住を目的とした住宅を新たに取得した法人に対してその費用の一部を補助することにより、20から24歳を中心とした若年層の転入を促進するものです。

現在の社宅誘致制度をはじめとする転入・定住促進事業は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として取り組んでおり、今後、その3年間の成果分析と検証を行いながら、令和6年度以降の施策について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）今おっしゃられた施策についてはどうなんですか。効果はあったんでしょうか。それと、継続する予定なんですか、第4次プログラムでは。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現在の社宅誘致の分については、いろいろ営業をかけたりのしております。

関西空港の中である法人の取りまとめの窓口となっている関西エアポートとか、あと不動産業界、

商工会とかにも、こういう制度がありますのでご活用くださいと営業もかけたりもしているんですけども、結果、なかなか引き合いがないというか、問合せはあるんですけども、ちょっと制度的に一時的な短期雇用だったら駄目とか、基本的に正社員として長期に住んでもらえる方ということとかの条件を付していますので、問合せがあった中でも令和4年度で1件補助できたという状況でございます。

ご答弁の中でも申し上げたとおり、その他3世代近居とか転入・定住促進ということで5年度までの一定のパッケージで進めている分がありますので、その経過、その効果がどういう状況であるのかというのを含めて、令和4年度からの新しい転入・定住促進策の検討の中で改めてまたどういう形がいいのかというのは考えていきたいと思えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

資料の3ページになります。

こちらは大阪府の松原市がやられている事業になります。新社会人・新入学生を対象にした応援補助金、これは、松原市のほうも同じように人口減少・少子高齢化対策として、定住促進を図るための市内の民間賃貸住宅に入居する新社会人や新入学生に対して応援補助金を交付するというものになります。下段のほう見ていただくと補助額、性別によって分かれておるんですが、男性の場合は年間18万円、女性の場合は21万円ですか。住民票を松原市に移すことを条件の下で出すというようなものになっております。

やはり卒業生、最初給料もなかなか安い中で、市内に住むというのはハードルも高いと思えます。そういった補助をする中で少しでも熊取町の中に住んでいただいて、何割かでもそのまま熊取町に定住していただけることが増えるのではないかなと。ぜひ、第4次転入促進アクションプログラムにおいては一度この施策もご検討いただければなと、そのように思っております。

それとちょっとだけ、定住というのに結びつくかどうか分からないんですが、資料の6ページになるんですが、これは兵庫県の明舞団地という空き家再生のプログラムで行われている施策になるんですが、これは、地域の大学生に学生シェアハウスとして団地に住んでいただくという施策です。熊取町の府営朝代住宅も目的外使用として、先日、まちづくり計画課の方からお聞きしたんですが、子ども食堂というのがあるというのをお聞きしているんですが、こういった学生シェアハウスとかというような取組は現在やっていないというふうにお聞きしております。

こちら、面白いのは、ただ安く住んでいただくというだけではなく、必ず学生たちに自治会に加入していただくということを条件としてやられています。あと、自治会の役員の方たちが面接して学生、入居者を決めている、そういった取組をされております。今、府営住宅とかでもやっぱり自治会の役員不足というような状況などをお聞きしておりますので、ぜひこの施策も検討していただければなと思えます。

先日ちょっとお聞きした中では、2017年に一度、大阪体育大学との間でこういった話が進みかけたということもお聞きはしておるんですが、担当だった先生が転勤か、お辞めになったことによって立ち消えになったというふうにも聞いております。もしあれでしたら、お分かりになるようであれば、この取組についてご答弁お願いできませんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現在、議員からご紹介いただきました公営住宅の空き家を使った取組につきましては、実際、同様の取組が熊取町内でも検討されてございます。現在、大学側と住宅管理を行っておる、府営住宅じゃないんですけど住宅供給公社、こちらとの協議が進められている状況でございます。その協議では当然、本町も連携しながら取り組んでいくという状況で、現在協議中という状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）それは、自治会に加入とかという条件も同じようにあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）町がそこで連携して関わっていくという中では、それが一つのポイントになってくるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。ぜひ、いい形で進むことを願っております。

続きまして、4番目、熊取町の地球温暖化対策実行計画についてお聞きいたします。

再生可能エネルギー導入戦略についてお聞きいたします。

先日、実行計画の資料の中で、2019年再生可能エネルギー導入によるCO<sub>2</sub>削減量が6,125トンCO<sub>2</sub>となっており、7年後の2030年の目標が1万9,231トンCO<sub>2</sub>と3倍となっております。これは実際、目標の達成は可能なのでしょうか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、1点目の2030年の再生可能エネルギー導入によるCO<sub>2</sub>削減量の目標値が2019年の削減量の3倍になっているが、達成可能かとのご質問につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の数値につきましては、昨年策定いたしました熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する際、高みを目指し挑戦する意味を込めまして数値目標を設定したところでございます。

この目標の達成に向け、まずは我々行政が公共施設等への太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを率先して導入することにより、この高い目標に近づけるものと考えております。また、今年度はこの計画のスタートとなる年度であり、住民の皆さんや町内事業者への普及啓発にも注力することとしており、地球温暖化に関する情報を発信するための新たな特設サイトを立ち上げ、活用しながら、一人一人が自分事として捉え、そして行動変容につなげていきたいと考えております。さらには、今後における太陽光発電設備を含めた再生可能エネルギーの技術革新にも期待しているところであり、行政はもちろんのこと、住民、事業者も一丸となって、目標の達成に向け努力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

2番目の太陽光発電導入のポテンシャルとして一番大きいというのは重々理解しておりますが、現在、町民ホール、公民館の建て替えで、そちらのほうの施設に導入するというのは聞いておりますけれども、それ以外にも大規模な導入予定地についての有無をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目、太陽光発電設備の公共施設以外の導入予定地の有無についてでございますが、こちらも昨年度策定した熊取町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中でお示しさせていただいておりますとおり、まずは公共施設に率先して導入しつつ、公共施設以外では、本町において導入ポテンシャルの高い一般住宅にも積極的に導入していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。その一つとして、大阪府が実施している太陽光パネル・蓄電池の府民による共同購入により、少しでも低価格で購入していただける方法について、6月号広報やホームページなどで住民の皆さんに向け情報発信しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）その今言われた取組で、今、熊取町での申込件数というのは何件ぐらいあるんです

ようか。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）実績なんですけれども、まず令和3年度の実績ですが、熊取町におきましては、この制度に登録をした方が26件、その中で契約までに至った方が3件となっております。また、令和4年度の実績でございますが、登録された方が13件、契約に至った方が4件となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）令和3年度は26件中契約が3件、令和4年度登録13件で契約が4件、ちょっと乖離があるんですけれども、登録はされたけれど契約しなかったと、そういうのはどういった問題があって契約されないんですか。金額的な問題ですかね。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）詳細、その個々の理由につきましてまではちょっと把握していないんですけれども、議員ご指摘のとおり、恐らく金額などの問題であろうかというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）これは、たくさん登録されたほうが金額的に安くなるというやつですよ。ということは、そのときの締切の段階まで料金が決まらないという形ですよ。かしこまりました。

太陽光発電というのが今まだ発展途上で、蓄電技術もそうです。まだまだ発展途上やというのは調べております。技術進歩とかによってどんどんそういう問題点というのは改善されていくと思います。継続的な研究開発や政策などのいろんな支援によって、設置予定、周辺の住民の方々とかいろんな方の不安が解消された、もっと効率的な持続可能な発電システムが実現されるだろうと、そのように思っております。ぜひ、2050年の脱カーボン、カーボンゼロに向かって情報収集をずっとやっていただいて、ぜひ目標が達成できるようによろしく願いいたします。

最後の質問です。チャットGPTについてお聞かせ願えますか。

最近、毎朝いろんな新聞で話題になっています。この前はCEOが慶應義塾大学で講演とかされているような状況なんですけれども、チャットGPTを行政に取り入れていくというお考え、予定はございますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご質問の5点目、チャットGPTについて答弁申し上げます。

議員ご質問のチャットGPTにつきましては、OpenAI社によって開発された自然言語処理技術を活用し、人工知能が自然な会話を行うことができる生成AIシステムで、広島サミットでも話題となり、横須賀市や神戸市をはじめ一部の自治体において導入に向けた取組が始まっております。

チャットGPTにつきましては、文書作成、文書要約、またアイデア創出など業務の効率化が期待されているところですが、一方で情報の正確性や著作権侵害、情報漏えいの可能性といった問題点が指摘されており、生成AIをめぐる様々な課題や規制の在り方については国際的にも議論が行われているところと認識しております。

以上のことから、チャットGPTの導入につきましては、国や他の自治体の動向に注視するとともに、様々な課題を踏まえた安全な運用等について検討を進めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

私の最後の質問もチャットGPTから出したんですけどね。やはりチャットGPT、今言われて

いるようなセキュリティーの問題であったりとかというのをかなり言われております。ただ、こういう行政の仕事においてはかなり利用価値があるのかなというふうに考えてもおります。ぜひ、こういった技術的な問題というのは必ずクリアしていくものだと思っておりますので、積極的に一部の部分からでも取り入れるような方法を考えていただければなと、そのように思っております。

大分時間を余らせてしまいましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

11番（江川慶子君）よろしくお願いします。

通告に従いまして、私から一般質問を2点させていただきます。

まず、1点目は国民健康保険についてです。心を込めて分かりやすく質問資料を作りましたので、通告書よりぜひ質問資料を見ていただきたいなと思います。見ていただけますでしょうか。開かれましたでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

国民健康保険については、もう本当にシステムがややこしくて、どうしたらよく伝わるかなというところでちょっといろいろ考えました。

国民健康保険は、一生のうち誰もが一度はお世話になる保険です。この国民健康保険が生活できないほど高い保険料であることをずっと言い続けてまいりました。大阪に統一されてからもなおじりじりと引上げが続いています。何とかならないかと担当課も考えておられ、今年度は平等割の3万3,698円を3万328円と10%引下げを提案されました。これについては十分評価しています。ありがとうございます。それでも保険料が高いので、粘り強く質問させていただきます。

2023年度、令和5年度は大幅な保険料の引上げとなりました。資料を見ていただきましたら、上段、青色が世帯の人数です。中段が令和5年度の医療費です。下の赤い文字が、去年と比べて幾ら金額が上がったかという数字を入れさせてもらっています。これは、令和5年度の運営協議会の資料、また、先日行われた議員全員協議会の資料から私、江川慶子が作りました。この分は、平等割から3割、5割、10割という案の中で最終的に10割、10%を引き下げた場合の数字をここに当てはめています。

大阪府は、令和6年度は、来年度から完全な統一保険料にするとしており、激変緩和措置は今年度限りということになっています。

そこで質問します。さきの議員全員協議会でも質問させていただきましたが、本年度1人5,000円近く引き上げられる均等割を国民健康保険財政調整基金を活用して引下げを求めますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、国民健康保険財政調整基金を活用した保険料の引下げについてご答弁申し上げます。

令和5年度の熊取町国民健康保険料につきましては、議員資料のほうをご提出いただいておりますとおり、先日の議員全員協議会でご報告させていただきましたとおり、令和5年5月19日の熊取町国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重にご審議いただき、諮問どおり国民健康保険財政調整基金及び前年度決算余剰金を活用し、医療分平等割3万3,698円を3,370円引き下げ3万328円とする答申をいただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、令和5年度の標準保険料率は令和4年度と比較いたしまして大幅な上昇となっており、かつ、ほぼ全ての世帯で保険料が上がることとなります。この上昇の影響を最も受ける低所得層、特に所得なし及び所得が50万円以下の1人世帯への影響が大きく、これまでの激変緩和の考え方のとおり、医療分の平等割を10%引き下げることにより保険料の上昇を抑制し、限度額が適用される世帯を除き、全ての世帯の保険料の上昇を抑制することとしたものでございます。

さらなる保険料の抑制につきましては、令和5年度が議員おっしゃるとおり激変緩和でできる最

終年度となつてございます。令和6年度に統一された保険料が適用された場合の影響、特に大幅な上昇となる場合の影響を勘案した結果でございまして、運営協議会でもその点を勘案し、ご答申をいただいたものです。

令和6年度以降は、町独自の激変緩和措置は行えなくなりますが、本町といたしましては、引き続き大阪府に対してさらなる保険料抑制対策を講じるよう機会を捉えて要望してまいりたいと考えてございます。加えて、医療費抑制のため、本町におきましては「めざせ！がっちり健幸」の推進等による特定健診・特定保健指導の実施率向上やタピオステーションなどの健康推進施策に取り組むことで、保険料の抑制にもつなげてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）答弁ありがとうございます。

一応努力されているということはよく伝わってくるんですが、非常に状況が悪化しているというか、高くなっているんですね。この表を見てもらったら分かるんですが、国民健康保険、まず世帯で見ると所得なしの人が一番多いんですよ。合計で言えば2,003世帯、50万円以下が771世帯、100万円以下が772世帯、もうここだけで3,546世帯ということで、53.4%の方が当たるんです。もちろんここには法定軽減7割、5割、2割が含まれておりますので低く抑えているということも理解しているんですが、よく数字を見ていただけたらありがたいんですが、所得というのは収入から必要経費を差し引いた金額になるんですね。それはもちろん職員も皆お分かりなんで、私のほうが勉強せなあかん部分なんでちょっと恥ずかしいんですが、計算が複雑で、公的年金控除というのが大体65歳未満の方は60万円以下、65歳以上の方は110万円以下というふうな金額になります。給与所得控除というのは、これは60万円以下という数字なんですが、それを差し引いた所得なんですよ。所得なしという人はその金額より以下の方ということになるんですが、所得なしであっても1人世帯では2万5,560円の保険料、これが2人世帯になると3万8,859円、3人世帯になると5万2,153円、4人世帯であれば6万5,447円という保険料になります。50万円以下の世帯の保険料がどうなるかという、1人世帯では5万1,113円、2人世帯では7万3,270円、3人世帯では9万5,427円、4人世帯では11万7,584円、このように50万円以下でも高い保険料を支払わなければならないということなんですよ。ぜひ想像してほしいんですが、物価高騰の中、この引上げがどんなに住民の生活を圧迫していくかということをご理解していただきたいんです。

この保険料、払えなかったら払わなくてもいいのかということでは、やはりシングルマザーだとかお子さんが小さい場合、保険証がないとひとり親医療費助成などが受けられなくなるので、一生懸命食費を削ってでも保険料を払いたい。そうしなければ医療保険証がないということになるんですよ。とても支払う努力はされているんですが、そういう部分ではかなり厳しいぐらい保険料が高いということなんです。

150万円の方は、1人世帯では21万5,221円、2人世帯では23万3,629円、3人世帯では26万9,080円、4人世帯では23万9,084円、これがずっと金額が上がっていくんですが、賦課限度額というのがございまして、去年は、右の上の表になるんですが、医療分は63万円から65万円に2万円が引上げになりました。後期支援分が1万円引上げで20万円、この2つを合わせて合計85万円ということなんですよ。ですので、600万円以下の所得のある方が4人世帯のところももうここ、限度額いっぱいになっていて、ここから上は3万円ずつ上がるということで85万円の保険料ということですね。だから、その辺についても賦課限度額が上がることによって3万円の引上げが行われているということです。

町議会では、大阪府統一国保について導入への条例改正で、当時、共産党以外の賛成で条例が可決されました。毎年保険料の引上げと賦課限度額の引上げが、府が行えば熊取町も自動的に上がるというシステムに変わりました。

2枚目にいっていただけますか。



資料の2枚目なのですが、なぜ5,000円近くを引き下げてくれないかと、均等割の部分を引き下げてくれないかという根拠の表を作りました。均等割というのは世帯当たりの国保の加入者の人数に応じて均等に負担する金額です。これは運協と議員全員協議会の説明資料の7ページから抜粋してきました。均等割というのは、国民健康保険だけにある加入者の人数に応じて負担する金額です。

まず、医療分の均等割を見てください。真ん中の数字ですね。去年は3万1,854円が今年度は3万3,730円、増減が1,876円。後期支援分をご覧ください。昨年は9,426円、令和5年度は1万584円、増減は1,158円です。そこに介護分が入りまして、1万8,306円が去年の保険料率で、本年度は1万9,552円、これで増減が1,246円です。

この均等割、何とかしてなくしてほしいということをずっと要望してきたんですが、政府は昨年、2022年度から就学前の子どもの均等割を半額に軽減しました。これは未就学児の軽減というんですが、やっと未就学児の軽減がここで昨年行われました。

本年度、令和5年度の均等割の状況は、ただいま説明させていただいたんですが、賦課限度額合計で6万3,866円、引上げ分が4,280円なんですね。これを家族に換算すると、就学前の子ども、未就学児の子どもは均等割は2万2,157円、小学生に上がると均等割は4万4,314円になります。それから40歳以上の方がおられると、ここに介護保険分が入ってくるので、1人増えると6万3,866円となります。加入者の所得が低い国民健康保険は、他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっています。これは国保の構造問題であり、国保を持続可能とするためには抜本的な財政基盤の強化が必要です。まずは熊取町にできることを具体的に住民のために取り組んでほしいと思っています。

次の3枚目の資料を見ていただけますでしょうか。

今回、平等割の3万3,698円を3万3,280円と10%引き下げられたのは十分に評価した上で質問させていただいているんですが、これは国民健康保険財政調整基金の推移です。各年度の一般会計と決算審査意見書から作りました。

私も町会議員をして国保についてずっと質問してまいりましたが、大阪府の統一国保になる令和元年度までは、熊取町独自で大変努力されて、国民健康保険財政調整基金はゼロでずっと推移してきたんです。それを次年度に運用して、いかに保険料を引き下げるかということで、黒字になった分は次年度に使う、また、赤字になった分を埋めるために次年度分で入れるということをずっとやってきたすごい努力を見てまいりました。平成29年、これは保険料が大幅に引き上げられた年がありました。おかしいのではないかなということで、このときもかなり保険料について当時質問させていただきました。その分は、国民健康保険財政調整基金に黒字分の一部が回されて積み上がっています。平成30年度、2018年度は、29年度が上がり過ぎたのがあったので一旦引下げが行われました。統一されてからです。令和元年度5,993万9,000円の国民健康保険財政調整基金が令和2年度、ここでは国保会計の収支としてはずっと黒字なんですよ。1億4,431万円で、国民健康保険財政調整基金が5,996万6,000円から令和3年度には1億4,484万1,000円。令和3年度の国保会計の収支は6,844万6,000円ということで、そこもまた調整基金のほうへ繰り入れられて、令和4年度は1億7,036万5,000円、国保会計収支は5,486万3,000円の黒字ということで来ています。

それで、国保の被保険者数は8,908人というふうに国保の先日の資料に書かれていました。大ざっぱに計算しても1人当たり1万8,000円になるんですよ。この1万8,000円というのは、統一されてから主に積み上がってきた、保険料の黒字分で積み上がってきた分なんです。この時期、6月はもう保険料が決定して通知する月であり、保険料の引下げは今頃均等割を下げると言ったって無理なんだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）賦課標準料率、また激変緩和措置につきましては、今までも何回にもわたりまして議会のほうで議論されてきたことは十分承知してございます。

今回の、ちょっと戻りますけれども、議員のほうの資料にも、我々の議員全員協議会の資料に

もお示しいたしておりましたが、まず1点目の低所得者、あと所得50万円以下の世帯、非常にコロナ禍明けとはいえどもやはり物価高騰、そういったことも踏まえまして、今までの激変緩和措置、この経緯についてはもう議員もご承知のとおりでございます。令和6年度からの大阪府の標準保険料率、そちらへの激変緩和ということで、本来であれば、昨年、令和4年度は10%、同じく医療費の平等割を10%ということでございますので、議員全員協議会でお示しした資料にも3%の引下げ、5%、10%という3段階を我々も一旦は考えた中で、やはり物価高騰という中で最大の10%を諮問させていただいて、答申をいただいたわけでございます。

ただ、それ以上となると、やはり令和6年度からの府下統一の保険料になることはもう決まっておりますので、そちらとのバランスも当然考えながら、今回の特に低所得者、これによって7%程度に、先ほど答弁申しましたように上昇が抑えられるという結果となっております。

また、高い保険料率ということで生活、このコロナ禍、また物価高騰で非常に大変な世帯もいらっしゃることも十分承知しております。その中で未納というんですか、なかなかお支払いがしんどい方につきましては、これも今までご答弁申し上げておりますけれど、我々も丁寧に納付相談のほうには応じさせていただいているという状況でございますので、生活を、食を切り詰めてまでも保険料を払いなさいとかそういったことは一切窓口では申し上げてございません。それぞれの被保険者の方の状況をお聞きしながら、可能な範囲内で分割してご納付のほうをいただいているといった状況でございます。

あと、本来の国保財政調整基金の活用でございますけれども、私ら今さらということではあるんですけれども、そもそも財政調整基金の趣旨は、やはり国保事業を安定的に運用するためのものであるということでございます。例えば医療費の伸びが急激にといいますか、現在も医療費が伸びている状況ではあるんですけれども、想定以上に伸びがあった場合というの、やはりそういった不測の事態に、我々国保の保険者である熊取町といたしましても、そのための必要な基金であるというふうな認識をしております。

今回議員からご提案いただいておりますように、資料のほうにもつけていただいておりますけれども、他団体での基金を活用した保険料の引下げというのもありますけれども、それを将来、今さえよければという考え方は我々は持っていないで、やっぱり安定的な保険運用ということで、将来的にも長い目を見た国民健康保険の安定的な事業運営というのが我々国保の保険者に求められてございますので、我々といたしましても、その基金を活用したご提案にあるような保険料の引下げというのは現実には考えていないと。

ただ、我々といたしましては、考え方としては、とにかく高くなるのはもう当たり前なんですけれども医療費が伸びているということでございますので、その医療費の伸びをいかに抑えるかというところを重点的に我々は今までも取り組んできましたし、これからもそのような形で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）3月議会でも熊取町の自らの判断で住民の立場で負担軽減の努力を続けてほしいとお願いしたんですが、激変緩和措置の最後の年でもあるし、ぜひ積み立てた基金を取り崩して保険料を下げる努力をしてほしいと、そのようにお願いしたんですが、運協の資料の8ページですか、ここには熊取町の考え方としては4つぐらい示されていて、大阪府が示す標準保険料率を適用する、そして激変緩和措置は同時期において今年も最終年度として図れるようにすると。それと、急激な保険料の増加が来年度生じないように、必要に応じて可能な範囲で段階的に標準保険料率に移行できるよう激変緩和措置を講じると。だからこれ以上の激変緩和措置は無理だというようなことが書かれているのと、賦課限度額については府内統一にするという、その熊取町の考え方にのっとって今回もこのような金額が出されたわけですね。

方針として、標準保険料率の医療分の平等割を引き下げて、低所得の方の引上げをちょっと抑えたということはよく分かっているんですが、全体的に非常に、1枚目に戻っていただいたら分かる

ように保険料額が上がっている。赤いところを見てもらったらいいんですけれども、引上げになっているんです、全体的に。

そこですが、保険料についてどうのこうのと言うてもちょっと時期的にはもう無理なんで、提案です。能勢町のような取組ができないかということで、次の資料を用意させていただきました。

これは大阪府能勢町が数年前からやっている分なんです、健康増進支援金という名目で、物価高騰や感染症対策支援として、昨年に引き続き、能勢町の国民健康保険に加入されている方へ給付（健康増進支援金）を実施しますという形になっているんですね。対象者は令和5年6月1日時点で国民健康保険に加入されている方、75歳未満の方です。支給額は1人1万5,000円を世帯単位で支給、昨年度から引き続き対象となる世帯へは口座の確認書を送付しますが、前回と同じ口座を希望される場合、確認書の返送は不要です。口座の解約等に伴い振込先の変更を希望される場合は、改めて申請書を送付しますのでご連絡ください、このような取組をされています。これはご存じでしたか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）この事務については、今回、議員から提供いただいて私は初めて認識したところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ありがとうございます。

能勢町の取組もとてもすばらしいなとは思いました。均等割の5,000円分でもいいので、対象者に物価高騰や感染症対策支援として支給する、こういった方法もあるんだなということなんです。ぜひこれを取り入れていただけないかなというふうに提案なんです。

担当課からは今初めて聞いたということなんで答弁は難しいと思うんですが、町長、一言お願いしてもよろしいですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）まずは、議員のほうから資料は頂いて、頂いてから本日に至るまでいろいろ能勢町の取組については調べさせていただいてございます。当然のことながら、1万5,000円、被保険者全員にということでは能勢町の取組をした場合、本町の場合ですと、先ほど議員申しましたように本町の被保険者が約9,000人弱ということになってございますので、基金の半分以上、約1億3,000万円、4,000万円の基金を取り崩してしまうということになります。

財政調整基金の性質上、繰り出しできるという事業を決められている、限られているといえますか、認められているものがございます。その中でこういった事業を行うかということにつきましては、本町におきましては、先ほど申し上げましたように要は医療費を抑えるためのそういった方面での施策を重点的に行ってございますし、今後もこの基金の活用につきましてもそういったところにインセンティブといいますか、めざせ！がっちり健幸、そういったところへのよりさらなるインセンティブを与えるとか、そういった方向で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

基金の本来の目的も先ほども答弁申し上げましたとおりでございますので、能勢町の取組を私、全然否定するつもりはないんですけれども、本町の考え方としては今ご答弁申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）そうですね。このとおり1万5,000円なんて思っていないよ。能勢町と同じような金額では思っていない。せめて均等割の5,000円分ぐらいできないだろうかと考えております、私はね。

もう一回、1枚目を見ていただけたらありがたいんですけど、非常に本当に保険料の上がり大きいんですよ。そういう中で、結局は黒字分からこの基金は積み上がっているんですから、保

除料の黒字分なんですよね。その分をやはり今、物価高騰で大変な暮らしをされている方に、今回3,000円の地場産の地域振興券を配られるということも喜ばれているんですが、ここは、国民健康保険に入っている方というのは本当に生活の苦しい方なんです。苦しいと決めつけたらあかんのやけれども、一生懸命頑張っておられる方たちの世帯なんです。ぜひここを支援するためにも、この健康増進支援金というものを検討してほしいと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）あらかたは木村部長が申し上げたとおりであるというふうなことを感じ取っていただいたらいいんだと思うんですけども、議員おっしゃるように、状況にある方がおられるということは確かにおられるんだと思います。ただ、国民皆保険をいかにして継続させていくかということの基本的な考え方を、何らかの事業をもってやっていくということも必要ではないかなという、そんなふう思うんですね。弱い方には、これはもちろん手を差し伸べる必要があるというふうには考えておりますけれども、国民皆保険ですので、みんなが協力してその保険が成り立つように努力も、我々もそうですけれども、みんな一緒に努力しながらそういった方向性を保っていくというふうなことが大切ではないのかなというふうに私は思っているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）町長からもご答弁いただいたんですが、何らかの手だて、何らかの支援、何らかの何かを、その皆保険を続けるためにぜひ努力、引き続きよろしく願いいたします。

もう一回ナンバー1に戻りますけれども、所得なしの人が2,003世帯ある、100万円以下のところが3,546世帯、もうほとんど半分の53.4%の方が国民健康保険の世帯にある、その実態を見た上で何らかの手だてをしていただければありがたいなと思います。

1つ目の質問はそれで終わります。

次、2つ目の質問に入ります。

マイナ保険証の発行状況と、熊取町でのトラブル発生状況を答弁資料でご説明をお願いします。

また、今後の対応もお聞きします。お願いします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、2点目のマイナ保険証の発行状況と町でのトラブル、今後の対応についてご答弁申し上げます。

まず、マイナ保険証の発行状況につきましては、議員から今ございましたとおり、答弁資料を作成しておりますので、そちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

令和5年4月時点の国民健康保険、後期高齢者医療それぞれの申請者数と令和5年3月末の被保険者数を記載してございます。国民健康保険では4,358人が申請されており約50%の割合、後期高齢者医療では3,192人で約48%と、ほぼ半数の方が申請されている状況となっております。

続きまして、町でのトラブルにつきましては、答弁資料には記載しておりませんが、報道されているようなマイナ保険証に別人の情報が登録されているなどのトラブルは発生してございません。

今後の対応についてでございますけれども、法改正を踏まえた詳細な制度や運用が今後示されてまいりますので、適切に対応し、被保険者の方々が混乱することなく、マイナ保険証、つまりマイナンバーカードと健康保険証の一体化が円滑に進むよう取り組んでまいります。

最後に、マイナ保険証に切り替えた場合、高齢受給者証は必要なくなりますが、子ども医療費助成や障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成に係る医療証はこれまでどおり紙の医療証を発行し、窓口で提示いただくことで医療費を助成することになるとされております。ただし、この点につきましては現在、国でマイナンバーの利活用として、これらの医療証もマイナンバーカードにひもづけることも検討されているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

トラブルの発生状況はしていないということなんですが、病院に行ったときにマイナンバー、今日は使えませんということは何回か遭遇したことがあるんですけども、そういう情報というのはつかんでないですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）そういう報告を受ける必要になってないんですけども、担当とか全員に聞いたんですけども、そういったようなトラブルは現在のところ聞いていないということでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。病院の中では結構使えなくなって、保険証を出してくださいというようなことは何度かあったと思うんですけども、そういうこちらのほうでは把握していないということと理解します。

マイナンバーをめぐるトラブルがテレビとか新聞だとか続出する中、2024年、来年の秋、健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法が成立しました、先日なんですけど。全国紙、地方紙などの社説が拙速過ぎる法律の成立に苦言を呈し、保険証の廃止やさらなるマイナンバーの利用範囲拡大に疑問を投げかけています。

すみません、今、ナンバー5のところを読んでいます。質問資料のナンバー5をご覧ください。

読売は6月7日付で、見直しは今からでも遅くないと題し、廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だと指摘。法律が成立したからといって制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だと主張しています。東京も同日付で、トラブル続出の原因について、性急なカード普及策のしわ寄せが来ていることは否めないと指摘し、性急に運用を拡大せず、制度を抜本的に見直すよう要求。少なくとも現行の健康保険証は維持すべきだと強調しました。北海道新聞は3日付で、続出する一連のトラブルは政府が釈明する人為的なミスでは済まされない重大な失政だとして、岸田政権の姿勢を厳しく批判しています。マイナンバーカードと運転免許証との一体化についても、国会でその是非を議論する必要があると指摘されています。愛媛新聞は5日付で、法改定を強行した政府の姿勢を疑問視しています。政省令で可能となったマイナンバーの利用範囲の拡大について、政府の恣意的な運用が危惧されると問題視しました。中国新聞は7日付で、政府による新たなマイナンバーカード導入方針に対して、目の前の問題に向き合わず、次の話をするのは順序が逆ではないかと批判し、優先して取り組むべきは不備が相次ぐ制度の再構築だと主張しています。

日本共産党は、トラブルが相次ぐ中、審議を打ち切り法案だけ通すのは国民に対する国会の責任放棄だと強く抗議しています。保険証1枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながるものだ。これは、開業医の63%が加入する保団連の調査で、オンライン資格確認で「トラブルがあった」と回答した医療機関が6割にも上り、有効なマイナ保険証が無効と判定された等のトラブルへの対処で最も多かったのは健康保険証で確認したというものだったと指摘されています。

保険証が廃止されマイナ保険証のみで受診する患者が増えたら対応できない、今の紙の保険証を残してほしいとの、医療関係者から、廃止したら患者が窓口で10割の負担を求められるケースが増えることは避けられない、負担が重く、必要な受診ができなくなると訴えています。

さらに、暗証番号があるマイナ保険証を保管するのは介護施設等にとってこれまで以上の重負担となる、施設入居者のマイナ保険証申請を誰が行うのか具体的な方策がなく、訪問、在宅医療、高齢独居の人の申請・管理も未解決だ。受診時、顔認証がエラーになる。暗証番号入力困難など、障がい者も困難に直面するなどの問題点が列挙されています。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」などと言いますが、介護高齢者や障がい者など最も弱い立場にある人を取り残すものだと思います。

マイナ保険証を持たない人に対して、資格確認書が申請により発行することができるということですが、有効期限は最長1年、取得は本人の申請が必要であること、現行の保険証は申請しなくて

も交付、送付されています。保険証が廃止されたら、保険料を払っていても自動的に交付されないため、国民皆保険制度の根幹が崩れます。

来年秋の保険証の廃止はしないしてほしい、保険証を残す方向で検討されたい、これも国が決めることなんで、熊取町で決めることではないんですけど、ぜひ国や府にそのように要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）マイナ保険証につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、この6月2日に改正マイナンバー法が参議院のほうで可決、成立されているといった状況の中で、本町といたしましては現在、国・府への要望といたしますか、その辺、住民、被保険者の方が安心して持てるようなそういった形での現在報道されておりますようなトラブル、そういったことがないような形で、来年秋に向けてそういった部分につきましては要望という形もあろうかと思うんですけども、マイナ保険証の是非といたしますか廃止という、それを本町が反対だというふうなことの要望はいたしません。ご理解ください。よろしく申し上げます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）いや、マイナンバーをなくせとは言っていないですよ。今言ったのは、紙の保険証は廃止しないでほしいということを要望してほしいとお伝えしたいんですが、そのように捉えましたか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）いわゆる来年秋、最長で1年間の猶予期間がございますけれども、基本はそこに向けての法改正がなされるということがございますので、我々としても、被保険者の方に国からの情報をいかに正確に伝え、円滑にマイナ保険証に移行するか、そういったところに我々としても責務はあるというふうには認識してございますけれども、紙の保険証を残すとかといったところについても、先ほど申した趣旨は一緒でございます。そういった形での要望はできないものというふうには認識してございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）今はそういうことで考えているということを受け止めます。

これから来年の秋までどのようになっていくかまだ分からないので、その辺の様子を見ながら、やはり残すべきであれば残すという方向に、状況に応じて判断していただけたらと思います。今から出さないということではなくて、状況に応じて必要であれば要望するということをお願いしたいと思います。これはもう答弁要りません。

そしたらば、2つ目の質問に入ります。

次に、加齢による難聴者への補聴器購入補助についてお伺いします。

昨年の6月議会で取り上げましたが、実績が少ないので府や近隣の市町の様子を見たいとのご答弁をいただきました。この選挙期間中も終わってからも、補聴器の購入補助、助成をぜひやってほしいという声、住民からたくさん寄せられました。高齢者の社会参加や認知症予防のためにもぜひ導入してほしい。いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の2点目、加齢による難聴者への補聴器購入補助についてご答弁申し上げます。

高齢者に対する補聴器購入補助といたしましては、聴覚障がい者6級以上として身体障害者手帳の交付をされた両耳の聴力が70デシベル以上の方、もしくは片耳の聴力が90デシベル以上であつてもう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方を対象といたしまして、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度がありまして、購入費等に関する費用の一部を支給しております。

しかしながら、加齢性難聴はコミュニケーションの取りづらさから認知症や鬱の危険因子である可能性が指摘されているところでございますが、加齢性難聴の方で障害者手帳の交付を受けてお

られない方の高齢者補聴器購入助成につきましては、全国的にも導入実績もまだ少ない状況でございますので、本町といたしましては、国・大阪府、また近隣市町の動向を注視しながら情報収集等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）答弁ありがとうございます。

昨年の6月議会で質問した答弁とあまり変わらなくて、ちょっと驚いてしまったんですけど、近隣の状況とか調べてくださいましたか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）近隣の状況につきましては、貝塚市であるとか、議員が資料でつけていただきました泉大津市、また岬町、そこについても確認させていただいて、今の実績等についても確認させていただいているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）6月1日から泉大津市は始まったばかりなんですよ。これは資料のナンバー7につけさせていただきました。近隣ではあと岬町、徐々に広がっているということなんですよ。熊取町はどのぐらい近隣が広がったら導入するんでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）認知症予防の観点からというご発言でありましたけれども、今年度計画を策定中ございまして、その中でどういった事業が必要なのかというのは、今の現事業を評価しながら検討していくところでございます。ただ、財源は限られた中でございますので、どういった事業を推進していくかということはしっかりと考えていく必要があります。言われた事業、全部できたらいいんですけども、優先順位をつけながらそこは検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）ちょっと資料の説明をさせていただきます。

泉大津市の分です。補聴器購入費用助成事業ということで、令和5年6月1日から50歳以上の人に高齢者等補聴器購入費用の助成を始めます。これ、すばらしいんですよ、ここね。今から説明します。

耳から入る情報が少なくなると脳への刺激が減り、認知機能が低下し、認知症につながりやすくなると言われています。また、耳が聞こえないことで、人との会話や外出する機会が減るとフレイル（加齢とともに心身の活力が低下した介護を必要とする一歩手前の状態）にもつながりやすくなります。認知症を予防し、健康寿命を延ばすために補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者、次の（1）から（3）の要件を全て満たす人。泉大津市民で50歳以上の人。ここ、すごいんですよ、50歳以上。大体のところは65歳とか高齢の方になってくるんですけど、ここは50歳以上の方。2つ目に、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人。障がい者の方は別枠があるので、加齢のほうの高齢者の補聴器購入では該当しないということで、障がい者のほうでということですね。3つ目は、両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の人で、医師が補聴器装用を必要と認めた人。

この助成内容も、ここ、すごいんですよ。1人1回限り、これはどこも一緒なんですけれど、2番目の管理医療機器として認定された補聴器購入に係る費用の助成。生活保護世帯・市民税非課税世帯は2分の1助成、上限額5万円。大概非課税のところだけが対象になることが多いんですが、ここは市民税課税世帯も対象にされているということで、4分の1助成、上限2万5,000円ということ。年齢が50歳以上ということと市民税課税世帯も対象にしているということで、すごく泉大津市は頑張っているなと思いました。ぜひここを参考にさせていただきたいなと思います。

それから、全国的にどうかということでは、関東がすごい優れているんですね。ちょっと今日は資料をつけていませんが、東京の港区モデル、都内初港区モデルというのがあるんですね。これは、区が認知症の危険因子の一つと言われる高齢者の難聴を早期に発見し、適正な補聴器使用を港区モデルで支援していくことにより、高齢者がいつまでも生き生きと地域で活動できるよう支援しますということで概要が書かれています。

港区モデルとは、難聴高齢者の早期発見の取組と、補聴器相談医や認定補聴器技能者と連携した、補聴器の購入前の相談からアフターケアまでを支援する港区独自の制度です。令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」に港区の高齢者支援課長が参加し、研究結果を基に区が制度化しました。

この制度のポイントは、ポイント1、自分では気づきにくい難聴を早期発見する取組。介護予防事業の参加者など高齢者を対象に聞こえのチェックリストを活用した自己チェックの実施や聞こえに関する講座を開催し難聴を早期に発見。ポイント2、購入した補聴器をしっかり使い続けるための支援。購入前に補聴器相談医を受診。補聴器利用について相談や説明を受けられる。②認定補聴器技能者により購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられる。ポイント3は、多くの高齢者が補聴器を使用できるよう充実した制度設計。対象年齢は60歳から。対象者の所得制限はなし。助成限度額は13万7,000円。このような港区モデルもございます。関東のほうはいろいろ取り組みされているところがあります。

資料の6ページのところにも書かせていただいております。ここには泉大津市やら岬町は入っておりませんが、高齢者の加齢性難聴により社会参加しづらくなり、孤立、孤独の問題を抱えている人たちをいかに地方自治体としてフォローしていくか、そういうことで、ぜひこれについても導入していただきたいなと思います。岬町は導入はできていませんが、聞こえのチェックリスト、チェックということで、そういう機械を福祉センターに置いて、どなたでも耳の聞こえのプログラム、聞こえチェッカーと言語聴覚士による個別相談を取り入れることになりました。

ぜひ熊取町でも導入していただくようよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時40分まで休憩いたします。

---

（「15時18分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第29号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第29号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の林 弥生氏の退職に伴い、同氏の後任として坂和宏展氏を選任したいと考えてございますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。



それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第5 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

人権擁護委員の大野廣介氏につきましては、令和5年12月31日付で任期満了となりますが、引き続き当該委員を再任候補者として法務大臣に対して推薦したいと考えてございますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君)以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

大野廣介氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。大野廣介氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第6 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

人権擁護委員の前田美穂子氏につきましては、令和5年12月31日付で任期満了となるため、その後任候補者として中 順子氏を法務大臣に対して推薦したいと考えてございますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

中 順子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。中 順子氏を適任と認めることに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議案第32号 農業委員会委員の任命同意についての件から日程第21 議案第46号 農業委員会委員の任命同意についての件、以上15件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第32号から第46号 農業委員会委員の任命同意について、一括してご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律により、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

中尾泰彦氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

谷口 哲氏におかれましては、農業関係団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

木原茂一氏におかれましては、農業関係団体の役員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

七里英二氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員等としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

藤原芳行氏におかれましては、区長としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

中 伊佐男氏におかれましては、区長、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

鈴木 純氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第39号についてご説明申し上げます。

大屋利彦氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

下中政美氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

阪上計助氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

田中長一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第43号についてご説明申し上げます。

田中武司氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

甲田文夫氏におかれましては、農業関係団体の役員、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第45号についてご説明申し上げます。

大屋満喜氏におかれましては、農業委員会委員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに掲載しているとおりでございます。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

北本雄一氏におかれましては、農業関係団体の役員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本15件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第46号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、議案第32号から議案第46号までについて、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第46号までを1議案ごとに採決いたします。  
初めに、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第34号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第40号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第42号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第43号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第44号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第45号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第46号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第22 議案第47号 農業委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺議員の退場を求めます。

(渡辺豊子君退場)

それでは、本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第47号 農業委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律により、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することとされております。

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

渡辺豊子氏におかれましては、熊取町議会議員としての豊富なご経験をお持ちでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

また、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者を農業委員として含める必要があるため、農業者でない渡辺氏について同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 農業委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

渡辺議員の入場を求めます。

（渡辺豊子君入場）

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第23 議案第48号 熊取町公民館条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第48号 熊取町公民館条例についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、令和6年4月の開館に向けて整備中の熊取町公民館について、開館後の施設の設置、管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、現行の公民館条例の全部を改正し、この条例案を提出するものです。

2ページをご覧ください。

条例の冒頭部分ですが、現行の公民館条例の全部を改正するものでございますので、新旧対照表はございません。この条例の全部改正につきましては、現行の公民館条例の規定からお示ししている熊取町公民館条例の案に全部改正するもののうち、内容的に変更のない条文も含んでおりますが、細かな文言改正も含めて改正内容が多岐にわたることから、全部改正という形を取らせていただきました。

それでは、順次条例の内容についてご説明を申し上げます。

第1条は、公民館の設置やその目的について規定しております。

社会教育法第20条では、公民館は住民のために、実際生活に即する教育、文化事業を行うことで、住民の教養向上、健康増進、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する旨規定されております。

第2条は、公民館の名称及び位置を規定しており、名称、位置ともに従来と変更はございません。

第3条は、施設管理を教育委員会が行う旨を規定しております。

第4条は、公民館の運営に必要な職員の配置、定数、任免等に関して規定しております。

第5条は、施設の使用許可に関する規定で、使用許可申請は事前に行い、許可を受けないと使用

できない旨を規定しております。

第6条は、公民館の使用許可の制限について規定しており、許可制限するケースは記載の5種類となります。第1号は、公の秩序や善良の風俗を乱すおそれが認められるとき、第2号は、建物や設備を汚損、破損、滅失するおそれがあるとき、第3号は、法第23条に該当するときやそれに準じる行為があるとき、第4号は、施設管理に支障があるときなどとなっております。第3号の法第23条とは社会教育法第23条を指しており、内容としては、公民館の運営について営利目的の行為や特定の政党の利害に関わる事業をしてはならないなどが規定されております。

第7条は、公民館の使用許可の取消し、使用制限、使用停止等をする場合について規定しており、第1号では、第6条使用許可の制限等をする場合の4項目のいずれかに該当するとき、第2号では、法令違反や法令に基づく指示に従わないとき、第3号では、緊急やむを得ない事由で教育委員会が公民館を使用するとき、こういうときには使用許可の取消し等を行う場合があると規定しております。

第8条は、使用料の額を規定しております。

議案書4ページをご覧ください。

使用時間の区分は、記載のとおり午前、午後A、午後B、夜間A、夜間Bの5区分とし、午前のみ3時間、それ以外は2時間で区分しております。使用料は部屋の大きさや使用時間等に応じた額としており、文化交流ラウンジは午前2,400円、1時間当たり800円、創作室は午前1,200円、1時間当たり400円、和室は午前600円、1時間当たり200円、文化創造室Aは午前1,500円、1時間当たり500円、文化創造室Bは午前2,400円、1時間当たり800円、講座室Aは午前900円、1時間当たり300円、講座室Bは午前1,200円、1時間当たり400円、料理教室は3時間を1区分として1,800円、1時間当たり600円と設定しております。

備考では、2区分以上使用した場合はその区分の合計額としております。

議案書の3ページにお戻りください。

第9条は、使用料の減免をすることができる旨規定しており、その具体的な運用は、この条例案の第15条その他の規定に基づき規則で定めることとしております。

第10条は、使用料の還付について規定しており、既に納付された使用料は原則還付しませんが、第1号として使用者の責任にはできない理由で使用しなかったとき、第2号として緊急的に教育委員会が使用するとき、第3号として使用日の3日前までに取り消したときは、使用料を還付する場合があります旨規定してございます。

第11条は、許可を受けた目的外の使用、使用の権利を譲渡すること、部屋を転貸することを禁止する旨の規定でございます。

第12条は、使用後の原状回復義務について規定しております。

第13条は、建物や設備、備品等を壊したときなどは、使用者でその損害を賠償する旨の規定でございます。

第14条は、教育委員会が免責となる場合を規定しており、第1号では、第7条規定、いわゆる第6条の許可制限の事由に該当したり、法令違反や緊急的に教育委員会が使用した際に生じた損害、第2号は、公民館の使用の際、町側に過失がなく使用者や第三者に生じた損害、こういう場合には教育委員会としてはその責めは一切負わない旨を規定しております。

第15条は、その他の規定として、この条例の施行に関して必要な事項は委員会が別に定めるとし、規則等で運用の詳細を規定していく予定でございます。

最後に、附則でございます。

施行日は令和6年4月1日から施行するもので、この施行の日より前の準備行為については、附則の第2項で行うことができるものとしております。

以上で、議案第48号 熊取町公民館条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第24 議案第49号 熊取町文化ホール条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第49号 熊取町文化ホール条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和6年4月の開館に向けて整備中の熊取町文化ホールについて、開館後の施設の設置、管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、町民会館条例を廃止し、この条例案を提出するものです。

議案書の2ページをご覧ください。

第1条は、文化ホールの設置目的に関する規定で、町民の文化芸術活動の拠点として、町民に文化芸術に触れる機会を提供し、地域の文化創造を図ることを目的として、熊取町文化ホールを設置するものでございます。

第2条は、文化ホールの名称と位置を定めております。名称は熊取町文化ホール、位置は熊取町野田2丁目9番15号としており、現在建設中の役場来庁者駐車場の所在地としてございます。

第3条は、文化ホールの施設管理を教育委員会が行う旨の規定でございます。

第4条は、文化ホールの運営に必要な職員の配置、定数、任免等に関して規定しており、公民館条例と同様の規定でございます。

第5条は、ホールの使用許可に関する規定で、使用許可申請は事前に行い、許可を受けないと使用できない旨を規定しており、公民館条例と同様の規定でございます。

第6条は、文化ホールの使用許可の制限について規定しており、許可制限するケースは記載の4種類となります。第1号は、公の秩序や善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、第2号は、建物や設備を汚損、破損、滅失するおそれがあるとき、第3号は、施設管理に支障があるときなどとなっております。

第7条は、公民館の使用許可の取消し、使用制限、使用停止等をする場合について規定しており、第1号では、前条各号、使用許可の制限する場合の4項目のいずれかに該当するとき、第2号では、法令違反や法令に基づく指示に従わないとき、第3号では、緊急やむを得ない事由で教育委員会が公民館を使用するときは、使用許可の取消し等を行う場合があると規定しています。これも公民館条例と同様の規定となっております。

第8条は、使用料の額を規定しております。

議案書の4ページをご覧ください。

(1)はホールの使用料ですが、使用時間の区分は記載のとおり午前、午後、夜間の3区分とし、午前のみ3時間、それ以外は4時間で区分しております。ホール部分の平日の午前の1万4,400円、午後の1万9,200円は、いずれも1時間当たり4,800円で設定をしており、午前は3時間分、午後は4時間分としております。また、夜間の2万3,200円については1時間当たり5,800円で、午前・午後の時間単価4,800円より1,000円加算しております。

また、ホールの休日等につきましては、午前の1万8,000円、午後の2万4,000円は平日の使用料のおおの25%増額したもの、時間単価は6,000円とし、夜間2万8,000円につきましては時間単価を7,000円とし、休日の午前・午後の時間単価6,000円に1,000円加算したものとしております。

リハーサル室につきましては、平日の午前1,500円、午後と夜間は2,000円とし、いずれも1時間



当たり500円で設定をしております。また、リハーサル室の休日等につきましては、平日の使用料におおの20%増額したものに設定しております。

楽屋1・2につきましては、平日、休日等の区分はなく、午前900円と午後、夜間の1,200円とし、1時間当たり300円で設定をしております。

すぐ下の備考になりますが、第1項では、休日等の定義を定めております。第2項では、入場料を徴収する事業に関しては割増し料金を加算するもので、(1)入場料が2,000円を超え4,000円以下の場合には使用料の3割増し、(2)で、4,000円を超える場合は5割増しとするものでございます。第3項では、ホールで公演する場合、準備や練習で使う場合は使用料を5割に減額するものでございます。第4項は、端数処理に関する規定でございます。

次に、(2)附属設備の使用料を規定しております。

附属設備となる備品の使用料は、町民会館のときにはなかったものですが、今回の新ホールの運営に当たっては、専門的な備品を備えたりホール利用者に満足いただけるような設備を整える予定で、一定のランニングコストも生じることから、今回、使用料として新たに設定するものでございます。

備品の種類ごとの使用料は、大きく、舞台設備、照明設備、音響・映像設備、楽器その他に区分し、使用料は記載のとおりでございます。とりわけ議案書の6ページ、表の下から2番目、グランドピアノにつきましては、この後、議案第54号でご提案しておりますグランドピアノの購入についてご可決をいただいた場合に導入するピアノの使用料となり、1回当たり1万円と設定をしております。

すぐ下の備考となります。

第1項は、附属設備の使用料を午前、午後、夜間の利用区分ごとに1回と算定する規定でございます。第2項は、使用時間を延長した場合の使用料を規定しており、1時間当たり3割の加算をするものでございます。第3項のピアノの使用料には、調律料は含まないものと規定しております。第4項は、附属設備の表の一番下にある持込器具電源使用料について、持ち込んだ器具が複数ある場合、その器具の定格消費電力を合計した使用料をお支払いいただきますが、その電力量の端数処理を規定したものでございます。第5項は、使用料の端数処理を規定したものでございます。

議案書の3ページにお戻りください。

第9条でございます。第9条は、使用料の減免をすることができる旨規定しており、その具体的な運用は、この条例案の第15条その他の規定に基づき規則で定めることとしており、公民館条例と同様の規定でございます。

第10条は、使用料の還付について規定しており、既に納付された使用料は原則還付いたしません。1つ目として使用者の責任にはできない理由で使用しなかったとき、2つ目として第7条第3号で定める緊急的に教育委員会が使用するとき、3つ目として規則で定める期日までに取消ししたときは、使用料を還付する旨規定してございます。

第11条は、許可を受けた目的以外の使用、使用の権利を譲渡すること、他人に使用させることを禁止する旨の規定でございます。

第12条から第15条は、公民館条例と同様の規定ぶりでございます。

第12条は使用後の原状回復義務について、第13条は、建物や設備、備品等を壊したときなどは使用者でその損害を賠償する旨の規定、第14条は教育委員会が免責となる場合の規定、第15条は規則等で運用の詳細を規定していく旨の規定でございます。

最後に、附則でございます。

第1項の施行日は令和6年4月1日から施行するもので、この施行の日より前の準備行為については、附則の第4項に規定のとおり、必要な手続について施行日前でも行うことができる旨としております。また、附則第1項では、この準備行為は条例の公布の日以降にできるものとするものです。

第2項は、ホールの使用開始日について、教育委員会が別に定めることとしております。現在、令和6年4月1日からの使用開始に向け建設工事や備品購入等の準備を進めておりますが、今後の建設工事の進捗に合わせて利用開始日を定めることができるよう規定しているものでございます。

第3項につきましては、町民会館条例は、この文化ホール条例の施行と合わせて廃止するものでございます。

以上で、議案第49号 熊取町文化ホール条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第25 議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事です。

次に、契約の方法です。制限付一般競争入札により契約でございます。

契約の金額は1億7,941万8,800円です。

契約の相手方です。大阪市西区土佐堀1丁目4番14号、株式会社日設関西支店、取締役上席執行役員支店長長尾 正でございます。

次に、入札経過についてご説明をいたします。

制限付一般競争入札要綱に基づき、令和5年4月11日付で熊取町告示第61号により本件工事について公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領に基づく郵便入札を実施いたしました。令和5年5月24日執行の応札業者4者による開札において同価の最低価格を提示した3者により、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきくじ引により落札候補者順位を決定し、第1位から3位までの落札候補者を決定いたしました。

開札終了後、落札候補者順位が第1位の株式会社日設関西支店について入札参加資格要件を満たしているか否か審査を行い、落札候補者として決定し、同社から翌5月25日午後1時を期限に必要な書類の提出を求め、事後審査資料について同日開催の第3回熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者と決定したところでございます。

次に、工事の概要についてご説明いたします。

1ページに添付しております資料をお開きください。

工事名称は、熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事です。

工事箇所は、熊取町野田1丁目地内。

工事概要は、機械設備工事としまして機械設備工事一式、こちら、室内機107台の更新でございます。同じく機械設備工事として配管設備工事一式、電気設備工事としまして室内機及び室外機電源工事一式、建築工事としまして内装工事の天井改修447.0平方メートル、同じく建築工事として雑工事一式でございます。

以上のとおりでございます。

工期は、議決日より令和6年3月15日まででございます。

3ページから6ページに各階施工箇所の平面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第50号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第26 議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町立東小学校大規模改造工事（3期）について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的です。熊取町立東小学校大規模改造工事（3期）でございます。

契約の方法です。指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は1億885万4,900円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店でございます。代表取締役植園清美です。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領に基づき、令和5年4月28日付で指名連絡を5者に行いました。続いて、令和5年5月26日執行の応札業者5者による開札において最低価格を提示した5者において、落札者をくじ引により決定いたしました。

次に、工事概要でございます。

次の資料をお開きください。

工事名称は、熊取町立東小学校大規模改造工事（3期）でございます。

工事箇所は、熊取町久保4丁目地内。

工事概要でございます。屋根改修工事といたしまして719平方メートル、外壁改修工事といたしまして1,695平方メートル、内装改修、床改修でございます。こちらは1,113平方メートル、電気設備工事一式、機械設備工事一式、その他工事として一式となっております。

工期につきましては、議決日より令和5年12月1日まででございます。

3ページに工事範囲を示す配置図、4ページから6ページに各階での平面図、7ページに立面図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第51号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第27 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的です。熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）でございます。

契約の方法です。指名競争入札による契約でございます。

契約金額は4,861万2,300円でございます。

契約の相手方は、大阪府門真市末広町40番3号、日匠テック株式会社、代表取締役尾松慎介でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和5年4月28日付で指名連絡をファクスにて5者にしてございます。令和5年5月26日執行の応札業者5者による開札において最低価格を提示した2者において、落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事概要でございます。次ページ、資料をお開きください。

工事名称は、熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期）でございます。

工事箇所は、熊取町五門東1丁目地内でございます。

工事概要です。⑨棟、⑱棟トイレの改修となっております。建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、その他工事一式となっております。

工期については、議決日より令和5年11月30日まででございます。

3ページ、工事範囲を示す配置図をお示ししてございます。

以上で、議案第52号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第28 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について説明いたします。

議案書をご覧ください。

町立小・中学校校務用ノートパソコン機器について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入物品については、町立小・中学校用の校務用ノートパソコン機器でございます。

次に、契約の方法ですが、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、949万3,000円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代

表取締役迫田 洋でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和5年4月20日付で指名連絡をファクスにて23者に行い、同年5月12日執行の応札業者3者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、購入物品の概要について説明します。

2ページをお願いします。

購入物品及び数量については、1つ目としてノートパソコン78台の購入、2つ目のオフィススタンダードから5つ目のアクロニス・スナップ・デプロイ・フォー・PC・デプロイメント・ライセンスにつきましては、それぞれ各小・中学校での業務で必要となるソフトウェアでございます。

納入場所については、町立小・中学校8校と教育委員会事務局で、納入期限は令和5年8月24日としてございます。

以上で、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第29 議案第54号 グランドピアノの購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第54号 グランドピアノの購入についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

（仮称）文化ホール用に備える予定のグランドピアノについて、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は、グランドピアノでございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、3,161万4,660円でございます。

契約の相手方は、兵庫県神戸市中央区加納町6丁目3番1号、アーバンライフ神戸三宮ザ・タワー1階、ミュージウエスト株式会社、代表取締役三木俊彦でございます。

次に、物品購入の概要でございます。

購入物品名及び数量は、フルコンサートグランドピアノ（スタインウェイ&サンズ社製のモデルD-274）1台でございます。

納入場所は、熊取町野田2丁目地内、（仮称）文化ホールとなります。

納入期限は、令和6年3月31日でございます。

次に、随意契約としました理由等についてご説明を申し上げます。

まず、購入物品名に記載のスタインウェイ&サンズ社製のモデルD-274を選定した理由でございますが、4点ございます。

1点目は、世界最高クラスのフルコンサートグランドピアノとして国際的に高い評価を得ていること、2つ目に、アーティストの多くがスタインウェイ&サンズ社製のピアノを指定しており、今後のアーティストの招聘の幅を広げることが可能であること、3つ目として、地域の皆さんが世界

最高級のピアノを使用できる機会を創出し、地域文化振興への寄与が期待できること、4点目として、近隣市町をはじめ多くの公共ホールで同型のピアノの採用実績を持っていること、この4点が理由となります。

また、契約の相手方につきましては、購入するスタインウェイ&サンズ社製のピアノは、国内では同社の子会社であるスタインウェイ・ジャパン株式会社の正規特約店を通じてのみ販売が許可されており、なおかつ正規特約店の販売エリアは社内規程で厳格に定められているところです。本町の場合は、大阪府を含む近畿エリアで販売許可があるミュージウエスト株式会社を購入業者として選定するものでございます。

以上で、議案第54号 グランドピアノの購入についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第30 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、中央小学校及び西小学校の増改築設計等に係る経費、保育所等における児童送迎用バスへの安全装置設置に対する補助金などでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,100万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるとしており、順次説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、河川維持事業につきましては、普通河川見出川の法面崩壊に伴う応急復旧工事への充当分を追加するもので、限度額を3,880万円から4,370万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金96万5,000円の増額につきましては、母子保健一般事務経費における保健師の任用に充当するものでございます。その下の保育対策総合支援事業費補助金140万円の増額につきましては、保育事業補助金のうち、児童送迎用バスへの安全装置設置補助金に充当するものでございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金399万

9,000円の増額につきましては、ワクチン接種の体制整備に係る経費に充当するものでございます。その下の妊娠・出産包括支援事業費補助金84万5,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援交付金と同じく、母子保健一般事務経費における保健師の任用に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域医療介護総合確保基金事業費補助金110万円の増額につきましては、地域密着型サービス施設整備事業補助金に充当するものでございます。その下の子ども・子育て支援交付金24万1,000円の増額につきましては、国庫と同じく母子保健一般事務経費における保健師の任用に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金810万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。その下のくまとりふるさと応援基金繰入金5,982万6,000円の増額につきましては、指定寄附のうち絵本やおもちゃ等の購入に係る経費に充当するもの及び小学校施設整備事業にそれぞれ充当するものでございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げた内容となります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の地域共生社会推進事業、費用弁償10万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当差額分でございます。

次の目 老人福祉費の社会福祉施設整備事業、地域密着型サービス施設整備事業補助金110万円の増額につきましては、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金の上限改定に伴うものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、会計年度任用職員報酬103万円の増額、その下の期末手当18万6,000円の増額、その下の費用弁償3万円の増額につきましては、職員の育休に伴うものでございます。その下の民間保育所等助成事業、保育事業補助金140万円の増額につきましては、児童送迎用バスへの安全装置の設置に対する補助金でございます。

その下の目 児童福祉施設費の保育所運営事業、消耗品費10万円の増額につきましては、町内保育所等における絵本やおもちゃ等の購入に係る経費でございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出金110万8,000円の増額につきましては、職員の育休に伴う会計年度任用職員の任用に係る経費の繰出金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の母子保健一般事務経費、会計年度任用職員報酬268万6,000円の増額、その下の期末手当41万3,000円の増額、その下の費用弁償4万2,000円の増額につきましては、保健師の欠員補充に伴うものでございます。

その下の目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、接種記録等入力作業委託料399万9,000円の増額につきましては、秋開始接種に向けたワクチン接種記録等入力業務でございます。

項 清掃費、目 し尿処理費の旧し尿処理場維持管理事業、調査委託料262万1,000円の増額につきましては、地歴調査結果に伴う土壌汚染状況調査委託料でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、物件移転等補償費683万2,000円の増額につきましては、地権者への太陽光売電に係る補償費でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 建設事業費の小学校施設整備事業、建築確認等手数料68万5,000円の増額、その下の測量・設計・監理等委託料5,904万1,000円の増額につきましては、中央小学校及び西小学校増改築設計等に係る経費でございます。

14ページ以降でございますが、14ページ、15ページは補正予算給与費明細書でございます。今回の補正予算における報酬及び職員手当の増減額について、比較の表でお示ししております。

次の16ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。それぞれ後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第31 議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の育児休業に伴う代替会計年度任用職員の任用に伴う人件費を補正するものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,435万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金110万8,000円の増額につきましては、歳出における会計年度任用職員の任用に伴う人件費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の款 諸収入、項 雑入、目 雑入5,000円の増額につきましては、会計年度任用職員個人負担分の雇用保険料の補正でございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事務事業111万3,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う報酬80万7,000円、職員手当等12万円、共済費16万5,000円、旅費、交通費2万1,000円の補正でございます。

10ページ以降の補正予算給与費明細書については、後ほどお目通しくさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりのご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（河合弘樹君）以上で、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---



(「16時56分」散会)

---

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

## 令和5年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和5年6月27日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 野津 恵
総 務 部 長 藤原 伸彦	住 民 部 長 巖根 晃哉
住 民 部 理 事 山本 浩義	健康福祉部統括理事 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 山田 大河	会計管理者兼会計課長 野原 孝美
教 育 次 長 阪上 敦司	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第48号 熊取町公民館条例  
議案第49号 熊取町文化ホール条例  
議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）  
議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））  
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））  
議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について  
議案第54号 グランドピアノの購入について  
議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）  
議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）  
委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例  
議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書  
議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書  
議員提出議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書  
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

---

(「10時00分」開会)

---

議長(河合弘樹君) なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(坂上昌史君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月20日午後1時30分から、委員7名出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、令和5年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件、委員会提出議案として、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の件、議員提出議案として、特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の件、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の件、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の件、以上5件を追加議案といたします。

なお、この5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(河合弘樹君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、委員会提出議案1件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長(河合弘樹君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第48号 熊取町公民館条例の件、日程第2 議案第49号 熊取町文化ホール条例の件、日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について(熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事)の件、日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について(熊取町立東小学校大規模改造工事(3期))の件、日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取中学校トイレ改修工事(2期))の件、日程第6 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件、日程第7 議案第54号 グランドピアノの購入についての件及び日程第8 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件、以上8件を一括して議題といたします。

本8件は、6月14日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(文野慎治君) おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、6月21日

午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第48号 熊取町公民館条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 熊取町文化ホール条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 グランドピアノの購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 熊取町公民館条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 熊取町文化ホール条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第50号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 グランドピアノの購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第9 議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件についてを議題といたします。

本件は、6月14日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(二見裕子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託されました議案の審査を行うため、6月20日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会の報告を終わります。

議長(河合弘樹君)以上で、事業厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第56号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、追加議事日程第1 議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、小・中学校の給食費無償化に伴う経費及び自己都合退職に伴う人件費の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,278万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億7,378万4,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1,559万円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。その下のくまとりふるさと応援基金繰入金1億719万4,000円の増額につきましては、小・中学校給食費無償化に充当するものがございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当1,381万6,000円の増額につきましては、職員の退職に伴うものがございます。

次の款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、会計年度任用職員報酬154万1,000円の増額、その下の期末手当19万5,000円の増額、その下の費用弁償3万8,000円の増額につきましては、職員の欠員に伴う事務補助員の任用経費でございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金7,033万円の増額及びその下の項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金3,686万4,000円の増額につきましては、小・中学校の給食費無償化に伴うものがございます。

続いて、10ページ、11ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

今回の補正予算における給与費の増減額についてお示ししておりまして、10ページでは、2、一般職の総括として、報酬及び職員手当の増額について比較の行でお示ししております。

次の11ページは、上段のAで会計年度任用職員以外の職員、下段のIで会計年度任用職員に区分の上、同じく今回の補正予算に係る増額を比較の行でお示ししております。

次の12ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君） それでは、今回の追加の補正議案について質問させていただきます。



9 ページのところですが、今回追加補正の主たる内容は、職員の自己都合退職に伴う退職手当、そして、小学校給食及び中学校給食の時限的な無償化、給食費の補助ということで、追加補正議案が出ているわけなんです。退職手当の分は追加補正で出てくるのはやむを得ないとして、小学校給食及び中学校給食のこの無償化の議案が追加補正という形での提案になったその理由及び今回の補正に関しては、保育所関係、保育所等の副食費無償化の分が含まれていないわけですが、その点の理由、そのことについてご説明願います。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） まず、1 点目の追加補正となった理由でございます。

昨今の消費者物価指数等においての物価高が続いている状況と、あと5類となったものの社会経済情勢においては新型コロナウイルスの不安要素も残っている大きな現状の中で、まず、今回は一般質問でも2人の議員からもご質問を受けております。ちょうどそのタイミングもあつたかと思うんですけども、今回、国のほうで少子化対策ということで給食費の無償化、特に3月ぐらいから政府自民党のほうで、いわゆる次元の異なる少子化対策ということで論点整理にも入っております。実際にその6月議会における給食費の無償化の一般質問のタイミングでも、その行方がどうしたものかなというところで見据えながらお受けしたようなところでございます。

さらに、今回、ちょうど一般質問をお受けしたタイミングで、政府のほうでちょうどこども未来戦略という形で方針を決定されて発表されたのが、ちょうど質問を受けているそのタイミングでございました。その中では、給食費の無償化が今後どうなっていくのかなというところの分、一定国の方針が明らかになってございます。そのような状況もありまして、今回の一定の判断ができるタイミングになったということもございました。

特に給食費の無償化については、実際のところ中に書き込まれていたところが、まず全国ベースの実態調査を行う、いわゆる学校給食法だと思んですけども、法制面の課題等の整理を行っていくということで、具体的な方策は今後という形で書かれておりました。その後も骨太の方針でも実際のところあまり踏み込んだところがなく、課題整理を行うという状況にとどまっております。国の責任である程度その部分は前に進むのかなということも一定期待していたところですが、6月議会の中でそういう国の発表もあつたところがございます。

あと、そうしたときに町としてどうしていくのかというときには、9月補正でという考え方もあつたんですけども、実際無償化を進めた場合については、9月補正ですともう2学期が始まっていますので、学校側の給食費の徴収に係る負担とかそういう手間もありますので、今回6月補正に間に合うということでありましたので、追加で上げさせていただいたというのが一つその背景にございます。

以上、1 点目の理由でございます。

2 点目につきましては副食費関係でございます。

今まで給食費、副食費という形でやらせていただいていた部分があるんですけども、一定地方創生臨時交付金を活用してというところの部分がございました。今年度交付される地方創生臨時交付金につきましては、1人当たり3,000円の地域振興券事業、あと、給食費や民間園に対する副食費の物価高騰軽減対策ということで、5月の臨時議会でご可決いただいたところではございます。

実際に議会の答弁の中でも、中学校だけ無償化をやっている市町村もあるということで、限られた財源でできる限りの取組を進めていくという考え方で事業の中身を模索した中で、今回は小・中学校の範囲で給食費を無償化するべくご提案させていただいているような状況です。

そういう点で言うても、今回、全て基金、いわゆる臨時交付金じゃなくて基金を使つての予算となりますので、一定そういうところの部分を想定して、小・中学校の給食、副食費ということでご提案させていただいているような次第でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）保育所のほうの副食費無償化に係る費用というのは、もし、それも含めてやった場合にはあとどれぐらい費用がかかったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）保育所の副食費の無償化ですけれども、令和4年度で、12月から3月にかけて4か月間交付金の活用をさせていただいて無償化をやったところなんですけれども、そのときの経費が約2,200万円かかっています。それで、月数で算出しますと、今回の学校でやる2学期からというふうなところでざっと計算すると3,500万円ぐらいの経費がかかるのではないかと、うふうに見込んでおります。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今、保育所の副食費無償化も実施したとすれば、あと3,500万円ぐらいということの説明がございましたが、できればそこまで踏み込んでやっていただきたかったなという思いもあります。今回、後ればせながら小・中学校の給食費無償化を追加補正でやるということの決断をしていただいたということについては、もちろん我々も賛成するものではありませんが、先ほどのご答弁の中でも、今回の一般質問の中で2人の議員からそういう要望が出ているということの説明がございましたが、我々共産党議員団としても、これまで3月議会での鯉谷議員の一般質問の中でも要求しておりますし、そしてまた、毎年提出しております予算要望書の中にも掲げております。また、今年度の予算委員会の中でも、予算委員としての発言あるいは意見要望という形で、給食費無償化の継続を発言しております。

もちろん、他の議員の方々も、当然そういう思いをいろんな形で表明していることと思いますが、共産党議員団としても、この間一貫して学校給食費無償化を継続して要望してきたということをつけ加えておきたいと思っております。

今後、恒久的な学校給食の無償化ということも、当然、懸案といえますか課題になってくるんですが、恒久的な無償化という点では、今後の方針は考えておられますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほども触れさせていただいたんですけれども、一定国自体が給食費の無償化についてはやっていく必要があるだろうという判断をしている中で、そのあたりの状況は当然踏まえながら検討していく材料にしなあかなというのは当然あるかと思っております。

ただ、それまでの間とかいう、そういう議論もあろうかと思っておりますけれども、実際は次年度以降の予算となりますので、当然予算編成とかそういう中で、検討課題とはなっていないかと思っております。市町村自体、いろんなところでそういう給食費の無償化、ちょこちょこ始まっているというのは当然承知しているところなんですけれども、全国的なそういう要望活動の中で、特に全国町村長会というそういう組織の中での、そういう代表の方が国の閣僚の方と議論する機会とかもある中で、やっぱり町村というのはどうしても財政的には基盤が弱いという中で、全国的に必要なであろうという少子化対策の中で、財政力があるからできる、ないからできないという、そういうことがないように国のほうに要望しているという、そういう状況もございます。

そういう中で、国の検討課題の中で最終的に決まっていくような形になろうかというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）補正予算の内容で、先ほど坂上巳生男議員が質問された小・中学校の学校給食費の無償化、これは思い切った政策、皆さんの声を反映されてこういう政策を進めるということ、非常に評価をしておりますので、ありがとうございます。

ちょっと2、3聞かせていただきたいのは、1つは、この財源となっておりますふるさと創生の

基金、この1億719万4,000円ですか、これを使った後、どれだけ残額があるか教えてください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。  
総合政策部長（東野秀毅君）令和3年度末の決算の段階で33億円ですので、そこに今現在、予算として8億円ぐらい、予算書の2ページに載っている分で8億円入っているかと思うんです。8億円ですね。だから、今現在、予算上載っていないのが25億円という形となります。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほどの答弁で、保育所等、副食費を同じように2学期、3学期無償化することになれば、3,500万円ぐらいという話がありましたですけれども、皆さん方役場のほうでは頑張ってください、毎年それなりのふるさと納税がありますし、この3,500万円なぜできないのかなというのがちょっと疑問でして、非常にやっぱり小・中学校と保育所とアンバランスになるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、三千数百万円というその規模感というところのご意見頂戴しているところなんですけれども、今これ6月補正段階で、もう既に基金繰入れというのは予算上で17億8,700万円、実はもう予算上入っているような状況なんです。さらに、これ去年と比べますと、去年が13億4,400万円、今年度は4億円以上の基金繰入れをしまして、そのような財政状況も踏まえて、今回の事業規模、どこいくのかというところも検討したというのが実際のところでございます。

あと、バランスというところもご意見頂戴したところですが、令和5年度は保育所関係で第2子の保育料等の部分もいっていますし、保育環境の充実ということでICT化等にも予算も入っていますので、令和5年度で見てバランス的に何か偏っているという部分は、基本的にはないのかなというふうに私は考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）保護者の目から見れば、小・中学校、同じ兄弟でも小学校と保育所というのは当然あると思うんで、第2子の無償化、それからICTに経費を使っているよというのは、それも分かりますけれども、それも一つの少子化対策の一点だと思うんですけれども、この給食、副食費にすればそういうバランスは保たれないんじゃないかなというふうに、説明は苦しいんじゃないかなと思います。

それと、最終的には、これ学校教育法の改正で保護者負担というのが消されて、当然国なり都道府県なり市町村が面倒を見るというような形が一番望ましい形で、それがこの秋から年末にかけて結論が出るというのは、それが進められているというのは理解しているんですけれども、これ、同じようにやるんだったらその不満も出てくんじゃないかなという、そういうことは想定されていますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）そういうご意見が出てきたときには、丁寧に第2子無償化等の予算も計上しているというところと、あと、5月の臨時議会で物価高騰分ということで、地方創生臨時交付金を活用して一定措置している部分もございますということで、丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君）まず、2学期、3学期、給食費無償化をしていただき、ありがとうございます。

聞きたいことが何点かあります。一般質問の際に、僕と坂上昌史議員が、今回の選挙、そしてまた選挙前の住民の皆さん、特に子育て世代の保護者の方々の意見を集約して、2人が一般質問をし

た際には、答えが、やはり多額の費用がかかる、一般財源を使うので困難だ、経常費用を考えると難しい、そういったちょっとマイナスな回答が返ってきたように思われ、そして、それが6月13日の1日目の我々の、2日目やったかな、一般質問の際に言わせていただきました。そこから1週間たった6月20日の事業厚生の上に、ちょっと説明をさせていただきたい、こういうことをさせていただきたいというふうな、この1週間で何が変わったのかなというのをちょっと教えていただけますか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 先ほど、坂上巳生男議員の際にもちょっと触れさせていただいたんですけども、一般質問のそういう答弁、みんな確認していく中で、まず一つは、そのときには国のことも未来戦略というのがまだ正式に決定されていなかったという部分もあります。そういう方向性を一定を見る必要があるというのが、まず1点ございました。

その後、骨太の方針でも実際次年度にどんなんが出てくるかというのを、やっぱりこれも見る必要があったのかなというところもあります。

あと、経常的な経費というのは、これはもう恒久的な制度としてやるんやったら当然毎年1億5、6千万円ですか、それぐらいの費用が毎年かかってくると。それで、今の日本全国のルールで言えば、それはもう全部自分のところの財布から出してくださいという話になりますので、補助金とか交付税は一切入らないという形となります。

これが、恒久的な制度という形になるとなれば、先ほど田中議員もおっしゃっていたように、学校給食法の法の制度の改正も当然出てくるということで、そういうところもきちっと整理された中で進んでいくべき話であろうかという、ある程度そういう手続的なものも当然頭に入れた中で、まず、毎年まだ1億5,000万円というのは、これ10年したら15億円で、ホール一個建つぐらいのやっぱり事業規模のお金になります。

例えば、一定予算規模の限られたものを配分している関係で、場合によってはその予算を道路の舗装とかの改修に回したらいろんなところももっとできるとか、やっぱりそれぐらいの事業規模の予算となると、いろんな人のご意見を聞いた中でやっぱり当然決めていくべき話というところになってくる中で、国の大きな方針が一定示された段階で、今回は2学期、3学期という今年度中ということでの一定の区切りの中で予算を提案させていただいたという状況がございました。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） そしたら、ふるさとを結局使うということで、ふるさとの中でも、今もこの間、近藤課長から7項目になったと。その前は3項目しかなかった中で、先ほど豊一議員からも残り幾らあるんだというようなお話がありましたが、答弁の際に、やはりふるさとを使ってみようかなとかというような答弁もしてほしかったかなと。ただ単に単費から出すだけじゃなくて、せっかくふるさとで教育や子どものために使ってくださいと、インクルーシブ遊具の件の際るとき、僕、多分言うたと思うんですけど、ふるさと基金をためるだけやったらあまり意味がないと思うんです。やはり何か還元して使っていて、それでまた全国の皆さんから熊取町にふるさと納税をしてもらって、回って回って使わなければいけないというところで、今回はふるさとのほうからこういう形で使っていただけるのはすごくうれしいんですけども、やはり我々議員も一般質問の際にはいろいろと調べております。なので、今回の答弁の中でも、この15日間ぐらいで情勢が変わったと言われますけれど、これは国の調整も確かに必要かと思いますが、熊取町単独でもできる事業なので、ぜひともこういうところは柔軟にこれから対応していただけたらうれしいかなと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君） 私が一般質問した中で、早々に予算化していただいております。

今まで質問された方を聞いていたんですけども、国の方針が大体見えてきたのでというところ

ろは理解するんですけれども、私の質問の中でも町長のご意見をお伺いしたときも、こんなに早くやるとは思っていないような答弁やっただんですけれども、町長に関して、早々に追加補正で上げてきた、上げようと決めた理由、ポイントがあれば教えてください。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来、東野部長からお答えしているというのが本筋でございます。

熊取町の財政運営、長期的、中期的、短期的なそういった視点から運営をさせていただいている中で、ふるさと応援基金の使い方、それ以外の税収をどのようにして住民の皆様に還元していくかということ、日々、担当部局、関連部局と相談しながら、検討しながら進めているわけでありまして、その長期という観点のほうが、その時々によってはウエートが大きくなったり、またその年には、また短期というふうなことを優先するというふうな場合もございます。

今回の場合につきましては、皆さん方から質問をいただいた中で、そのときにはなかなかいいお答えができなかったわけでありましてけれども、国の動向、単独で熊取町の独自判断、これらいろいろと、担当部局、政策部局の中でいろいろと検討してまいりました。その結果が、皆さん方、突然2週間で変わったというふうなことをおっしゃられるんですけれども、その都度その都度の我々の検討の結果として受け取っていただければありがたいなというふうに思います。

皆さん方のご意見、また住民からのご意見、真摯にその都度その都度検討しながら前向きに進めている、そういった結果だどご理解願えればありがたいです。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、質疑というか要望になるかと思うんですけれども、この小・中学校の給食費の無償化につきましては、今、それぞれの議員が今質問していたとおり、その思いは一緒であります、私たちも熊取公明党といたしましても、今この物価高騰の中で本当に子育て大変だということ、また、町民の皆さんも生活大変、やりくり大変ということ、3月20日に物価高騰から町民生活を守り抜くための追加支援策を求める要望書ということで、地方創生臨時交付金を使って給食費の無償化、また副食費の無償化、そして地域振興券の配布等要望させていただきました。そのことを5月の臨時議会のときにもお話をさせていただきました。

そのときには、高騰分だけの無償化案、高騰分だけを保護者負担をなくすというような答弁で、臨時議会のときはそれで終わっておったわけなんです、そのときに、全部無償化にすればどれだけかかるのかということも聞かせていただいたときに、小・中学校無償化につきましては1年間で1億6,000万円程度という答弁いただきました。副食費につきましては、1年間副食費無償化にすると6,000万円というふうな、そのときは答弁いただきました。そのときは、地方創生臨時交付金を使っただけの対応なので、この額は難しいという答弁だったんですが、今この状況はそのときと変わってなくて、その中で、国のほうも今動きがある、次元の異なる子育て支援というところで国の方向が見えてきたからというふうなことで、この6月議会の補正予算で急遽こういう追加補正が上がってきたというところは、全然反対するものじゃなくて大いに賛成させていただくんですけれども、本当に一般質問でもありました、それぞれ要望もしている中で、その決断の遅さというんですか、その辺をちょっと指摘させていただきたいなというふうに思います。

それは、やっぱり町長の決断の遅さじゃないかなというふうに思っております、状況を見て、本当に今町として何が必要かということをしつかりと早く決断していただきたいなと、一般質問もしているときに、即前向きに検討しますといった答弁があってもよかったのではないかなというふうに思っております、そういったことを少し意見として、また要望として述べさせていただきます。

そして、今、国のほうのこども未来戦略等ありまして、また公明党といたしましても、子ども・子育て支援トータルプランというものを国のほうに提言しておりまして、その中でいろいろと次元の異なる支援を今国のほうが検討していただいておりますが、その中で、先もってもう来年度の予

算におきましても、恒久的に小・中学校の給食費、そして保育所の副食費の無償化、その分もしっかりと予算に恒久的に盛り込んでいくんだという、そういうことを検討していただきたいということを要望させていただきたいと思います。その辺、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現状、恒久的な制度として盛り込もうというのは、やはり熊取町の今の財政状況から見ますと、極めて難しいとしかちょっとお答えしようがございません。

令和4年の12月議会に行革プランという形で議決いただいた収支見通しの前提の中にも、そういう費用というのはもともと入ってございませんので、もしそういう形で町として少子化対策、子育てをもうそこにもう一点重視でやっていくんやということになれば、その財源をどこから集めてこなあかんというところで行きますと、市町村段階ではそういう国が使う赤字国債を発行する権限も許されてもいません。となると、熊取町の中で行っている単独事業の中で、これを縮小するなりこれも廃止するというような形の大きな議論がそこで行われた中で、必要な財源が集められて、恒久的なものになっていくのかなというふうには考えます。

それと、近隣の市町村と比べましても、熊取町が置かれている財政状況というのは、これはもうどうしてもいかんともし難い部分がございます。熊取町は、本来必要な標準的な行政サービスを行うために必要なものとして町で集められるお金が、今、0.57ということで58%ぐらいしか町税とかそういうものがないという状況の中で、泉佐野市では0.93、93%まで自分のところで、いわゆる税金とかで賄われるという状況です。お隣の貝塚市でも65.9%ということで、やはり基本的にいろんな施策に使うことができる財源というのも、これはいかんともし難い部分があります。

そういう中で、同じことで競っていかんあかん部分で競っていきますと、金額の大きいものになれば、どうしても最終的に追いつけない部分というのが生じると思います。そういうことも踏まえていろんなそういう議論の中で、最終的に熊取町はもう一般財源全部その給食費に行くんやという形になる、そういうご意見を住民も含めてご理解いただけるのであれば、そういう方向も当然出てこようかと思えますけれども、熊取町は、できるだけ補助金を取って、コストをかけなくて、今のサービスを提供をできているということだと思いますと、コストパフォーマンスが非常にいい町というふうには私は考えております。それを数字的なもので示せと言えれば幾らでもあるんですけども、そういうところも踏まえて、今後、令和5年度以降の予算編成という形の中で、そういう話も当然上がってこようかと思えますけれども、今現状、ちょっとお答えできるのは、すみません、お答えにはなっていないとは思いますが、そういう状況であるということをご理解いただければなというふうには思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私のほうから少し補足という意味で、今私どもが検討している内容についてご答弁させていただきます。

渡辺議員のほうから、来年度から小・中学校の給食費、保育所の副食費も含めて無償化を恒久的にというようなご要望をいただいたわけですが、私どもとしては、今回の追加で上げさせていただいて、財政との協議も含めて編成させていただいたんですけども、常に、コロナ対策、物価高騰対策、少子化対策の中で、小・中学校の給食費、保育所の副食費の無償化というのは常にテーブルには上がってくるんです。その中でできるものを取捨選択しながら、当初予算で、5月の臨時議会では3,000円の地域振興券と物価高騰分の給食費の負担をさせていただいたところですが、そのように、来年度から小・中・副を全て一括すれば、今数字いただいたように2億2,000万円の一般財源を突っ込むことになる。これは、先ほど部長のほうからご答弁させていただいたとおりになるとは思いますが、その中でも、まずは中学校からやっつけようよとか、いや、小学校・中学校からやっつけよう、あるいは副食費からやっつけようよ、あるいはもっと違うやり方があるんじゃないかということで、全てのシミュレーションに基づいて常に数字はたたいております。その点

だけ十分ご理解いただいて、それを実施するに際しましては、当然、皆様方のご意見を聞きながら全部一括して2億2,000万円の一般財源をどんと突っ込むということはこれ極めてしんどい、困難な状態だとは思いますが、ただ、それを標榜しながら、最終ゴールはそこだよということを見据えながら、その財政の運営の中でどのように配分していくかということも検討していきたいというように考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

検討していただいているということを知りて少し安心しましたが、周りを見て出遅れのないように、決断力の出遅れのないようにお願いしたいということをご要望させていただきます。

議長（河合弘樹君） 南副町長。

副町長（南 和仁君） それにつきましては、しっかり町長がご判断をさせていただけるような資料は、私以下全ての理事者が常にアンテナを張りながら、そういった緻密な数字も含めて作成していきたいというように考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。矢野議員。

8番（矢野正憲君） すみません、今、答弁のやり取りを聞いている中で、政治日程のことを考えると、来年の1月に町長選挙があるわけですよね。議員が2人が給食費無償化したらどうやというふうな、水を向けるような質問をされて、しないというふうな形になって、21日に総務文教が終わってから我々に説明がありましたね、東野部長が来られて、舌の根も乾かないうちというふうな表現をされておりましたけれど。

今回、小学校と中学校の給食費を無償化されるんですよね。東野部長と副町長の話を知っていると、今年度の2学期と3学期分という話なんですよね。それってちょっと、政治日程のことを考えるとちょっとまずくないですか。例えば3か年でやりますよとかというふうな話であれば理解できるんです。その中で、内輪もめのことが記事に載ったりとかされているから、だから21日に僕らにこういうふうな話が来たというときは、うがった見方をすると、そういったものを打ち消すようなことも考えてはったのかなというふうなことはちょっと思いましたよ、正直。

うちの会派の話の中では、2人の議員が水向けている中で言えへんかったから、町長選挙のとき言わんのやろうなというふうな話で、21日、1日空けた22日に文春砲が出たから、そないなるときにいろいろと政治日程のことも考えて、これを出したのかなというふうなことはちょっと本当に思いました。

ではなくて、今年度、2学期、3学期、小学校と中学をするのであれば、せめて来年もするようないふうな答弁をしないと、僕みたいなうがった考えを持つようなあれだつて通用するわけだし、それは今から、例えば熊取の町民の皆さんに説明するときも、こういったことが起こったから、それ帳消しにするために小学校・中学校の給食費を無償化するんやなとて思われてもしょうがないの違いますか。

だから、それを打ち消すのであれば、やっぱり来年度も同じことはやりますぐらいのことを言わないといけないと思いますけれどもね。僕が知っている、得ている情報では、自由民主党の総務会では2025年からは給食費は大体もう無償化するという話が出ています。だから、来年度を1年間熊取町が頑張ったら、その後は国が予算を講じてくれるというふうな、そういった話というのは総務会の中で出ているということも把握はしているんで、その辺のちょっと答弁はされたほうがいいんじゃないですかね。僕のような思いを持っている、僕のような考えに至るような町民の皆さんも出てくると思いますけれど、その辺も踏まえてちょっと、町長、どう考えておられますか。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 政治日程という言葉が出ましたけれども、私的には、政治日程を考えるのであれば、

来年度に向けて公約という形で広く皆様方に周知していくというふうな考えが普通ではないかなと、私にはそんな考えがあります。

だから、今どうすべきか、皆様方からいただいたそういった要望、そして住民からいただいた要望、そして、内部で検討しているもろもろのそういった内容について、一つの判断がここで示されたということでご理解を願えたらと思います。

自民党の総務会で2025年から給食費が無償化されるという情報も、これは我々のところには入っていませんし、伝わる場所は、なかなか無償化についてはいろいろな観点を整理していく必要があると。中学校給食にしても、完全にしているところが100%の県もある中で、まだ58.何%しか完全給食ができていないという、そういうふうな観点を踏まえた中で、これから自民党、文科省と子ども家庭庁の間でやり取りする中で、そういう観点整理をしていくその先に、給食費の無償化というのがあるんでしょうけれども、これらを考えますと、2025年と先ほど言われましたけれど、2025年に無償化というふうなことが実行してくれるのかなというふうな、私の感想ですけども、その中で、今どうすべきか、いろいろな情報をいただきながら、財政のほうの数字を検討しながら、この結果に至ったということでありまして、政治日程を考えるのであれば、公約として大きく出していくのが私が考える本筋ではないかなというふうに思っております。

2025年に確実に、自民党、岸田総理のほうで給食費の無償化をやりますということであれば、2024年、これはもうつなぎとして、そこまでですのでやりたいなと、今、そんなふうにいるところですよ。

以上です。

議長（河合弘樹君） 矢野議員。

8番（矢野正憲君） ありがとうございます。

いろいろと衆議院選挙もあつたりするような中で、それも一つの公約に入ってくるんだと思います。そういった事情があるんで、その辺は見極めないといけなところもありますけれども、ただやはり、今年度の令和5年度の2学期と3学期を小学校、中学校は給食費を無償化するのであれば、その次の年も、やはり最低同じようなことはやるべきじゃないのかなというふうに思います。

その中で、いろいろと副食費どうするんや、マックスに持っていくまでに何年かけるんやというふうなことは、やはり議論をしないといけな、計画をつくらないといけなとは思いますがけれども、今年度の2学期、3学期するんやったら来年度もするような、同じようなことはするような形は取ってほしいですね。その辺が最低限じゃないですかね。

でないと、いろいろと計画を立てないといけなところありますけれども、そういうふうな、今回急に言われて出されたもんやから、やっぱりそういうふうな期待は皆さんされるんじゃないですかね。その辺もちょっと考えていただいて、お願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

7番（田中圭介君） ちょっと1個だけ聞きたいんですけども、この無償化の割合はどないなっているんですか。もう全部ふるさとでいくのか、地方創生臨時交付金の上積みを使うと言っていましたでしょう、その辺をちょっと。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 臨時議会の部分については、基本的にベースは地方創生臨時交付金が充たっていて、不足をふるさとが一部充たっているような、そういう構想になっています。ただ、今回は全額ふるさとという、そういう財源となっています。

議長（河合弘樹君） 田中圭介議員。

7番（田中圭介君） それでは、当初の地方創生臨時交付金の上積み、高騰分というのは残ることですか。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。



総合政策部長（東野秀毅君）上積み分は上積み分として、予算はそのまま執行します。今回は今回でベースとなる部分となりますので、それも執行となりますので、どちらかが残るといことはございません。

議長（河合弘樹君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第2 委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について説明いたします。

1ページをご覧ください。

熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律により、政令で定める額を超えない者については、議員個人による請負に関する規制の対象から除かれたことに伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることのないよう、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を新たに制定する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

これまで、地方公共団体の議員は当該普通公共団体に対し請負をする者になれないと地方自治法に規定されており、議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、このたび規制緩和により、地方議員の成り手不足の解消を見込み、自治体と年間取引額が300万円までは兼業が認められることになりました。この条例案は、公表に関する目的や報告の方法など、議員の請負に関する規制緩和について、国通知に沿った形で規定するものでございます。

まず、第1条、目的ですが、地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することで、議員個人の請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的として規定するものです。

次に、第2条の報告については、議会前会計年度中に熊取町と請負をした議員は、その契約内容など状況を期限内に議長に報告しなければならないことを定めたものです。

次に、第3条の報告の一覧作成及び公表については、議長は請負の状況報告一覧を作成し、公表しなければならないことを定めているものです。

次に、第4条、報告等の保存及び閲覧等の期間を5年間とするもので、この期間は町の文書取扱規程に準じたものとしています。

次の第5条、委任については、この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるとしてあります。

次に、附則です。この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

以上で、委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案の原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。  
議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第3 議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の件、追加議事日程第4 議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の件及び追加議事日程第5 議員提出議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書、議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書、議員提出議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、以上3件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第4号をお開きください。

議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年度改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
同じく		田中	豊一
同じく		大林	隆昭
同じく		矢野	正憲
同じく		渡辺	豊子
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

特定商取引法平成28年度改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書。

令和4年版消費者白書によると、令和3年における消費生活相談は85.2万件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特定商取引法（以下「特商法」という。）の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が

14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%である。さらに、認知症等の高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、同白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体で27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引に関する相談は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想される。

よって本町議会は国に対し、これらの消費者被害に対処するため、以下の事項について、特定商取引法の改正を行うよう求める。

#### 記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること、また権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第5号をお開きください。

議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		田中 豊一
同じく		大林 隆昭
同じく		矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書。

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、出来る限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

そこでこの際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第6号をお開きください。

議員提出議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
同じく		田中	豊一
同じく		大林	隆昭
同じく		矢野	正憲
同じく		渡辺	豊子
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書。

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

#### 記

##### (1) 特別支援教育支援員の適切な配置。

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

##### (2) 特別支援教育コーディネーターの適切な配置。

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

##### (3) 看護師等の専門家の適切な配置。

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

##### (4) 特別支援学校のセンター的機能の強化。

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する

指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

(5) 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置。

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

(6) 特別支援学校教諭免許状の取得支援。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第5号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第6号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年6月定例会閉会から令和5年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和5年6月定例会閉会から令和5年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（河合弘樹君）以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

新しい議会体制になり、熊取町発展のため両輪となってまちづくりに取り組んでいけるものと心強く感じるとともに、本定例会において、ご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

結びに、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）これをもちまして、令和5年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時30分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月27日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

長 田 健太郎

議 員

石 井 一 彰